

現 行	変 更 案
第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号、以下「法」という。）第 2 8 条の 4 0 第 3 号及び第 2 8 条の 4 5 の規定に基づき、<u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u>が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。 （用語） 第 2 条 本指針で使用する用語は、本指針に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令及び省令並びに電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の定款及び業務規程において使用する用語の例による。 2 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年 7 月 2 0 日法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。 二 「平日」とは、休日以外の日をいう。 三 「昼間帯」とは、毎日 8 時から 2 2 時までの時間をいう。 四 「夜間帯」とは、昼間帯以外の時間をいう。 五 「供給支障」とは、電気の供給の支障（但し、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。）をいう。 六 「発電抑制」とは、給電指令（第 1 6 1 条に定める。以下同じ。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。 七 「電源脱落」とは、電力設備の故障に起因し、発電設備等が電力系統から電氣的に切り離されることをいう（但し、給電指令による場合を除く。）。 八 「発電支障」とは、発電抑制及び電源脱落をいう。 九 「短時間熱容量」とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が、当該設備を短時間に限り使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。 十 「需要設備系統連系希望者」とは、需要設備への電気の供給を行う者又は需要設備への電気の供給を行おうとする者をいう。 十一 「系統連系希望者」とは、発電設備等系統連系希望者及び需要設備系統連系希望者をいう。 十二 「アクセス設備」とは、発電設備等系統連系希望者及び需要設備系統連系希望者が送電系統に連系するための流通設備をいう。 十三 「発電設備等系統アクセス業務」とは、事前相談、接続検討及び発電設備等契約申込み（第 7 9 条に定める。以下同じ。）に関する業務をいう。 十四 「需要設備系統アクセス業務」とは、事前検討及び需要設備契約申込み（第 1 0 2 条に定める。以下同じ。）に関する業務をいう。 十五 「系統アクセス業務」とは、発電設備等系統アクセス業務及び需要設備系統アクセス業務をいう。	第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号、以下「法」という。）第 2 8 条の 4 0 第 3 号及び第 2 8 条の 4 5 の規定に基づき、<u>一般送配電事業者及び送電事業者</u>が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。 （用語） 第 2 条 本指針で使用する用語は、本指針に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令及び省令並びに電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の定款及び業務規程において使用する用語の例による。 （新設）

現 行	変 更 案
第 2 章 需要想定 (需要想定要領に定める事項) 第 3 条 需要想定要領には、次の各号に掲げる事項を記載<u>するものとする。</u> 一～二 (略) 三 供給区域の需要 (以下「供給区域需要」という。) の想定方法 <u>(短期想定の手法、長期想定の手法等)</u> 四 小売供給を行う相手方の需要 (以下「<u>自社</u>需要」という。) の想定方法 <u>(短期想定の手法、長期想定の手法等)</u> 五～六 (略) (供給区域需要の想定) 第 4 条 <u>一般電気事業者</u>は、需要想定要領に基づき、自らの供給区域の供給区域需要の想定を行い、本機関に提出する。 (業務規程第 2 1 条第 2 項より移設して修正) 2 <u>一般電気事業者</u>は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関の公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、過去の需要の実績、供給区域の個別事情等を考慮<u>するものとする。</u> 3 <u>一般電気事業者</u>は、第 1 項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出<u>するものとする。</u> (供給区域需要の想定を検証) 第 5 条 (業務規程別表 3 － 1 から移設し修正) <u>一般電気事業者</u>は、別表 2 － 1 のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。但し、本機関の要請があった場合には、別表 2 － 1 に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項の比較及び検証に際しては、気温、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。	第 2 章 需要想定 (需要想定要領に定める事項) 第 3 条 需要想定要領には、次の各号に掲げる事項を記載<u>しなければならない。</u> 一～二 (略) 三 供給区域の需要 (以下「供給区域需要」という。) の想定方法 四 小売供給を行う相手方の需要 (以下「<u>小売</u>需要」という。) の想定方法 五～六 (略) (供給区域需要の想定) 第 4 条 <u>一般送配電事業者</u>は、需要想定要領に基づき、<u>次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、</u>自らの供給区域の供給区域需要の想定を行い、<u>毎年度 1 月 2 0 日までに</u>本機関に提出する。 一 <u>想定期間</u> ア 原則として、第 1 年度以降 1 0 年間 イ 第 1 年度の使用端電力量、送電端電力量及び最大需要電力は月別 二 <u>想定対象</u> ア 需要電力量 使用端電力量、需要端電力量及び送電端電力量 イ 最大需要電力 送電端最大 3 日平均電力 2 <u>一般送配電事業者</u>は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関が<u>業務規程第 2 0 条第 2 項に基づき</u>公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、過去の需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うにあたり必要となる事項を考慮<u>しなければならない。</u> 3 <u>一般送配電事業者</u>は、第 1 項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出<u>しなければならない。</u> (供給区域需要の想定を検証) 第 5 条 <u>一般送配電事業者</u>は、本機関に対し、次の各号に掲げるとおり、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気温等による影響量に関する情報を提出<u>しなければならない。</u> 一 <u>前年度下期及び前年度の需要電力量 毎年 6 月末日</u> 二 <u>当年度上期の需要電力量 毎年 1 1 月末日</u> 三 <u>当年度の夏季最大需要電力 毎年 1 0 月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、冬季最大需要電力の提出を毎年翌年度 5 月末日とする。</u> 2 <u>一般送配電事業者</u>は、別表 2 － 1 のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。但し、本機関の要請があった場合には、別表 2 － 1 に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。 3 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の比較及び検証に際しては、気温、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。

現 行	変 更 案
<u>3 一般電気事業者は、業務規程第 1 9 条第 2 項に基づき、第 1 項の比較及び検証の結果等を本機関が定める様式に基づき、提出する。</u> (業務規程第 1 9 条第 2 項より移動) <u>4 一般電気事業者は、前項の検証結果等を供給区域需要の想定に反映するものとする。</u> 別表 2－1 (略) (<u>自社需要の想定</u>) 第 6 条 <u>卸電気事業者を除く電気事業者は、需要想定要領に基づき、自社需要の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。</u> 2 <u>卸電気事業者を除く電気事業者は、自社需要の想定にあたっては、第 4 条第 2 項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮するものとする。</u> (<u>自社需要の想定の実証</u>) 第 7 条 <u>卸電気事業者を除く電気事業者は、第 5 条第 1 項及び第 2 項に準じ、自社需要の実績と需要想定との差異について比較し、その差異について検証を行う。</u> 2 <u>卸電気事業者を除く電気事業者は、前項の検証結果等を、適宜、自社需要の想定に反映するものとする。</u> (<u>本機関による需要想定の実証プロセス</u>) 第 8 条 <u>業務規程第 1 9 条第 3 項に定める本機関が行う過去の供給区域の需要想定の実証は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。但し、第 3 号については、本機関が必要と判断する場合に限る。</u> 一 <u>供給区域の需要実績と供給区域の需要想定との差異及びその要因</u> 二 <u>前号に定める事項の過年度からの推移</u> 三 <u>一般電気事業者の行った検証の考え方及び検証方法</u> 四 <u>その他本機関が需要想定及び需要想定要領の実証に必要と判断する事項</u> (<u>全国需要想定水準の考え方</u>) 第 9 条 <u>業務規程第 2 1 条第 1 項に定める全国需要想定水準は、前条の実証結果を反映し、原則として、人口・経済指標等の実績と需要実績との回帰分析又は需要実績の時系列傾向線に基づき策定する。なお、想定期間及び想定対象は、業務規程第 2 1 条第 2 項第 1 号ア及び第 2 号に準拠する。</u> 2 <u>前項の回帰分析にあたっては、本機関が業務規程第 2 0 条に基づき、会員に通知し、公表する人口・経済指標の見通しを用いる。</u>	4 <u>一般送配電事業者は、次の各号に掲げるとおり、第 2 項の実証結果を本機関が定める様式に基づき、提出する。</u> 一 <u>前年度の需要電力量に関する実証結果 毎年 7 月末日</u> 二 <u>最大需要電力に関する実証結果 毎年 1 0 月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、毎年 5 月末日とする。</u> 5 <u>一般送配電事業者は、前項の実証結果等を供給区域需要の想定に反映しなければならない。</u> 別表 2－1 (略) (<u>小売需要の想定</u>) 第 6 条 <u>小売事業者及び登録特定送配電事業者は、需要想定要領に基づき、小売需要の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。</u> 2 <u>小売事業者及び登録特定送配電事業者は、小売需要の想定にあたっては、第 4 条第 2 項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮するものとする。</u> (<u>小売需要の想定の実証</u>) 第 7 条 <u>小売事業者及び登録特定送配電事業者は、第 5 条第 2 項及び第 3 項に準じ、小売需要の実績と需要想定との差異について比較し、その差異について検証を行う。</u> 2 <u>小売事業者及び登録特定送配電事業者は、前項の実証結果を、適宜、小売需要の想定に反映しなければならない。</u> (業務規程第 1 9 条第 2 項へ移設) (削除)

現 行	変 更 案
第 3 章 供給計画の取りまとめ等	第 3 章 供給計画の取りまとめ等
(業務規程第 2 3 条から移設)	<u>(供給計画の案の提出)</u> 第 9 条の 2 電気事業者は、次の各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。 一 第 3 年度から第 1 0 年度の供給計画の案 毎年 2 月 2 0 日 二 第 1 年度及び第 2 年度の供給計画の案 毎年 3 月 1 5 日
(第 1 2 条から移設して修正)	<u>(供給計画の案等の変更箇所に関する説明)</u> 第 9 条の 3 電気事業者は、業務規程第 2 4 条第 2 項に基づき、本機関から供給計画の案の見直しの要請を受け、見直後の供給計画の案を提出する場合には、本機関に対し、見直しを行った箇所について説明しなければならない。
(業務規程第 2 5 条から移設して修正)	<u>(供給計画の提出)</u> 第 9 条の 4 電気事業者は、毎年 3 月 2 5 日までに、経済産業省令で定めるところにより、本機関に供給計画を提出しなければならない。 2 電気事業者は、本機関に提出した供給計画の案と供給計画との間に変更がある場合には、本機関に対し、変更箇所について説明しなければならない。
(新設)	<u>(年度途中で会員となった電気事業者による供給計画の提出)</u> 第 9 条の 5 年度途中で本機関の会員となった電気事業者は、電気事業者となった後遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、新たに電気事業者となった日を含む年度における供給計画を本機関に提出しなければならない。
(新設)	<u>(供給計画の変更)</u> 第 9 条の 6 電気事業者は、供給計画を変更した時は、供給計画の変更した事項を遅滞なく、本機関に提出しなければならない。
(新設)	<u>(発電設備等の廃止計画の提出)</u> 第 9 条の 7 発電事業者は、設備容量が 1 0 万キロワット以上の発電設備等の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、本機関に提出しなければならない。
(供給計画の案の調整に関する考え方) 第 1 0 条 本機関は、 <u>需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流 通設備形成の観点等から、次の各号に掲げる事項を考慮の上、供給計画の案に基づく調整の要否を判断する。</u> 一 <u>一般電気事業者が提出した供給計画の案における考慮事項</u> ア 供給計画における <u>供給区域需要</u> と <u>供給区域の需要</u> 想定との間の相違の有無及び程度	(供給計画の案の調整等における考慮事項) 第 1 0 条 業務規程第 2 4 条第 1 項の調整及び業務規程第 2 6 条第 2 項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。 一 <u>一般送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項</u> ア 供給計画における <u>需要想定</u> と <u>業務規程第 2 1 条第 1 項に基づき提出を受けた需要想定</u> との間の相違の有無及び程度

現 行	変 更 案
イ 需要実績の推移及び過去の供給計画の<u>想定需要</u>と比較した場合における、<u>自社需要</u>の変動の程度 ウ（略） エ <u>自社需要に対する供給予備率が本機関の定める一定の水準を上回っているか否か（沖縄電力株式会社については自社需要に対する供給予備力が最大電源ユニットに相当する電力を上回っているか否か）</u> オ～カ（略） 二 <u>卸電気事業者</u>が提出した供給計画の案における考慮事項 ア（略） イ <u>卸電気事業者の卸先</u>の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無 ウ <u>供給計画の案に記載された流通設備形成計画において設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性</u> エ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項 三 <u>特定規模電気事業者及び特定電気事業者</u>が提出した供給計画の案における考慮事項 ア 需要実績の推移及び過去の<u>需給計画等の想定需要</u>と比較した場合における、<u>自社需要</u>の変動の程度 イ（略） ウ <u>自社需要</u>に対して、十分な供給力及び供給予備力が確保されているか否か エ（略） （新設） <u>（本機関からの根拠及び考え方の聴取）</u> <u>第 1 1 条 電気事業者は、本機関から、本機関に提出した供給計画の案又は国に届け出た供給計画の根拠及び考え方を聴取された場合は、速やかにこれに応じなければならない。</u> <u>（供給計画の案等の変更箇所に関する説明）</u> <u>第 1 2 条 電気事業者は、業務規程第 2 4 条に基づき、本機関から供給計画の案の見直しの要請を受け、見直後の供給計画の案を提出する場合には、本機関に対し、見直しを行った箇所について説明しなければならない。</u> <u>2 電気事業者は、本機関に提出した供給計画の案と業務規程第 2 5 条に基づいて提出する供給計画との間に変更がある場合には、本機関に対し、変更箇所について説明しなければならない。</u> <u>（需給バランス評価の方法）</u> 第 1 3 条 本機関は、供給区域の需給バランス評価において、<u>一般電気事業者</u>が想定する供給区域需要と、<u>一般電気事業者及び特定規模電気事業者</u>の供給力並びに<u>卸電気事業者</u>の販売先未定	イ 需要実績の推移及び過去の供給計画の<u>需要想定</u>と比較した場合における、需要の変動の程度 ウ（略） エ <u>需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になっているか否か</u> オ～カ（略） 二 <u>発電事業者</u>が提出した供給計画の案における考慮事項 ア（略） イ <u>発電事業者の供給先である供給区域</u>の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無 （削除） ウ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項 三 <u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者</u>が提出した供給計画の案における考慮事項 ア 需要実績の推移及び過去の<u>供給計画の需要想定</u>と比較した場合における、需要の変動の程度 イ（略） ウ 需要に対して、十分な供給力及び供給予備力が確保されているか否か エ（略） 四 <u>送電事業者及び特定送配電事業者</u>が提出した供給計画の案における考慮事項 ア <u>供給計画の案に記載された流通設備計画において設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性</u> イ <u>その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u> （第 1 4 条へ移設） （第 9 条の 3 へ移設） <u>（需給バランス評価の方法）</u> 第 1 3 条 <u>業務規程第 2 6 条第 2 項第 2 号の需給バランス評価は、一般送配電事業者が想定する供給区域需要と、小売電気事業者及び一般送配電事業者の供給力並びに発電事業者の販売先未</u>

現 行	変 更 案
の供給力の合計値とを比較し、次の各号に掲げる点を検証するものとする。 一 供給区域需要に対する供給予備率が第 1 0 条第 1 号エに定める水準を満たしているか否か。<u>満たしていない場合は、他の供給区域から受電することを期待できる電力（以下「融通期待量」という。）を考慮した供給予備率が同水準を満たしているか否か。</u> 二 第 1 年度について、当該供給区域に供給を行う最大電源ユニットが停止した場合であっても、供給力が当該供給区域の需要を上回っているか否か。<u>上回っていない場合は、融通期待量を考慮した供給力が、当該供給区域の需要を上回っているか否か。</u> 三 前各号に定める水準が確保されていない場合は、第 1 1 条に基づき、本機関が電気事業者から聴取した供給計画の根拠及び考え方に合理性が有るか否か。 2 本機関は、電気供給事業者に対し、<u>需給バランス評価にあたって、必要な情報提供その他の協力を求めることができ、協力を求められた電気供給事業者は、速やかにこれに応じるものとする。</u> （供給計画の取りまとめ） 第 1 4 条 （第 1 1 条から移設） （新設） <u>本機関は、電気事業者から供給計画の提出を受けた場合は、供給計画の案からの変更点に留意し、必要に応じ、第 1 0 条に定める考慮事項の確認を行う。</u> 2 本機関は、経済産業省令に基づき、提出を受けた供給計画に関して、次の各号に掲げる事項を取りまとめる。 一 <u>短期及び長期の需要電力量、最大需要電力及び年負荷率</u> 二 <u>供給力の確保</u> ア <u>短期及び長期の需給バランス</u> イ <u>電源構成の変化に関する分析</u> 三 <u>流通設備形成計画</u> 四 <u>広域運営の状況（供給区域間の電気の販売・調達計画の状況等）</u> 五 <u>電気事業者の特性分析（事業者の規模別分布や保有電源の分析等）</u> 3 本機関は、前各項の確認及び取りまとめの結果を踏まえ、供給計画に対する意見を付する場合には、<u>当該意見に次の各号に掲げる事項の検討結果を反映するものとする。</u> 一 <u>各供給区域及び全国の供給予備率の水準が第 1 0 条第 1 号エに定める水準を下回っている場合は、本機関及び電気供給事業者における供給予備率の改善に向けた方策と見通し</u> 二 <u>各供給区域及び全国の供給予備率の水準が第 1 0 条第 1 号エに定める水準を下回っている場合で、本機関及び電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な場合の、国による新たな政策方針等の必要性</u> 三 <u>その他本機関が需給の安定化の観点から国に意見を述べるのが適当と考える事項</u>	<u>定の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表する需給バランス評価の方法にしたがって実施するものとする。</u> （供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力） <u>第 1 4 条 電気事業者は、業務規程第 2 4 条第 1 項及び第 2 6 条第 1 項に基づき提出した供給計画の案又は供給計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。</u> <u>2 電気供給事業者は、業務規程第 2 6 条第 3 項に基づき、本機関から需給バランス評価にあたって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。</u> （削除） （業務規程第 2 6 条の 2 へ移設）

現 行	変 更 案
(新規)	第 4 章 電源入札等 <u>(一般送配電事業者の要請に基づく電源入札等の検討開始の手続)</u> <u>第 1 4 条の 7 一般送配電事業者は、大規模な発電設備の計画外停止等により、需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第 2 7 条の 5 第 1 項第 2 号の電源入札等の検討開始の要請を行うことができる。</u> <u>(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)</u> <u>第 1 4 条の 8 電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>一 全国及び供給区域ごとの需給検証</u> <u>二 会員の供給力等の確保状況</u> <u>ア 小売電気事業者（特定送配電事業者を含み、全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下本項で同じ。）の供給力の確保状況</u> <u>イ 発電事業者（全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。）の発電運転実績及び運転計画</u> <u>ウ 一般送配電事業者の調整力の確保状況</u> <u>三 小売電気事業者の需要実績及び需要想定</u> <u>四 危機管理上の需給変動リスク分析</u> <u>ア 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情による大規模な電源計画外停止リスク又は燃料調達リスク</u> <u>イ その他全国又は特定の供給区域の需給バランスに影響を与える事項</u> <u>(電源入札等の基本要件の記載事項)</u> <u>第 1 4 条の 9 電源入札等の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>一 電源入札等を行う供給区域</u> <u>二 電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容</u> <u>三 電源入札等の対象となる電源（発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く）</u> <u>四 電源入札等の対象となる電源が具備すべき周波数調整機能等の条件</u> <u>五 電源維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間</u> <u>六 電源入札等の方式</u> <u>七 電源維持運用者となる条件</u> <u>八 電源維持運用者に払う補填金の支払条件</u> <u>九 電気の販売に関する条件</u> <u>十 電源入札等の上限価格</u> <u>十一 募集スケジュール</u> <u>十二 その他電源入札等を実施するにあたり必要となる事項</u>
(新規)	

現 行	変 更 案
(新規)	<u>(電源入札等の応募者の条件)</u> <u>第 1 4 条の 1 0 電気供給事業者（電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本章において同じ。）は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第 2 7 条の 9 に基づく本機関の募集に対して応募することができる。</u> <u>一 発電用電気工作物を維持し、運用することができる技術力があること</u> <u>二 電源維持運用業務にかかる費用（電源入札補填金は除く。）を負担する意思及び能力があること</u> <u>三 供給力提供期間において、継続的に供給力を提供する意思及び能力があること</u> <u>四 電気事業法その他の法令が遵守できること</u> <u>五 その他の電源入札等の基本要件に定める条件を満たしていること</u> <u>(電源入札等の応募者の指定)</u> <u>第 1 4 条の 1 1 業務規程第 2 7 条の 9 第 2 項に基づき本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた電気供給事業者は、特別な理由のない限り、電源入札等に応募しなければならない。</u> <u>2 本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた場合で、電源入札等に応募できないときは、応募できない理由を書面により説明しなければならない。</u> <u>(電源維持運用者の募集の手順)</u> <u>第 1 4 条の 1 2 電源維持運用者の募集の手順は次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>一 電源入札等の開始の公表</u> <u>本機関は、業務規程第 2 7 条の 6 第 3 項により電源入札等の実施を決定した場合は、電源入札等の開始について公表する。</u> <u>二 募集要領の策定・公表</u> <u>本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、補填金の支払条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要領を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要領の策定にあたっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 4 条第 2 項に基づき、公表する内容を検討するものとする。</u> <u>三 説明会の開催</u> <u>本機関は、必要に応じ、電源入札等への応募を希望する事業者を対象とした募集要領の説明会を開催する。</u> <u>四 必要書類の提出</u> <u>電源入札等へ応募する電気供給事業者は、募集要領に記載した期限までにおいて、応募価格等を記載した必要な書類を提出する。</u> <u>(応募者の評価項目)</u> <u>第 1 4 条の 1 3 電源入札等の応募者の評価項目は次の各号に掲げるとおりとする。</u>

現 行	変 更 案
(新規)	<u>一 法律又は政省令への適合性</u> <u>二 応募価格 上限価格に対する応募価格</u> <u>三 技術的信頼性 計画外停止リスク、周波数調整機能等</u> <u>四 事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の実現性</u> <u>五 事業継続性 事業者の財務健全性、発電設備の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等</u> <u>六 経済性 工事費（系統増強に係る工事費を含む）、燃料費、修繕費等</u> <u>七 環境影響</u> <u>八 その他募集要領で定める事項</u> <u>(落札者の電源維持運用業務の報告)</u> <u>第 1 4 条の 1 4 電源維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、発電用電気工作物の新增設又は再起動に向けた工程、供給力提供状況その他の本機関が定める電源維持運用業務の内容を報告しなければならない。</u>
第 4 章 調整力の確保に関する計画 (調整力の確保に関する計画及び実績の提出) 第 1 5 条 <u>一般電気事業者は、毎年度、翌年度の調整力の確保に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、本機関に提出しなければならない。</u> 2 前項の調整力の確保に関する計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 一～三 (略) 3 <u>一般電気事業者は、毎年度、前年度における前項の計画に対する調整力の活用の実績を、本機関に提出しなければならない。</u> (新設) (調整力の公募のための準備) 第 1 6 条 <u>一般電気事業者は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号）の施行に向けて、調整力の公募のために必要となる準備を行わなければならない。</u>	第 5 章 調整力の確保 (調整力の確保に関する計画及び実績の提出) 第 1 5 条 <u>一般送配電事業者は、毎年度、本機関が定める様式により、翌年度の調整力の確保に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、本機関に提出しなければならない。</u> 2 (略) 一～三 (略) 3 <u>一般送配電事業者は、毎年度、前年度における前項の計画に対する調整力の活用の実績を、本機関に提出しなければならない。</u> <u>(調整力の確保)</u> <u>第 1 6 条 一般送配電事業者は、系統運用（第 1 3 1 条に定める。）に必要な調整力を予め確保するよう努める。</u> <u>2 一般送配電事業者が調整力を確保する際には、業務規程第 1 0 1 条の 2 により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。</u> (調整力の公募等) 第 1 6 条の 2 <u>一般送配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募等の公平性かつ透明性が確保された手続により実施するものとし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者</u>

現 行	変 更 案
(新設)	<u>を優遇してはならない。</u>
(新設)	<u>(公募等の実施要領の作成)</u> <u>第 1 6 条の 3 一般送配電事業者は、調整力の公募等を行うに際しては、原則として、調整力が満たすべき要件、公募スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募等の実施要領を策定し、公表する。</u>
(新設)	<u>(公募等の手続)</u> <u>第 1 6 の 4 一般送配電事業者は、策定した実施要領に基づき、調整力を募集する。</u> <u>2 一般送配電事業者は、公募等の実施要領に定めるところにより、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。</u> <u>3 一般送配電事業者は、本機関の求めに応じ、落札者の名称、当該落札者から調達した調整力の要件その他本機関が要求する事項を本機関に報告する。</u>
(新設)	<u>(落札者との契約の締結)</u> <u>第 1 6 条の 5 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要領及び落札結果にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。但し、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。</u>
(新設)	<u>(公募の結果の公表)</u> <u>第 1 6 条の 6 一般送配電事業者は、調整力の公募の手続が完了した場合には、その手続の結果を公表しなければならない。</u>
第 5 章 設備形成 第 1 節 広域系統長期方針 (新設) <u>(広域系統長期方針)</u> <u>第 1 7 条 広域系統長期方針の策定においては、国の政策方針、総合資源エネルギー調査会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 9 3 号）に基づく審議会等（以下「国の審議会等」という。）における審議、策定済みの広域系統整備計画、本機関による電力系統に関する調査・分析の結果等を踏まえ、1 0 年を超える期間を見通した検討を行い、全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。</u> <u>2 広域系統長期方針の策定に際しては、電気事業者の意見や本機関の業務に関係がある海外諸国の機関との意見交換等を通じて得た知見を踏まえるものとする。</u> <u>3 広域系統長期方針は、会員からの意見聴取等の透明性のあるプロセスを経た上で策定し、そ</u>	第 6 章 設備形成 <u>(広域系統整備委員会への協力)</u> <u>第 1 6 条の 7 電気供給事業者は、広域系統整備委員会の要請に基づき、広域系統整備委員会の運営に関して協力しなければならない。</u> (業務規程第 2 9 条へ移設)

現 行	変 更 案
<u>の内容を直ちに公表するものとする。</u> (広域系統長期方針の記載事項) 第 1 8 条 広域系統長期方針においては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 一 (略) 二 広域連系系統の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項 ア 前号アの検討に際しての留意事項 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) <u>一般電気事業者</u>の供給区域の特性 イ 前号イの検討に際しての留意事項 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) <u>一般電気事業者</u>の供給区域の特性 (エ) (略) 三 (略) <u>(広域系統長期方針の見直し)</u> 第 1 9 条 広域系統長期方針は、策定又は見直後、5 年ごとに定期的に見直しを行う。 2 本機関は、前項の定期的な見直しのほか、次の各号に掲げる場合において、広域系統長期方針の見直しの必要性について検討を行い、見直しが必要であると判断したときには、その都度見直しを行う。 一 エネルギー政策基本法（平成 1 4 年 6 月 1 4 日法律第 7 1 号）に基づくエネルギー基本計画その他の広域系統長期方針に影響を与える国の政策方針が決定又は見直された場合 二 本機関が、業務規程第 4 章に基づき、会員の供給計画を取りまとめ、公表した場合 三 その他広域系統長期方針の前提条件が大きく変化したと本機関が認めた場合 第 2 節 広域系統整備委員会 <u>(広域系統整備委員会)</u> 第 2 0 条 広域系統整備委員会は、本機関の常設の委員会とする。 2 広域系統整備委員会は複数名の委員で構成するものとし、委員数、委員の資格、委員の任期、委員の選解任の手續その他広域系統整備委員会を運営する上で必要な事項は、本機関の理事会によって定める。 3 電気供給事業者は、広域系統整備委員会の要請に基づき、広域系統整備委員会の運営に関して協力する。 <u>(オブザーバーの招聘)</u> 第 2 1 条 広域系統整備委員会は、広域系統整備委員会又は理事会が広域系統整備委員会における検討、評価等を行う上で必要と認める場合には、オブザーバーを招聘し、オブザーバーの意見を聞くことができる。	(広域系統長期方針の記載事項) 第 1 8 条 広域系統長期方針においては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 一 (略) 二 広域連系系統の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項 ア 前号アの検討に際しての留意事項 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) <u>一般送配電事業者</u>の供給区域の特性 イ 前号イの検討に際しての留意事項 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) <u>一般送配電事業者</u>の供給区域の特性 (エ) (略) 三 (略) (業務規程第 2 9 条の 2 へ移設) (定款第 3 9 条へ移設) (削除)

現 行	変 更 案
<u>(利害を有する委員の取扱い)</u> <u>第 2 2 条 広域系統整備委員会は、案件の内容に直接的な利害を有する委員については、当該案件の検討、評価等に関り、オブザーバーとする。</u> 第 3 節 計画策定プロセス (本機関の発議による計画策定プロセスの開始手続) <u>第 2 3 条 本機関は、本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めた場合に、業務規程第 3 1 条第 1 項第 1 号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。</u> 一 安定供給に関する検討開始要件 <u>(業務規程第 3 1 条第 1 項第 1 号ア)</u> ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより<u>一般電気事業者</u>の供給予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず供給支障が発生した場合。 イ (略) 二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件 <u>(業務規程第 3 1 条第 1 項第 1 号イ)</u> ア～エ (略) オ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績 <u>一般電気事業者</u>の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の 5 % 以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたがった発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。)が発生している事実が確認されたとき。 カ (略) キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第 8 3 条第 1 項により<u>一般電気事業者</u>から地内基幹送電線の増強を要する<u>発電設備等</u>契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該<u>発電設備等</u>契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めたとき。但し、<u>発電設備等</u>系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、<u>発電設備等</u>契約申込みを行った場合を除く。 ク (略) 2 ～ 3 (略) (第 8 3 条第 3 項より移設)	(削除) (本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) <u>第 2 3 条 業務規程第 3 1 条第 1 項第 1 号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。</u> 一 安定供給に関する検討開始要件 ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより<u>一般送配電事業者の供給区域</u>の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障(但し、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。<u>以下「供給支障」という。</u>)が発生した場合。 イ (略) 二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件 ア～エ (略) オ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績 <u>一般送配電事業者</u>の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の 5 % 以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたがった発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。)が発生している事実が確認されたとき。 カ (略) キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第 8 3 条第 1 項により<u>一般送配電事業者</u>から地内基幹送電線の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めたとき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。 ク (略) 2 ～ 3 (略) <u>4 本機関は、第 2 3 条第 1 項第 2 号キの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者に通知する</u>

現 行	変 更 案
(広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者) 第 2 4 条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起を行うことができる。 一 安定供給に関する提起 <u>一般電気事業者</u>であること 二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のア及びイを満たしていること ア～イ (略) (新設) 三 電源設置に関する提起 次のアからウを満たしていること ア～ウ (略) (新設) 2 (略) (広域系統整備に関する提起等) 第 2 5 条 電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、<u>本機関に対して広域系統整備に関する提起を行う。</u> <u>2 電気供給事業者は、広域的取引の環境整備又は電源設置に関する提起を行う場合は、広域系統整備に関する提起に際し、費用負担の意思の有無を明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を添付しなければならない。</u> (新設) <u>3 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者（以下「検討提起者」という。）は、本機関が業務規程第 3 4 条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、<u>具体的</u>な理由を記載した書面を本機関に提出することにより、当該提起を取り下げることができる。</u> (新設) (電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続) 第 2 6 条 <u>本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起がなされた場合には、本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めたときに、業務規程第 3 1 条第 1 項第 2 号に</u>	(広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者) 第 2 4 条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起を行うことができる。 一 安定供給に関する提起 <u>一般送配電事業者</u>であること 二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のアからウを満たしていること ア～イ (略) <u>ウ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること</u> 三 電源設置に関する提起 次のアからエを満たしていること ア～ウ (略) <u>エ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること</u> 2 (略) (広域系統整備に関する提起等) 第 2 5 条 電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、<u>次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、本機関に対して広域系統整備に関する提起を行わなければならない。</u> <u>一 費用負担の意思及び財務的能力</u> <u>二 拡大を希望する広域的な電力取引量</u> <u>三 広域的な電力取引の拡大を希望する時期</u> <u>四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給エリア</u> <u>五 その他本機関が必要と認める事項</u> <u>2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者（以下「検討提起者」という。）は、本機関が業務規程第 3 4 条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、<u>合理的</u>な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</u> <u>一 広域系統整備に関する提起の取下げ</u> <u>二 検討提起者の地位の承継（但し、新たに提起者となる者が費用負担の意思を有することを明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。）</u> <u>三 拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少</u> <u>四 電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ</u> <u>五 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更</u> (電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続) 第 2 6 条 <u>業務規程第 3 1 条第 1 項第 2 号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。</u>

現 行	変 更 案
<u>基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。</u> 一～二（略） <u>2 本機関は、前項の要件に適合していないと認めた場合又は第 2 8 条の確認の結果により計画策定プロセスを開始しないことを判断した場合には、検討提起者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。</u> <u>（国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続）</u> <u>第 2 7 条 本機関は、国又は国の審議会等から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第 3 1 条第 1 項第 3 号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。</u> <u>（一般電気事業者への対策実施状況等の確認）</u> <u>第 2 8 条 本機関は、第 2 3 条及び第 2 6 条にかかわらず、整備の検討の対象となる流通設備が、地内基幹送電線であって、直接的には連系線の運用容量の算定や運用に影響を与えない流通設備である場合には、業務規程第 3 1 条第 2 項に基づき、一般電気事業者に対して、状況認識、対策の実施状況及び対策の可能性等の確認を行った結果、当該一般電気事業者による流通設備の整備計画では本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できないと認めたときに限り、計画策定プロセスを開始する。</u> <u>（計画策定プロセスの進め方の決定）</u> 第 2 9 条 （略） 一～二（略） 三 検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第 3 5 条に基づく広域系統整備計画の決定までの期間 <u>2 計画策定プロセスの標準検討期間は、次の各号に掲げる期間とする。</u> <u>一 実施案及び事業実施主体の募集を行う場合 1 8 か月</u> <u>二 実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合 1 2 か月</u> <u>3 新規検討案件が電気供給事業者の提起に基づく案件である場合は、計画策定プロセスを開始した旨及び計画策定プロセスの進め方を当該電気供給事業者に書面で通知する。本機関が計画策定プロセスを継続する必要性が無いと判断した場合には、その理由も併せて通知する。</u> <u>4 検討中又は検討予定の案件との照合確認の結果、新規検討案件を他の案件と併せて検討を行うことが適当であると認めた場合は、当該他の案件の検討において、新規検討案件の検討開始の理由及び内容を考慮するものとする。</u> <u>5 本機関は、第 1 項の検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性がないと判断した場合は、計画策定プロセスを終了する。</u> <u>（基本要件等の決定）</u> 第 3 0 条 （略）	一～二（略） （業務規程第 3 1 条の 3 へ移設） （削除） （業務規程第 3 1 条の 2 へ移設） （計画策定プロセスの進め方の決定） 第 2 9 条 （略） 一～二（略） 三 検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第 3 5 条に基づく広域系統整備計画の決定までの期間。<u>但し、当該期間は原則として標準検討期間とする。</u> （業務規程第 3 2 条第 2 項へ移設） （業務規程第 3 2 条の 2 第 2 項へ移設） （業務規程第 3 1 条の 3 へ移設） <u>2 本機関は、前項の検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性がないと判断した場合には、その理由が、検討中又は検討予定の案件との照合確認の結果、新規検討案件を他の案件と併せて検討を行うことが適当であると認めたことであるときは、当該他の案件の検討において、新規検討案件の検討開始の理由及び内容を考慮するものとする。</u> （業務規程第 3 2 条第 3 項へ移設） （基本要件等の決定） 第 3 0 条 （略）

現 行	変 更 案
2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要があると判断した場合には、次の各号に定める広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を定める。 (新設) 一 広域系統整備の基本要件 ア 増強の目的及び期待される効果 イ 必要な増強容量 ウ 広域系統整備が必要となる時期 エ 広域系統整備の方策（工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等） オ 今後の予定 二 広域系統整備の目的に照らした受益者の範囲 (電気供給事業者の募集及び応募等の手続) 第3 1 条 本機関は、<u>前条</u>の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、<u>当該案件について</u>、検討提起者以外で、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集することができる。 2 本機関は、<u>電気供給事業者から前項の募集に対する応募がなされた場合には、当該電気供給事業者の応募の内容を踏まえ、前条の検討を行う。但し、募集に応じた電気供給事業者に本機関が業務規程第3 4 条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していることを確認できる場合に限る。</u> (新設) 3 募集に応じた電気供給事業者のうち電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者であって、接続検討の<u>回答を得ていない者</u>については、本機関への応募後、速やかに、接続検討の申込みを行わなければならない。当該電気供給事業者が応募後1 か月以内に接続検討の申込みを行わない場合には、当該応募はなかったものとして取り扱う。 4 募集に応じた電気供給事業者は、本機関が業務規程第3 4 条に基づき受益者及び費用負担割	2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要があると判断した場合には、<u>次の各号に定める事項を考慮の上</u>、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を定める。 一 検討提起者の意見（第3 1 条第2 号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る） 二 経済産業大臣又は国の審議会等の要請の内容（第3 1 条第3 号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る） 三 関係する電気供給事業者及び受益者の候補者の意見 3 広域系統整備の基本要件の記載事項は次の各号に掲げるとおりとする。 二 増強の目的及び期待される効果 二 必要な増強容量 三 広域系統整備が必要となる時期 四 広域系統整備の方策（工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等） 五 今後のスケジュール (削除) (電気供給事業者の募集及び応募等の手続) 第3 1 条 本機関は、<u>広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲</u>の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、<u>業務規程第3 2 条の4 に基づき</u>、検討提起者以外で、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。 2 電気供給事業者は、<u>広域系統整備に要すると見込まれる費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有している場合に限り、前項の募集に対して、応募することができる。</u> 3 電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、<u>次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、第1 項の募集に対する応募を行わなければならない。</u> 一 費用負担の意思及び財務的能力 二 拡大を希望する広域的な電力取引量 三 広域的な電力取引の拡大を希望する時期 四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給エリア 五 その他本機関が必要と認める事項 4 本機関は、<u>電気供給事業者から前項の募集に対する応募がなされた場合には、当該電気供給事業者の応募の内容を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討を行う。</u> 5 募集に応じた電気供給事業者（以下「<u>応募事業者</u>」という。）のうち電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者であって、接続検討の<u>申込みを行っていない者</u>については、本機関への応募後、速やかに、接続検討の申込みを行わなければならない。当該電気供給事業者が応募後1 か月以内に接続検討の申込みを行わない場合には、当該応募はなかったものとして取り扱う。 6 応募事業者は、本機関が業務規程第3 4 条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまで

現 行	変 更 案
合を決定するまでの間は、<u>具体的な理由を記載した書面を本機関に提出することにより、当該応募を取り下げることができる。</u> (新設)	の間は、<u>合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。</u> <u>一 広域系統整備に関する応募の取下げ</u> <u>二 応募者の地位の承継（但し、新たに応募者となる者が費用負担の意思を有することを明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。）</u> <u>三 拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少</u> <u>四 電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ</u> <u>五 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更</u>
<u>(計画策定プロセスの期間中における系統アクセス業務の取扱い)</u> 第 3 2 条 本機関は、計画策定プロセスを開始した場合において、当該計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備の実現性を担保するために必要であると認めたときは、広域系統整備委員会の意見を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、発電設備等契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し、関係する一般電気事業者<u>に通知する。</u> <u>2 前項の通知を受けた一般電気事業者は、通知の内容を前提として、系統アクセス業務を行う。但し、本機関が第 4 0 条により通知を行った場合、又は、本機関が状況の変化等により取扱いを変更すべきと判断し、本機関が変更の通知を行った場合には、一般電気事業者は、当該変更の通知の内容にしたがうものとする。</u>	(業務規程第 3 5 条の 5 へ移設)
(実施案等の募集の要否の決定) 第 3 3 条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定<u>した</u>場合には、広域系統整備委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。	(実施案等の募集の要否の決定) 第 3 3 条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定<u>する</u>際に、広域系統整備委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。
(実施案等の応募資格者) 第 3 4 条 実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 <u>一般電気事業者</u> 二 <u>卸電気事業者</u> 三 <u>卸電気事業者</u>となる認可を取得しようとする事業者（新たに設立する法人により当該認可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。）であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者	(実施案等の応募資格者) 第 3 4 条 実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 <u>一般送配電事業者</u> 二 <u>送電事業者</u> 三 <u>送電事業者</u>となる許可を取得しようとする事業者（新たに設立する法人により当該許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。）であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者
(実施案等の募集の実施) 第 3 5 条 本機関は、前条に基づき実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合は、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。 一 (略) 二 公募要領の策定・公表	(実施案等の募集の実施) 第 3 5 条 本機関は、第 3 3 条に基づき実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合は、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。 一 (略) 二 公募要領の策定・公表

現 行	変 更 案
本機関は、第 3 0 条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要領を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要領の策定にあたっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 4 条第 2 項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三～四（略） 五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格応募者」という。）がない場合、実施案の募集を取り止める。この場合、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持・運用する<u>一般電気事業者又は卸電気事業者</u>の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。但し、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の<u>一般電気事業者又は卸電気事業者</u>に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該<u>一般電気事業者又は卸電気事業者</u>に対して、実施案の提出を求める。 六 （略） 七 応募に必要な情報の提供 本機関は、有資格応募者から、実施案の作成のために、次の各号に掲げる情報の提供の依頼があった場合は、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途<u>覚書を締結する</u>ものとする。 ア～キ（略） 八 実施案の提出 有資格応募者は、実施案を提出する場合は、第 2 号の公募要領に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合は、第 5 号に準じ、<u>一般電気事業者又は卸電気事業者</u>に対して、実施案の提出を求める。 （実施案の募集を行わない場合の手続） 第 3 6 条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、広域系統整備委員会において<u>実施案の提出を求める電気事業者を検討し、特定する。</u> （新設） （新設）	本機関は、第 3 0 条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、<u>実施案及び事業実施主体</u>の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要領を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要領の策定にあたっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第 4 条第 2 項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三～四（略） 五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）がない場合、実施案の募集を取り止める。この場合、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持・運用する<u>一般送配電事業者又は送電事業者</u>の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。但し、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の<u>一般送配電事業者又は送電事業者</u>に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該<u>一般送配電事業者又は送電事業者</u>に対して、実施案の提出を求める。 六 （略） 七 応募に必要な情報の提供 本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次の各号に掲げる情報の提供の依頼があった場合は、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途<u>誓約書の提出を求める</u>ものとする。 ア～キ（略） 八 実施案の提出 有資格事業者は、実施案を提出する場合は、第 2 号の公募要領に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合は、第 5 号に準じ、<u>一般送配電事業者又は送電事業者</u>に対して、実施案の提出を求める。 （実施案の募集を行わない場合の手続） 第 3 6 条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、<u>有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。</u> <u>2 前項に基づき実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。</u> <u>（実施案の応募等）</u> <u>第 3 6 条の 2 本機関に対して実施案を提出しようとする事業者（以下「事業実施主体候補者」という。）は、本機関が策定した公募要領にしたがって、実施案を策定し、提出しなければならない。</u>

現 行	変 更 案
(実施案及び事業実施主体の評価方法) 第 3 7 条 本機関は、次の各号に掲げる評価項目について、実施案の評価を行う。 一～二 (略) 三 <u>電力系統の安定性</u> 電力系統の運用に関する柔軟性の向上、事故発生リスク等 四～七 (略) 2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合は、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う<u>ことができる</u>。 3 (略) 4 本機関は、<u>実施案の内容に当該実施案の応募者以外の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備</u> (以下、本項において「他者設備」という。)の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合、又は、当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合は、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。 一～三 (略) (費用負担割合の決定) 第 3 8 条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、その費用負担割合 (一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。) は、別表 5－1 に掲げる例を踏まえ、広域系統整備委員会において、案件ごとに検討する。 2～4 (略)	<u>2 事業実施主体候補者は、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備</u> (以下「他者設備」という。)の増強、改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合、又は、<u>当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合は、実施案の策定に際し、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、実施案の他者設備に与える影響の有無及びその内容を確認しなければならない。</u> (実施案及び事業実施主体の評価方法) 第 3 7 条 本機関は、次の各号に掲げる評価項目について、<u>実施案及び事業実施主体</u>の評価を行う。 一～二 (略) 三 <u>系統の安定性</u> 電力系統の運用に関する柔軟性の向上、事故発生時のリスク等 四～七 (略) 2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合は、<u>広域系統整備委員会の意見を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。但し、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。</u> 3 (略) 4 本機関は、他者設備の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合、又は、当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合は、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。 一～三 (略) (費用負担割合の決定) 第 3 8 条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、<u>本機関は、別表 5－1 に掲げる例を踏まえた検討の上、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。</u> 2～4 (略)

現 行			変 更 案			
別表 5－1 広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※）			別表 6－1 広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※）			
広域系統整備の効果	受益者（費用負担者）			広域系統整備の効果	受益者（費用負担者）	
流通設備事故時における周波数の安定性の向上	・周波数安定性が向上する供給区域の需要家	<u>一般負担</u> （効果のある供給区域の <u>一般電気事業者</u> で分担）	<u>一般負担部分における受益者と費用負担者の例</u>	流通設備事故時における周波数の安定性の向上	・周波数安定性が向上する供給区域の需要家	
大規模災害によって特定の供給区域における供給力の不足が発生した場合における、広域的な供給力の確保	・広域的な供給力の確保が可能になる供給区域の需要家			大規模災害によって特定の供給区域における供給力の不足が発生した場合における、広域的な供給力の確保	・広域的な供給力の確保が可能になる供給区域の需要家	
送電線のルートを複数化することにより、送電線の1ルートが断絶した場合に周波数維持のために発生する需要の遮断の回避	・需要の遮断が回避される供給区域の需要家			送電線のルートを複数化することにより、送電線の1ルートが断絶した場合に周波数維持のために発生する需要の遮断の回避	・需要の遮断が回避される供給区域の需要家	
連系線を通じた電力の融通を見込むことによる特定の供給区域において確保すべき予備力の削減	・供給区域内に確保する予備力を削減できる供給区域の需要家			連系線を通じた電力の融通を見込むことによる特定の供給区域において確保すべき予備力の削減	・供給区域内に確保する予備力を削減できる供給区域の需要家	<u>受益を得る需要家が存する供給区域の一般送配電事業者</u> で分担
電圧を安定させる装置等の設置による電圧安定性の確保	・電圧安定性が確保される供給区域の需要家			電圧を安定させる装置等の設置による電圧安定性の確保	・電圧安定性が確保される供給区域の需要家	
卸電力取引所における供給区域間の約定価格差の解消又は減少	・約定価格が高い供給区域の需要家 ・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要家（但し、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要家は除く。）			卸電力取引所における供給区域間の約定価格差の解消又は減少	・約定価格が高い供給区域の需要家 ・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要家（但し、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要家は除く。）	
個別の安定的な電力取引の確保	・当該の個別の電力取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）	<u>特定負担</u> ―(当該の個別の電力取引を行う事業者)―	<u>特定負担部分における受益者と費用負担者の例</u>	個別の安定的な電力取引の確保	・当該の個別の電力取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）	当該の個別の電力取引を行う事業者
他の供給区域に電気を供給する電源設置の制約の解消	・当該の電源の設置に伴う広域的な取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）	<u>特定負担</u> ―(当該の電源を設置する者又は当該の電源から受電する者)―		他の供給区域に電気を供給する電源設置の制約の解消	・当該の電源の設置に伴う広域的な取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）	当該の電源を設置する者又は当該の電源から受電する者
※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案のうえ、受益者を決定する。			※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案のうえ、受益者を			

現 行	変 更 案
(費用負担割合決定に伴う系統アクセス業務における取扱いの通知) <u>第４０条</u> 本機関は、費用負担割合を決定した場合は、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し、関係する一般電気事業者に通知する。 <u>２</u> 前項の通知を受領した一般電気事業者は、通知の内容を前提として、系統アクセス業務を行う。 (計画策定プロセスの終了) <u>第４３条</u> 本機関は、全ての費用負担候補者が提起又は応募の取下げその他の方法により費用負担の意思がないことを明らかにした場合その他広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合には、広域系統整備委員会の意見を踏まえ、計画策定プロセスを終了する。但し、基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第３０条から前条に準じ、計画策定プロセスを継続する。 <u>２</u> 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は<u>第２７条</u>に基づく検討の要請者、<u>第３１条</u>第１項の募集に応じた電気供給事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。 (新設) (広域系統整備計画決定後の進捗状況把握) <u>第４４条</u> 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。 一 (略) 二 四半期ごと 本機関が進捗状況を把握するために必要な情報 <u>２</u> 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。 <u>３</u> 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。	決定する。 (業務規程第３５条の５へ移設) (計画策定プロセスの終了) <u>第４３条</u> 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合のほか、次の各号に掲げるときは、計画策定プロセスを終了する。 一 <u>第２９条</u>第２項に基づき、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合 二 <u>第３０条</u>第１項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性がないと判断し、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定しなかった場合 三 全ての費用負担候補者が費用負担の意思がないことを明らかにした場合 四 その他広域系統整備委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合 <u>２</u> 本機関は、前項第３号又は第４号にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、<u>第３２条</u>の３から前条に準じ、計画策定プロセスを継続する。 <u>３</u> 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は<u>業務規程第３１条</u>第３号に基づく検討の要請者、<u>応募事業者</u>及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。 (他者設備の対策) <u>第４３条の２</u> 他者設備を維持・運用する電気供給事業者は、広域系統整備計画の内容に当該他者設備の建設、維持及び運用が含まれる場合においては、事業実施主体の求めに応じ、本機関が認める場合に限り、工事を実施し、工事後の設備を維持し、運用しなければならない。 (広域系統整備計画決定後の情報提供) <u>第４４条</u> 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。 一 (略) 二 四半期ごと 本機関が進捗状況<u>及び今後の見通し</u>を把握するために必要な情報 (業務規程第３５条の３へ移設)

現 行	変 更 案
第4節 流通設備の整備計画 (流通設備の整備の検討の開始) 第45条 <u>一般電気事業者</u>は、次の各号に掲げる場合には、流通設備（但し、連系線を除く。以下、本節において同じ。）の整備に関する検討を開始する。 一～四（略） (流通設備の整備計画の策定) 第46条 <u>一般電気事業者</u>は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項（将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。）を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。 一～十六（略） (流通設備の整備の完了時期) 第47条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、流通設備の整備の完了までに要する期間を見込んだ上で、整備が必要となる時期までに整備を完了するよう努める。 一～七（略） (流通設備の整備の前提となる諸条件) 第48条 （略） 一～四（略） 五 回線数 ア 特別高圧の電線路 （ア）（略） （イ）機器装置の単一故障時に供給支障や発電支障（但し、電力設備の故障に起因する<u>ものに限</u>り、発電機の故障による当該発電機の発電支障は除く。以下、本章において同じ。）の影響が限定的と考えられる送電線路 1回線とする。 （ウ）～（エ）（略） イ （略） 六 （略） 七 短絡・地絡故障電流の許容値 <u>一般電気事業者</u>が定めた電圧階級ごとの許容最大値を超えない範囲で決定する。 八～九（略） 第5節 流通設備の設備形成時の基準	第4節 流通設備の整備計画 (流通設備の整備の検討の開始) 第45条 <u>一般送配電事業者</u>は、次の各号に掲げる場合には、流通設備（但し、連系線を除く。以下、本節において同じ。）の整備に関する検討を開始する。 一～四（略） (流通設備の整備計画の策定) 第46条 <u>一般送配電事業者</u>は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項（将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。）を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。 一～十六（略） (流通設備の整備の完了時期) 第47条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、流通設備の整備の完了までに要する期間を見込んだ上で、整備が必要となる時期までに整備を完了するよう努める。 一～七（略） (流通設備の整備の前提となる諸条件) 第48条 （略） 一～四（略） 五 回線数 ア 特別高圧の電線路 （ア）（略） （イ）機器装置の単一故障時に供給支障や発電支障（電力設備の故障に起因する<u>当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制（第55条第2項第2号イに定める）をいう。</u>以下同じ。）の影響が限定的と考えられる送電線路 1回線とする。 （ウ）～（エ）（略） イ （略） 六 （略） 七 短絡・地絡故障電流の許容値 <u>一般送配電事業者</u>が定めた電圧階級ごとの許容最大値を超えない範囲で決定する。 八～九（略） 第5節 流通設備の設備形成時の基準

現 行	変 更 案
(電力系統の性能に関する基準) 第 5 2 条 <u>一般電気事業者</u>は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第 5 4 条から第 5 6 条に定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。 (設備健全時の基準) 第 5 4 条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。 ア 流通設備の電圧が<u>一般電気事業者</u>の定める範囲内に維持されること。 イ (略) 三 (略) (電力設備の単一故障発生時の基準) 第 5 5 条 (略) 一 熱容量 電力系統から N－1 故障の発生箇所が切り離された後の各流通設備の潮流が、短時間熱容量を超過しないこと。 二～三 (略) 2 前項に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。 一 (略) 二 発電支障が発生しない場合、又は、発電支障が発生する場合であり、次に掲げる事項を満たすとき。 ア (略) イ 発電抑制の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者が N－1 故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）。 ウ (略) (電力設備の 2 箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策) 第 5 7 条 本機関又は<u>一般電気事業者</u>は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の 2 箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支障の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減	(電力系統の性能に関する基準) 第 5 2 条 <u>一般送配電事業者</u>は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第 5 4 条から第 5 6 条に定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。 (設備健全時の基準) 第 5 4 条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。 ア 流通設備の電圧が<u>一般送配電事業者</u>の定める範囲内に維持されること。 イ (略) 三 (略) (電力設備の単一故障発生時の基準) 第 5 5 条 (略) 一 熱容量 電力系統から N－1 故障の発生箇所が切り離された後の各流通設備の潮流が、<u>短時間熱容量（流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が、当該設備を短時間に限り使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。以下同じ。）</u>を超過しないこと。 二～三 (略) 2 前項に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。 一 (略) 二 発電支障が発生しない場合、又は、発電支障が発生する場合であり、次に掲げる事項を満たすとき。 ア (略) イ 発電抑制（<u>給電指令（第 1 6 1 条に定める。以下同じ。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。）</u>の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者が N－1 故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）。 ウ (略) (電力設備の 2 箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策) 第 5 7 条 本機関又は一般送配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の 2 箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支障の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽

現 行	変 更 案
するための対策の実施について検討する。 第6節 その他 (詳細事項の公表) 第58条 <u>一般電気事業者</u>は、第4節及び第5節の考え方に基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。	減するための対策の実施について検討する。 第6節 その他 (詳細事項の公表) 第58条 <u>一般送配電事業者</u>は、第4節及び第5節の考え方に基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。
第6章 システムアクセス 第1節 システムアクセス業務 (システムアクセス業務の実施) 第59条 <u>一般電気事業者</u>は、送電システムへの発電設備等の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。 (申込みの窓口) 第60条 <u>発電設備等システムアクセス業務に関する申込みは、連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電システムを運用する一般電気事業者に対して行うものとする。</u> 2 <u>需要設備システムアクセス業務に関する申込みは、需要設備の存する供給区域の一般電気事業者に対して行うものとする。</u> (本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み) 第61条 前条にかかわらず、<u>特定発電設備等システム連系希望者</u>は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。 2 <u>前条にかかわらず、一般電気事業者は、自らが維持及び運用を行う発電設備等を設置した、又は設置しようとする特定発電設備等設置場所</u>に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。 (システム情報の提示) 第62条 <u>一般電気事業者</u>は、システム連系希望者からシステム情報の閲覧及び説明の要請があった場合は、国が定めるシステム情報の公表の考え方に基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じるものとする。 2 <u>一般電気事業者</u>は、システム連系希望者から要請があった場合は、システム図上において、連系等を希	第7章 システムアクセス 第1節 システムアクセス業務 第1款 総則 (システムアクセス業務の実施) 第59条 <u>一般送配電事業者</u>は、送電システムへの発電設備等及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。 (申込みの窓口) 第60条 <u>システム連系希望者は、次の各号に掲げる一般送配電事業者に対して、システムアクセスの申込みを行う。</u> 一 <u>発電設備等に関するシステムアクセス業務 連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電システムを運用する一般送配電事業者</u> 二 <u>需要設備に関するシステムアクセス業務 需要設備の存する供給区域の一般送配電事業者</u> (本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み) 第61条 前条にかかわらず、<u>特定システム連系希望者</u>は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。<u>但し、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けているシステム連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等であるシステム連系希望者は、特定発電設備等</u>に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。 (システム情報の提示) 第62条 <u>一般送配電事業者</u>は、システム連系希望者からシステム情報の閲覧及び説明の要請があった場合は、国が定めるシステム情報の公表の考え方に基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じるものとする。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、システム連系希望者から要請があった場合は、システム図上において、連系等を

現 行	変 更 案
望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当該発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明する。 3 <u>一般電気事業者</u>は、第216条第1項に基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。 第2節 <u>発電設備等系統アクセス業務</u> （事前相談の申込み） 第63条 高压又は特別高压の送電系統への連系等を希望する<u>発電設備等系統連系希望者</u>は、接続検討の申込みに先立ち、事前相談の申込みを行うことができる。 （事前相談の申込みの受付） 第64条 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 <u>一般電気事業者</u>は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第68条に定める回答期間内の日を回答予定日として、<u>発電設備等系統連系希望者</u>へ速やかに通知する。 3 <u>一般電気事業者</u>は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>発電設備等系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。 （特定発電設備等系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有） 第65条 <u>一般電気事業者</u>は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>から事前相談の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、事前相談を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 <u>一般電気事業者</u>は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に通知した回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、<u>本機関に対し、その旨を報告</u>し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。 （事前相談の申込みに対する検討） 第66条 <u>一般電気事業者</u>は、事前相談の申込みの受付後、次条の回答に必要となる事項について検討を実施する。 （事前相談の回答）	希望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当該発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明する。 3 <u>一般送配電事業者</u>は、第216条第1項に基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。 第2款 <u>発電設備等に関する系統アクセス業務</u> （事前相談の申込み） 第63条 発電設備等と高压又は特別高压の送電系統の連系等を希望する<u>系統連系希望者</u>は、接続検討の申込みに先立ち、事前相談の申込みを行うことができる。 （事前相談の申込みの受付） 第64条 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>系統連系希望者</u>から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第68条に定める回答期間内の日を回答予定日として、<u>系統連系希望者</u>へ速やかに通知する。 3 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。 （特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有） 第65条 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>特定系統連系希望者</u>から事前相談の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、事前相談を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに事前相談の回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨を報告（延長後の回答予定日を含む。）</u>し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。 （事前相談の申込みに対する検討） 第66条 <u>一般送配電事業者</u>は、事前相談の申込みの受付後、事前相談の回答に必要となる事項について検討を実施する。 （事前相談の回答）

現 行	変 更 案
第67条 <u>一般電気事業者</u>は、前条の検討が完了したときは、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。 一 希望受電電圧が特別高压である場合 ア <u>発電設備等系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する、送電系統（連系線を除く。以下、本号において同じ。）の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力 イ 想定する連系点から発電設備等の設置場所までの直線距離 二 <u>希望受電電圧が高压である場合</u> ア <u>発電設備等系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力 イ <u>発電設備等系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流（配電用変電所における配電用変圧器の高压側から特別高压側に流れる潮流をいう。以下、本号において同じ。）の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力 ウ （略） （新設） 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項の回答に際し、<u>発電設備等系統連系希望者</u>の求めに応じ、国が定める系統情報の公表の考え方にに基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。 （事前相談の回答期間） 第68条 <u>一般電気事業者</u>は、事前相談の回答を、原則として、事前相談の申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。 （接続検討の申込み） 第69条 高压又は特別高压の送電系統への連系等を希望する<u>発電設備等系統連系希望者</u>は、次の各号に掲げる場合においては、<u>発電設備等契約申込み</u>に先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。 一 発電設備等を<u>新設</u>する場合 二 発電設備等の<u>増設又は更新</u>を行う場合（<u>最大受電電力の変更がない場合及び最大受電電力が減少する場合を含む。</u>）	第67条 <u>一般送配電事業者</u>は、前条の検討が完了したときは、<u>系統連系希望者</u>に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。 一 希望受電電圧が特別高压である場合 ア <u>系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する、送電系統（連系線を除く。以下、本号において同じ。）の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力 イ 想定する連系点から発電設備等の設置場所までの直線距離 二 <u>希望受電電圧が高压であって、配電用変電所が存在する送電系統の場合</u> ア <u>系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力 イ <u>系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流（配電用変電所における配電用変圧器の高压側から特別高压側に流れる潮流をいう。以下、本号において同じ。）の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力 ウ （略） 三 <u>希望受電電圧が高压であって、配電用変電所が存在しない離島系統の一部の送電系統の場合</u> ア <u>系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する、<u>高压流通設備の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、高压流通設備の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力</u> イ <u>想定する連系点から発電設備等の設置場所までの既設高压流通設備の線路亘長</u> 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の回答に際し、<u>系統連系希望者</u>の求めに応じ、国が定める系統情報の公表の考え方にに基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。 （事前相談の回答期間） 第68条 <u>一般送配電事業者</u>は、事前相談の回答を、原則として、事前相談の申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。 （接続検討の申込み） 第69条 <u>発電設備等と</u>高压又は特別高压の送電系統の連系等を希望する<u>系統連系希望者</u>は、次の各号に掲げる場合においては、<u>契約申込み</u>に先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。 一 発電設備等を<u>新設又は増設</u>する場合 二 発電設備等の<u>全部又は一部若しくは付帯設備の更新</u>を行う場合。<u>但し、次のア又はイに該当するときは除く。</u> ア 接続検討申込書の記載事項に変更が生じないとき

現 行	変 更 案
三、四 （略） 2 高压又は特別高压の送電系統への連系等を希望する<u>発電設備等系統連系希望者</u>は、前項に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。 （新設）	<u>イ 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき</u> 三、四 （略） 2 高压又は特別高压の送電系統への連系等を希望する<u>系統連系希望者</u>は、前項に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。 <u>（発電設備等の更新における接続検討の要否確認）</u> <u>第69条の2 系統連系希望者は、発電設備等を更新する場合において、次の各号に該当するときは、連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者に対し、接続検討の要否を確認することができる。</u> <u>一 最大受電電力の変更がないとき</u> <u>二 最大受電電力が減少するとき</u> <u>三 受電設備、変圧器、保護装置、通信設備その他の付帯設備を更新するとき</u> <u>四 その他発電設備等の更新の内容が軽微である場合</u> <u>2 前項にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。但し、経済産業大臣から一般送配電事業者の許可を受けている発電事業者又は一般送配電事業者が親法人等、子法人等又は親法人等を同じくする子法人等である発電事業者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。</u> <u>3 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、発電設備等の更新に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。</u> <u>4 一般送配電事業者は、前項の検討完了後速やかに、接続検討の要否確認を行った系統連系希望者に対して、検討結果を通知する。</u> <u>5 系統連系希望者は、接続検討の要否の確認を行った場合は、一般送配電事業者の求めに応じ、必要な情報を提供しなければならない。</u> （接続検討の申込みの受付） 第70条 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第72条に定める検討料が入金されていること（但し、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、<u>発電設備等系統連系希望者</u>は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を<u>一般電気事業者</u>に通知しなければならない。 3 <u>一般電気事業者</u>は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第75条に定める回答期間内の

現 行	変 更 案
日を回答予定日として、<u>発電設備等系統連系希望者</u>へ速やかに通知する。 4 <u>一般電気事業者</u>は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>発電設備等系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。 （<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>からの接続検討の受付・回答状況の共有） 第 7 1 条 <u>一般電気事業者</u>は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>から接続検討の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 <u>一般電気事業者</u>は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に通知した回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、<u>本機関</u>に対し、<u>その旨を報告</u>し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。 （接続検討の検討料） 第 7 2 条 <u>一般電気事業者</u>は、接続検討の申込みがあったときは、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、<u>一般電気事業者</u>が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。但し、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。 2 <u>発電設備等系統連系希望者</u>は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、<u>一般電気事業者</u>にその旨を通知しなければならない。 3 <u>一般電気事業者</u>は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>から本機関に対し接続検討の申込みがあった場合において、本機関からその旨の通知を受けたときは、当該特定発電設備等系統連系希望者に対し、<u>一般電気事業者</u>が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。 4 前項に掲げる場合において、<u>一般電気事業者</u>は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>からの検討料の入金を確認したときは、本機関にその旨を通知する。 （接続検討の申込みに対する検討） 第 7 3 条 <u>一般電気事業者</u>は、接続検討の申込みの受付後、<u>次条</u>の回答に必要となる事項について検討を実施する。 2 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、<u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。 （接続検討の回答）	の日を回答予定日として、<u>系統連系希望者</u>へ速やかに通知する。 4 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。 （<u>特定系統連系希望者</u>からの接続検討の受付・回答状況の共有） 第 7 1 条 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>特定系統連系希望者</u>から接続検討の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>特定系統連系希望者</u>に通知した第 1 項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、<u>本機関</u>に対し、<u>その事実が判明次第速やかに、本機関</u>に対し、<u>その旨を報告（延長後の回答予定日を含む。）</u>し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。 （接続検討の検討料） 第 7 2 条 <u>一般送配電事業者</u>は、接続検討の申込みがあったときは、<u>系統連系希望者</u>に対し、<u>一般送配電事業者</u>が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。但し、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。 2 <u>系統連系希望者</u>は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、<u>一般送配電事業者</u>にその旨を通知しなければならない。 （第 9 9 条の 3 に移設） （第 9 9 条の 3 に移設） （接続検討の申込みに対する検討） 第 7 3 条 <u>一般送配電事業者</u>は、接続検討の申込みの受付後、<u>接続検討</u>の回答に必要となる事項について検討を実施する。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>系統連系希望者</u>に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、<u>一般送配電事業者</u>は、<u>系統連系希望者</u>に対し、提供を求める要となる理由を説明しなければならない。 （接続検討の回答）

現 行	変 更 案
第 7 4 条 <u>一般電気事業者</u>は、前条第 1 項の検討が完了したときは、発電設備等系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由） 二 系統連系工事の概要（<u>発電設備等系統連系希望者</u>が希望する場合は設計図書又は工事概要図等） 三～五 （略） 六 <u>発電設備等系統連系希望者</u>に必要な対策 七、八 （略） 2 <u>一般電気事業者</u>は、前条第 1 項による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。 一 （略） 二 <u>発電設備等系統連系希望者</u>の工事費負担金対象となる系統連系工事が第 1 1 1 条に定める規模以上となる場合 業務規程第 4 4 条第 3 項第 2 号に掲げる内容 3 <u>一般電気事業者</u>は、前項第 1 号に掲げる条件に該当する場合は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接続検討の結果が、前項第 2 号に掲げる条件にも該当する場合には、<u>一般電気事業者</u>は、その旨も併せて報告するものとする。 4 <u>一般電気事業者</u>は、前条第 1 項による検討結果が、第 2 項第 1 号に掲げる条件に該当せず、かつ、第 2 項第 2 号に該当する場合は、業務規程第 4 4 条第 3 項第 2 号に準じて、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。 （接続検討の回答期間） 第 7 5 条 <u>一般電気事業者</u>は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。 一 <u>発電設備等系統連系希望者</u>が高圧の送電系統への発電設備等（但し、逆変換装置を使用し、容量が 5 0 0 キロワット未満のものに限る。）の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から 2 か月 二 （略） （電源接続案件募集プロセス開始の申込み） 第 7 6 条 <u>発電設備等系統連系希望者</u>は、一般電気事業者から電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある旨の説明を受けた場合で、<u>電源接続案件募集プロセスの実施を希望するときは、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。但し、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合であって、発電設備等系統連系希望者が、業務規程第 3 1 条第 1 項第 2 号に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合はこの限りでない。</u>	第 7 4 条 <u>一般送配電事業者</u>は、前条第 1 項の検討が完了したときは、<u>系統連系希望者</u>に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一 <u>系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由） 二 系統連系工事の概要（<u>系統連系希望者</u>が希望する場合は設計図書又は工事概要図等） 三～五 （略） 六 <u>系統連系希望者</u>に必要な対策 七、八 （略） 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前条第 1 項による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。 一 （略） 二 <u>系統連系希望者</u>の工事費負担金対象となる系統連系工事が<u>業務規程第 4 4 条の 4 の 2</u>に定める規模以上となる場合 業務規程第 4 4 条第 3 項第 2 号に掲げる内容 3 <u>一般送配電事業者</u>は、前項第 1 号に掲げる条件に該当する場合は、<u>系統連系希望者</u>に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接続検討の結果が、前項第 2 号に掲げる条件にも該当する場合には、<u>一般送配電事業者</u>は、その旨も併せて報告するものとする。 4 <u>一般送配電事業者</u>は、前条第 1 項による検討結果が、第 2 項第 1 号に掲げる条件に該当せず、かつ、第 2 項第 2 号に該当する場合は、業務規程第 4 4 条第 3 項第 2 号に準じて、<u>系統連系希望者</u>に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。 （接続検討の回答期間） 第 7 5 条 <u>一般送配電事業者</u>は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。 一 <u>系統連系希望者</u>が高圧の送電系統への発電設備等（但し、逆変換装置を使用し、容量が 5 0 0 キロワット未満のものに限る。）の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から 2 か月 二 （略） （削除）

現 行	変 更 案
<u>(一般電気事業者による電源接続案件募集プロセスの実施)</u> 第 7 7 条 一般電気事業者は、業務規程第 4 4 条の 4 第 1 項各号に掲げる場合を除き、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けたときは、電源接続案件募集プロセスを開始し、連系等の希望があった地点の近隣の電源接続案件を募集する。 2 一般電気事業者は、第 1 1 2 条第 2 項に準じ、電源接続案件募集プロセスの募集要領の案を策定したときには、公表に先立ち、本機関に募集要領の案を提出しなければならない。 3 本機関は、前項に基づき提出された募集要領の案の内容を確認、検証する。本機関が募集要領の案が妥当と認める場合にはその旨を一般電気事業者に通知し、かかる通知をもって、募集要領の内容が確定するものとする。 4 前項の確認、検証の結果、本機関が、募集要領の案について再検討が必要と認める場合には、理由を付して、一般電気事業者に再検討を求める。一般電気事業者は、募集要領の内容を再検討の上、修正した募集要領の案を本機関に対して提出し、本機関は前項に準じて、その内容を確認、検証する。 5 前各項に定めるほか、一般電気事業者が行う電源接続案件募集プロセスについては、業務規程第 4 4 条の 3 から第 4 4 条の 9 及び本指針第 7 章に定める手順に準じるものとする。 <u>(一般電気事業者が電源接続案件募集プロセスを開始しないと判断した場合の取扱い)</u> 第 7 8 条 一般電気事業者は、第 7 6 条に基づき電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、業務規程第 4 4 条の 3 第 2 項第 1 号又は第 4 4 条の 4 第 1 項各号（以下、本条において「不開始事由」という。）のいずれかに該当すると判断したときは、電源接続案件募集プロセスを開始しない旨の決定に先立ち、本機関へ申込概要及び電源接続案件募集プロセスを開始しない理由を報告しなければならない。 2 本機関は、前項の報告を受けた場合には、不開始事由の存否について検討し、その結果を一般電気事業者に通知する。 3 前項の検討の結果、本機関が不開始事由がないと判断した場合には、一般電気事業者は電源接続案件募集プロセスを開始する。 <u>(発電設備等契約申込み)</u> 第 7 9 条 送電系統への発電設備等の連系等を希望する<u>発電設備等系統連系希望者</u>は、契約申込み（以下「発電設備等契約申込み」という。）を行わなければならない。 2 送電系統への発電設備等の連系等を希望する<u>発電設備等系統連系希望者</u>が、連系線の利用を希望する場合には、業務規程第 6 6 条に定めるところにより、連系線の利用の申込みを行うものとする。 3 <u>発電設備等系統連系希望者は、事業計画の変更等に伴い連系等を希望する発電設備等の設置を断念した場合又は最大受電電力が減少した場合には、速やかに発電設備等契約申込みの取下げ又は申込内容の変更を行わなければならない。</u> (新設)	(削除) (削除) (発電設備等に関する契約申込み) 第 7 9 条 送電系統への発電設備等の連系等を希望する<u>系統連系希望者</u>は、契約申込みを行わなければならない。 (第 1 7 3 条へ移設) 2 <u>系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、各号に掲げるとおり、発電設備等に関する契約申込みの取下げ又は申込内容の変更を行わなければならない。</u> 一 <u>電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更等に伴い連系等を希望する発電設備等の設置を断念した場合</u> <u>契約申込みの取下げ</u> 二 <u>発電設備等の建設工程の変更、用地事情、法令、事業計画の変更等により、契約申込みの内</u>

現 行	変 更 案
(新設)	<u>容が変更となった場合 契約申込みの内容変更</u>
(発電設備等契約申込みの受付)	(発電設備等に関する契約申込みの受付)
第 8 0 条 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等契約申込み</u>に関する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、<u>発電設備等契約申込み</u>を受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で<u>発電設備等契約申込み</u>の受付を行う。	第 8 0 条 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>に関する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、<u>契約申込み</u>を受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で<u>契約申込み</u>の受付を行う。
2 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも<u>発電設備等契約申込み</u>に対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、<u>発電設備等系統連系希望者</u>は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を<u>一般電気事業者</u>に通知しなければならない。	2 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>系統連系希望者</u>にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する<u>契約申込み</u>に対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、<u>系統連系希望者</u>は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を<u>一般送配電事業者</u>に通知しなければならない。
3 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等契約申込み</u>を受け付けた場合は、第 8 9 条に定める回答期間内の日を回答予定日として、<u>発電設備等系統連系希望者</u>へ速やかに通知する。	3 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>を受け付けた場合は、第 8 9 条に定める回答期間内の日を回答予定日として、<u>系統連系希望者</u>へ速やかに通知する。
4 <u>一般電気事業者</u>は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>発電設備等系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	4 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)	(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)
第 8 1 条 前条第 1 項にかかわらず、<u>一般電気事業者</u>は、第 6 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、<u>発電設備等契約申込み</u>を受け付けず、接続検討の申込みを行うよう求めるものとする。 一 <u>発電設備等系統連系希望者</u>が接続検討の申込みを行っていない場合（接続検討の申込みを行い、接続検討の回答を受領していない場合を含む。） 二 <u>発電設備等契約申込み</u>の内容が接続検討の回答内容を反映していない場合 三 接続検討の回答後、他の<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対して送電系統の容量を確保したことによって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合	第 8 1 条 前条第 1 項にかかわらず、<u>一般送配電事業者</u>は、第 6 9 条第 1 項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>を受け付けず、接続検討の申込みを行うよう求めるものとする。 一 <u>系統連系希望者</u>が接続検討の申込みを行っていない場合（接続検討の申込みを行い、接続検討の回答を受領していない場合を含む。） 二 <u>発電設備等に関する契約申込み</u>の内容が接続検討の回答内容を反映していない場合 三 接続検討の回答後、他の<u>系統連系希望者</u>に対して送電系統の容量を確保したことによって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合
2 前項各号に掲げる場合においては、<u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、接続検討の申込みを求める理由を説明する。	2 前項各号に掲げる場合においては、<u>一般送配電事業者</u>は、<u>系統連系希望者</u>に対し、接続検討の申込みを求める理由を説明する。
3 第 1 項第 2 号及び第 3 号にかかわらず、<u>一般電気事業者</u>は、発電設備等契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が接続検討の回答内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、<u>発電設備等契約申込み</u>を受け付けることができる。	3 第 1 項第 2 号及び第 3 号にかかわらず、<u>一般送配電事業者</u>は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が接続検討の回答内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>を受け付けることができる。
(特定発電設備等系統連系希望者からの発電設備等契約申込みの受付・回答状況の共有)	(特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有)
第 8 2 条 <u>一般電気事業者</u>は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>から<u>発電設備等契約申込み</u>を受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、<u>発電設備等契約申込み</u>を受け付けた旨、受付	第 8 2 条 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>特定系統連系希望者</u>から<u>発電設備等に関する契約申込み</u>を受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>を受け付けた

現 行	変 更 案
日及び回答予定日を報告する。 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 <u>一般電気事業者</u>は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に通知した回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、<u>本機関に対し、その旨を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。</u> (計画策定プロセス開始の要否の確認) 第 8 3 条 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる<u>発電設備等契約申込み</u>を受け付けた場合には、速やかに<u>発電設備等契約申込み</u>の概要及び接続検討の回答概要を本機関に報告し、<u>本機関の発議による</u>計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項に掲げる場合においては、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。 3 <u>本機関は、第 1 項の報告を受けた場合は、第 2 3 条第 1 項第 2 号キの要件により計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行い、その結果を一般電気事業者及び発電設備等系統連系希望者に通知する。</u> 4 <u>一般電気事業者</u>は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、<u>発電設備等契約申込み</u>に対する検討及び回答を行うものとし、前項による通知の受領前に行った回答は無効とする。 (送電系統の暫定的な容量確保) 第 8 4 条 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等契約申込み</u>の受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統（但し、連系線は除く。以下、本条において同じ。）へ<u>発電設備等契約申込み</u>を受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。但し、送電系統の容量を確保しなくとも、<u>発電設備等契約申込み</u>の申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。 (新設) (送電系統の容量確保の取消し) 第 8 5 条 <u>一般電気事業者</u>は、次の各号に掲げる場合には、前条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。 一 <u>発電設備等系統連系希望者</u>が、<u>発電設備等契約申込み</u>における最大受電電力を減少する旨	旨、受付日及び回答予定日を報告する。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。 3 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>特定系統連系希望者</u>に通知した前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、本機関に対し、<u>その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨を報告（延長後の回答予定日を含む。）</u>し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。 (計画策定プロセス開始の要否の確認) 第 8 3 条 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>系統連系希望者</u>から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに当該契約申込みの概要及び接続検討の回答概要を本機関に報告し、<u>業務規程第 3 1 条に基づき、</u>計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項に掲げる場合においては、<u>系統連系希望者</u>に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。 (第 2 3 条第 4 項へ移設) 3 <u>一般送配電事業者</u>は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>に対する検討及び回答を行うものとし、前項による通知の受領前に行った回答は無効とする。 (送電系統の暫定的な容量確保) 第 8 4 条 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>の受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統（但し、連系線は除く。以下、本条において同じ。）へ<u>契約申込み</u>を受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。但し、送電系統の容量を確保しなくとも、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>の申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。 <u>(暫定的な容量確保の特例)</u> 第 8 4 条の 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第 3 5 条の 5、第 4 4 条の 5 第 6 項及び第 4 4 条の 2 2 の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的な容量を確保する。 (送電系統の容量確保の取消し) 第 8 5 条 <u>一般送配電事業者</u>は、次の各号に掲げる場合には、前 2 条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。 一 <u>系統連系希望者</u>が、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>における最大受電電力を減少する旨の

現 行	変 更 案
の変更を行った場合（<u>発電設備等契約申込み</u>を取り下げた場合を含む。） 二 <u>一般電気事業者</u>が、第 8 7 条の回答において、<u>発電設備等系統連系希望者</u>が希望する連系等を承諾できない旨の回答を行った場合 （新設） （新設） 三 その他<u>発電設備等系統連系希望者</u>が、<u>発電設備等契約申込み</u>に対する回答に必要となる情報を提供しない場合等、不当に送電系統の容量を確保していると判断される場合 （<u>発電設備等契約申込み</u>に対する検討） 第 8 6 条 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等契約申込み</u>の受付後、第 7 3 条第 1 項に準じ、<u>発電設備等契約申込み</u>に対する検討を実施する。 2 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、<u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。 （<u>発電設備等契約申込み</u>の回答） 第 8 7 条 <u>一般電気事業者</u>は、前条第 1 項の検討が完了した場合には、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、<u>発電設備等契約申込み</u>に対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。 2 <u>一般電気事業者</u>は、正当な理由がなければ、受付を行った<u>発電設備等契約申込み</u>に対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。 （送電系統の容量の確定） 第 8 8 条 <u>一般電気事業者</u>は、前条の回答が<u>発電設備等系統連系希望者</u>が希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 8 4 条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。 2 <u>一般電気事業者</u>は、第 9 6 条に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。 （<u>発電設備等契約申込み</u>の回答期間） 第 8 9 条 <u>一般電気事業者</u>は、次の各号の区分に応じ、<u>発電設備等契約申込み</u>の回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。 一 <u>発電設備等系統連系希望者</u>が低圧の送電系統への連系等を希望する場合 <u>発電設備等契約申込み</u>の受付日から 1 か月 二 前号に該当しない場合 <u>発電設備等契約申込み</u>の受付日から 6 か月又は<u>発電設備等系統連系希望者</u>と合意した期間	の変更を行った場合（<u>契約申込み</u>を取り下げた場合を含む。） 二 <u>一般送配電事業者</u>が、第 8 7 条の回答において、<u>系統連系希望者</u>が希望する連系等を承諾できない旨の回答を行った場合 三 <u>電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合</u> 四 <u>発電設備等に関する契約申込みの内容又は契約申込みの前提となる接続検討申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容に変更（但し、軽微な変更は除く。）が生じる場合。</u> 五 その他<u>系統連系希望者</u>が、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>の回答に必要となる情報を提供しない場合等、不当に送電系統の容量を確保していると判断される場合 （<u>発電設備等に関する契約申込み</u>に対する検討） 第 8 6 条 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>の受付後、第 7 3 条第 1 項に準じ、<u>当該契約申込み</u>に対する検討を実施する。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>系統連系希望者</u>に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、<u>一般送配電事業者</u>は、<u>系統連系希望者</u>に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。 （<u>発電設備等に関する契約申込み</u>の回答） 第 8 7 条 <u>一般送配電事業者</u>は、前条第 1 項の検討が完了した場合には、<u>系統連系希望者</u>に対し、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>に対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、正当な理由がなければ、受付を行った<u>発電設備等に関する契約申込み</u>に対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。 （送電系統の容量の確定） 第 8 8 条 <u>一般送配電事業者</u>は、前条の回答が<u>系統連系希望者</u>の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 8 4 条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、第 9 6 条に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。 （<u>発電設備等に関する契約申込み</u>の回答期間） 第 8 9 条 <u>一般送配電事業者</u>は、次の各号の区分に応じ、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>の回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。 一 <u>系統連系希望者</u>が低圧の送電系統への連系等を希望する場合 <u>発電設備等に関する契約申込み</u>の受付日から 1 か月 二 前号に該当しない場合 <u>契約申込み</u>の受付日から 6 か月又は<u>系統連系希望者</u>と合意した期間

現 行	変 更 案
(<u>発電設備等契約申込み</u>に対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第 9 0 条 <u>一般電気事業者は、発電設備等契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合には、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明しなければならない。</u> 2 前項の案件が、本機関が<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、<u>一般電気事業者は、本機関に対し、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>への回答に先立ち、<u>発電設備等契約申込み</u>に対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。但し、検討結果の差異が<u>業務規程第 4 5 条第 2 項に定める軽微なものである場合は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。</u></u> 3 <u>一般電気事業者は、本機関が業務規程第 4 5 条第 3 項の確認及び検証により、<u>発電設備等契約申込み</u>に対する再検討が必要と認めるときは、<u>再度、第 8 6 条第 1 項の検討を行い、その結果を本機関に報告する。</u></u> (業務規程第 4 5 条第 3 項から移設して修正) (同時申込み) 第 9 1 条 第 8 1 条第 1 項第 1 号にかかわらず、<u>発電設備等系統連系希望者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 2 3 年 8 月 3 0 日法律第 1 0 8 号、以下「F I T 法」という。）に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統と F I T 法に定める認定発電設備との連系等を希望するときには、<u>接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、<u>発電設備等契約申込み</u>を行うことができる（以下「同時申込み」という。）。</u></u>但し、接続検討の申込みと<u>発電設備等契約申込み</u>の申込内容は統一しなければならない。 2 <u>一般電気事業者は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>から同時申込みを受け付けた場合は、<u>発電設備等契約申込み</u>の回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとし、回答期間内の日を回答予定日として、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に速やかに通知する。</u> 一 認定発電設備が太陽光発電設備の場合 <u>発電設備等契約申込み</u>の受付日から 9 か月 二 前号に掲げる以外の場合 <u>発電設備等契約申込み</u>の受付日から 9 か月又は<u>発電設備等系統連系希望者と合意した期間</u> 3 <u>一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>発電設備等系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</u> 4 <u>一般電気事業者は、第 2 項に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に<u>発電設備等契約申込み</u>の回答を行うよう努めなければならない。</u>	(<u>発電設備等に関する契約申込み</u>に対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第 9 0 条 <u>一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合には、<u>系統連系希望者</u>に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明しなければならない。</u> 2 前項の案件が、本機関が<u>特定系統連系希望者</u>に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、<u>一般送配電事業者は、本機関に対し、<u>特定系統連系希望者</u>への回答に先立ち、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>に対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。但し、検討結果の差異が<u>工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、<u>特定系統連系希望者</u>に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。</u></u> 3 <u>一般送配電事業者は、本機関が業務規程第 4 5 条第 1 項の確認及び検証により、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>に対する再検討が必要と認めるときは、再度、第 8 6 条第 1 項の検討を行い、その結果を本機関に報告する。</u> 4 <u>一般送配電事業者は、本機関が業務規程第 4 5 条第 1 項の確認及び検証により、<u>検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。但し、第 2 項但書により回答を行っている場合は、この限りでない。</u></u> (同時申込み) 第 9 1 条 第 8 1 条第 1 項第 1 号にかかわらず、<u>系統連系希望者が F I T 法に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統と F I T 法に定める認定発電設備との連系等を希望するときには、<u>接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>を行うことができる（以下「同時申込み」という。）。</u></u>但し、接続検討の申込みと<u>発電設備等に関する契約申込み</u>の申込内容は統一しなければならない。 2 <u>一般送配電事業者は、<u>系統連系希望者</u>から同時申込みを受け付けた場合は、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>の回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとし、回答期間内の日を回答予定日として、<u>系統連系希望者</u>に速やかに通知する。</u> 一 認定発電設備が太陽光発電設備の場合 <u>発電設備等に関する契約申込み</u>の受付日から 9 か月 二 前号に掲げる以外の場合 <u>発電設備等に関する契約申込み</u>の受付日から 9 か月又は<u>系統連系希望者と合意した期間</u> 3 <u>一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</u> 4 <u>一般送配電事業者は、第 2 項に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に<u>発電設備等に関する契約申込み</u>の回答を行うよう努めなければならない。</u>

現 行	変 更 案
(同時申込みの場合における意思表明書の提出等) 第 9 2 条 同時申込みを行った発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答を受領した場合は、速やかに、<u>一般電気事業者</u>に対して、書面をもって、<u>発電設備等契約申込み</u>を継続する旨の意思の表明（以下「意思表明」という。）又は<u>発電設備等契約申込み</u>の取下げを行わなければならない。 2 <u>一般電気事業者</u>は、意思表明に関する書面（以下「意思表明書」という。）を受領した場合には、意思表明書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表明を受け付ける。但し、意思表明書に不備がある場合には、意思表明書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表明の受付を行う。 3 <u>一般電気事業者</u>は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>から意思表明を受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、意思表明を受け付けた旨及び受付日を報告する。 4 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>からの意思表明を受け付けた後に、<u>発電設備等契約申込み</u>に対する検討及び回答を行うものとし、意思表明の受付前に行った<u>発電設備等契約申込み</u>の回答は無効とする。 5 同時申込みを行った<u>発電設備等系統連系希望者</u>が<u>発電設備等契約申込み</u>の受付日から 9 か月以内に意思表明を行わない場合には、意思表明が行われなかった<u>発電設備等契約申込み</u>を取り下げたものとみなす。 (同時申込みの場合における本指針の適用) 第 9 3 条 <u>発電設備等系統連系希望者</u>から同時申込みがなされた場合は、第 8 1 条、第 8 3 条（但し、第 4 項は除く。）から第 8 5 条の規定においては、「<u>発電設備等契約申込み</u>」を「意思表明」、「申込書類」を「意思表明書」と読み替えて適用し、第 8 3 条第 4 項、第 8 5 条第 3 号、第 8 7 条及び第 9 0 条の規定に関しては、「<u>発電設備等契約申込み</u>」を「意思表明を受け付けた<u>発電設備等契約申込み</u>」と読み替えて適用する。 2 <u>発電設備等系統連系希望者</u>から同時申込みがなされた場合は、第 8 0 条第 3 項及び第 4 項並びに第 8 9 条は適用しない。 (工事費負担金の支払い) 第 9 4 条 <u>発電設備等系統連系希望者</u>は、<u>連系承諾後</u>、<u>一般電気事業者</u>が<u>連系等に必要な工事に着手するまでに</u>、<u>一般電気事業者</u>に対し<u>工事費負担金を一括して支払うものとする</u>。 2 <u>発電設備等系統連系希望者</u>は、<u>連系等に必要な工事が長期にわたる場合には</u>、<u>一般電気事業者</u>に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 <u>一般電気事業者</u>は、<u>前項</u>の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。 (連系等の実施)	(同時申込みの場合における意思表明書の提出等) 第 9 2 条 同時申込みを行った系統連系希望者は、接続検討の回答を受領した場合は、速やかに、<u>一般送配電事業者</u>に対して、書面をもって、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>を継続する旨の意思の表明（以下「意思表明」という。）又は<u>契約申込み</u>の取下げを行わなければならない。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、意思表明に関する書面（以下「意思表明書」という。）を受領した場合には、意思表明書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表明を受け付ける。但し、意思表明書に不備がある場合には、意思表明書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表明の受付を行う。 3 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>特定系統連系希望者</u>から意思表明を受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、意思表明を受け付けた旨及び受付日を報告する。 4 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>系統連系希望者</u>からの意思表明を受け付けた後に、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>に対する検討及び回答を行うものとし、意思表明の受付前に行った<u>契約申込み</u>の回答は無効とする。 5 同時申込みを行った系統連系希望者が<u>発電設備等に関する契約申込み</u>の受付日から 9 か月以内に意思表明を行わない場合には、意思表明が行われなかった<u>契約申込み</u>を取り下げたものとみなす。 (同時申込みの場合における本指針の適用) 第 9 3 条 <u>系統連系希望者</u>から同時申込みがなされた場合は、第 8 1 条、第 8 3 条から第 8 5 条の規定においては、「<u>発電設備等に関する契約申込み</u>」を「意思表明」、「申込書類」を「意思表明書」と読み替えて適用し、第 8 3 条第<u>3</u>項、第 8 5 条第<u>5</u>号、第 8 7 条及び第 9 0 条の規定に関しては、「<u>発電設備等に関する契約申込み</u>」を「意思表明を受け付けた<u>発電設備等に関する契約申込み</u>」と読み替えて適用する。 2 <u>系統連系希望者</u>から同時申込みがなされた場合は、第 8 0 条第 3 項及び第 4 項並びに第 8 9 条は適用しない。 (工事費負担金契約の締結等) 第 9 4 条 <u>系統連系希望者</u>は、<u>連系承諾後</u>、<u>速やかに</u>、<u>工事費負担金の額</u>、<u>工事費負担金の支払条件</u><u>その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約</u>（以下「<u>工事費負担金契約</u>」という。）を締結しなければならない。 2 <u>工事費負担金</u>は、原則として、<u>一般送配電事業者</u>が<u>連系等に必要な工事に着手するまでに</u>、一括して支払うものとする。但し、<u>系統連系希望者</u>は、<u>連系等に必要な工事が長期にわたる場合には</u>、<u>一般送配電事業者</u>に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>前項但書</u>の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。 (連系等の実施)

現 行	変 更 案
第 9 5 条 <u>発電設備等系統連系希望者と一般電気事業者</u>は、連系等の開始までに、連系等に関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行う。 (連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第 9 6 条 <u>一般電気事業者</u>は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他正当な理由がなければ、連系等を拒んではならない。 一 <u>工事費負担金が支払われない場</u> 二 <u>接続供給契約又は振替供給契約が解除等によって終了した場合</u> (新設) (新設) (新設) 三 <u>連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系承諾後に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合</u> 2 <u>一般電気事業者</u>は、連系等を拒む場合には、その理由を<u>発電設備等系統連系希望者</u>に、書面をもって、説明する。 (発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金) 第 9 7 条 発電設備等の系統連系工事に要する工事費のうち、<u>発電設備等系統連系希望者</u>が負担する工事費負担金の額は、次の各号の区分に応じ、決定する。 一 次号及び第 3 号に掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令（平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日経済産業省令第 1 1 9 号）<u>及び国の審議会等における審議に基づいて算出された金額</u> 二 <u>発電設備等系統連系希望者</u>が、本機関又は<u>一般電気事業者</u>が開始した電源接続案件募集プロセスに対して応募した場合 電源接続案件募集プロセスに基づき決定された金額 三 本機関が、業務規程第 3 4 条に基づき受益者間の費用負担割合を決定した場合 同決定に基づいて算出された金額 2 <u>一般電気事業者</u>は、<u>前項第 1 号</u>に基づく工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。 (一般電気事業者が発電設備等の連系等を希望する場合) 第 9 8 条 <u>一般電気事業者</u>が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、自社が運用する送電系統への連系等を希望する場合には、本節の規定は、「<u>発電設備等系統連系希望者</u>」を「<u>一般電気事業者</u>の発電部門又は小売部門」、「<u>一般電気事業者</u>」を「<u>一般電気事業者</u>の送配電部門」、「<u>発電設備等契約申込み</u>」を「<u>発電設備等系統連系の申込み</u>」と読み替えて適用する。但し、第	第 9 5 条 <u>系統連系希望者と一般送配電事業者</u>は、連系等の開始までに、連系等に関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行う。 (連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第 9 6 条 <u>一般送配電事業者</u>は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の<u>正当な理由</u>がなければ、連系等を拒んではならない。 一 <u>接続契約が解除等によって終了した場合</u> 二 <u>系統連系希望者が、連系承諾後、工事費負担金の金額等に照らし、通常、工事費負担金契約の締結に必要と考えられる期間を超えて、工事費負担金契約を締結しない場合</u> 三 <u>系統連系希望者が工事費負担金契約に定められた期日までに工事費負担金を支払わない場合</u> 四 <u>電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合</u> 五 <u>発電設備等に関する契約申込みの内容又は契約申込みの前提となる接続検討申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更（但し、軽微な変更は除く。）する必要がある生じる場合。</u> 六 <u>その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系承諾後に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合</u> 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を<u>系統連系希望者</u>に、書面をもって、説明する。 (発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金) 第 9 7 条 発電設備等の系統連系工事に要する工事費のうち、<u>系統連系希望者</u>が負担する工事費負担金の額は、次の各号の区分に応じ、決定する。 一 次号及び第 3 号に掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令（平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日経済産業省令第 1 1 9 号）及び<u>費用負担ガイドラインに基づいて算出された金額</u> 二 <u>系統連系希望者</u>が、本機関又は<u>一般送配電事業者</u>が開始した電源接続案件募集プロセスに対して応募した場合 電源接続案件募集プロセスに基づき決定された金額 三 本機関が、業務規程第 3 4 条に基づき受益者間の費用負担割合を決定した場合 同決定に基づいて算出された金額 2 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>前項第 1 号</u>に基づく工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。 (同一法人である一般送配電事業者に発電設備等の連系等を希望する場合) 第 9 8 条 <u>系統連系希望者</u>が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、<u>一般送配電事業者</u>として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、本節の規定は、「<u>契約申込み</u>」を「<u>系統連系の申込み</u>」と読み替えて適用する。但し、第 7 2 条及び第 9 4 条は適用しない。

現 行	変 更 案
7 2 条及び第 9 4 条は適用しない。	
(受付・回答状況の共有)	(受付・回答状況の共有)
第 9 9 条 <u>一般電気事業者</u> は、業務規程第 4 7 条第 2 項に定める発電設備等系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、 <u>一般電気事業者</u> が受け付けた発電設備等系統アクセス業務（但し、最大受電電力が 5 0 0 キロワット以上の発電設備等の案件に限る。）について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日（回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。）を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。	第 9 9 条 <u>一般送配電事業者</u> は、業務規程第 4 7 条第 2 項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、 <u>一般送配電事業者</u> が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務（但し、最大受電電力が 5 0 0 キロワット以上の発電設備等の案件に限る。）について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日（回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。）を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。
2 <u>一般電気事業者</u> は、前項の事項以外に、本機関から、本機関が発電設備等系統アクセス業務に係る情報の分析を行うために必要となる情報の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。	2 <u>一般送配電事業者</u> は、前項の事項以外に、本機関から、本機関が発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の分析を行うために必要となる情報の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
(新設)	第 3 款 <u>本機関が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務</u>
(業務規程第 4 1 条第 2 項から移設して修正)	<u>(本機関が受け付けた事前相談に関する検討)</u> 第 9 9 条の 2 <u>一般送配電事業者は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第 4 1 条第 1 項に基づく依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の 5 営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</u> <u>2 一般送配電事業者は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。</u> <u>3 一般送配電事業者は、本機関に事前相談の検討結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u>
(第 7 2 条第 3 項から移設して修正)	<u>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)</u> 第 9 9 条の 3 <u>一般送配電事業者は、本機関から業務規程第 4 3 条第 2 項の通知を受けた場合は、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</u> <u>2 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から検討料の入金を確認したときは、その旨を本機関に通知する。</u>
(第 7 2 条第 4 項から移設して修正)	<u>(本機関が受け付けた接続検討)</u> 第 9 9 条の 4 <u>一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第 4 3 条第 2 項に基づく依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の 7 営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</u> <u>2 一般送配電事業者は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。</u> <u>3 一般送配電事業者は、本機関に接続検討の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u>
(業務規程第 4 3 条第 2 項から移設して修正)	
(業務規程第 4 3 条第 2 項から移設して修正)	
(業務規程第 4 3 条第 6 項から移設して修正)	

現 行	変 更 案
(新設)	<u>(本機関が受け付けた接続検討の要否確認)</u>
	<u>第 9 9 条の 5 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第 4 3 条の 2 第 1 項に基づく確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u>
	<u>2 一般送配電事業者は、本機関に接続検討の要否確認の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u>
第 3 節 需要設備系統アクセス業務	第 4 款 需要設備に関する系統アクセス業務
(事前検討の申込み及び受付)	(事前検討の申込み及び受付)
第 1 0 0 条 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する<u>需要設備系統連系希望者</u>は、<u>需要設備契約申込み</u>に先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。但し、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。	第 1 0 0 条 <u>需要設備</u>と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する<u>系統連系希望者</u>は、<u>需要設備に関する契約申込み</u>に先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。但し、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。
2 <u>一般電気事業者</u>は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から 2 週間以内に行うものとし、2 週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>需要設備系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>需要設備系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	2 <u>一般送配電事業者</u>は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から 2 週間以内に行うものとし、2 週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
(事前検討の申込みに対する検討及び回答)	(事前検討の申込みに対する検討及び回答)
第 1 0 1 条 <u>一般電気事業者</u>は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要となる工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。	第 1 0 1 条 <u>一般送配電事業者</u>は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要となる工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。
2 <u>一般電気事業者</u>は、前項の検討を完了したときは、<u>需要設備系統連系希望者</u>に対し、検討結果を回答するとともに必要な説明を行う。	2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の検討を完了したときは、<u>系統連系希望者</u>に対し、検討結果を回答するとともに必要な説明を行う。
(<u>需要設備契約申込み</u>及び受付)	(<u>需要設備に関する契約申込み</u>及び受付)
第 1 0 2 条 送電系統への連系等（需要設備側の発電設備等の新規の設置、変更又は廃止を伴う場合を含む。）を希望する<u>需要設備系統連系希望者</u>は、<u>契約申込み（以下「需要設備契約申込み」という。）</u>を行わなければならない。	第 1 0 2 条 <u>需要設備</u>と送電系統への連系等（需要設備側の発電設備等の新規の設置、変更又は廃止を伴う場合を含む。）を希望する<u>系統連系希望者</u>は、<u>需要設備に関する契約申込み</u>を行わなければならない。
2 <u>一般電気事業者</u>は、<u>需要設備契約申込み</u>を受け付けた場合は、<u>需要設備系統連系希望者</u>と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。	2 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>需要設備に関する契約申込み</u>を受け付けた場合は、<u>系統連系希望者</u>と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。
3 <u>一般電気事業者</u>は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>需要設備系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>需要設備系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。	3 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、<u>系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
(<u>需要設備契約申込み</u>に対する検討及び回答)	(<u>需要設備に関する契約申込み</u>に対する検討及び回答)

現 行	変 更 案
第 1 0 3 条 <u>一般電気事業者</u>は、需要設備契約申込みの受付後、次項の回答に必要となる事項について検討を実施する。 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項の検討が完了したときは、<u>需要設備系統連系希望者</u>に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。 一 <u>需要設備系統連系希望者</u>が希望した契約電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由） 二 系統連系工事の概要（<u>需要設備系統連系希望者</u>が希望する場合は設計図書又は工事概要図等） 三～四 （略） 五 <u>需要設備系統連系希望者</u>に必要な対策 六～八 （略）	第 1 0 3 条 <u>一般送配電事業者</u>は、需要設備に関する契約申込みの受付後、契約申込みの回答に必要となる事項について検討を実施する。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の検討が完了したときは、<u>系統連系希望者</u>に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。 一 <u>系統連系希望者</u>が希望した契約電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由） 二 系統連系工事の概要（<u>系統連系希望者</u>が希望する場合は設計図書又は工事概要図等）
（<u>需要設備系統アクセス業務</u>における工事費負担金） 第 1 0 4 条 需要設備の系統連系工事に要する工事費のうち、<u>需要設備系統連系希望者</u>が負担する工事費負担金の額は、原則として、需要設備の系統連系工事に必要となる標準的な工事金額を超えた金額とする。 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、公表する。	（<u>需要設備に関する系統アクセス業務</u>における工事費負担金） 第 1 0 4 条 需要設備の系統連系工事に要する工事費のうち、<u>系統連系希望者</u>が負担する工事費負担金の額は、原則として、需要設備の系統連系工事に必要となる標準的な工事金額を超えた金額とする。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、公表する。
（<u>一般電気事業者</u>が需要設備への電気の供給を行う場合） 第 1 0 5 条 <u>一般電気事業者</u>が、<u>自社</u>が運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、本節の規定は、「<u>需要設備系統連系希望者</u>」を「<u>一般電気事業者の小売部門</u>」、「<u>一般電気事業者</u>」を「<u>一般電気事業者の送配電部門</u>」、「<u>需要設備契約申込み</u>」を「<u>需要設備系統連系の申込み</u>」と読み替えて準用する。但し、前条は準用しない。	（<u>同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合</u>） 第 1 0 5 条 <u>小売電気事業者</u>が、<u>一般送配電事業者として自ら</u>が運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、本節の規定は、「<u>需要設備に関する契約申込み</u>」を「<u>需要設備系統連系の申込み</u>」と読み替えて準用する。但し、前条は準用しない。
第 4 節 その他	第 5 款 その他
（<u>系統アクセス業務</u>の回答） 第 1 0 6 条 <u>一般電気事業者</u>は、本章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならない、系統アクセス業務の回答を不当に遅延してはならない。 2 <u>一般電気事業者</u>は、系統アクセス業務の回答に当たっては、本章に定める事項のほか、国が定める系統情報の公表の考え方にに基づき、必要な情報を提示しなければならない。	（<u>系統アクセス業務</u>の回答） 第 1 0 6 条 <u>一般送配電事業者</u>は、本章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならない、系統アクセス業務の回答を不当に遅延してはならない。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、系統アクセス業務の回答に当たっては、本章に定める事項のほか、国が定める系統情報の公表の考え方にに基づき、必要な情報を提示しなければならない。
（<u>申込み・回答様式</u>） 第 1 0 7 条 <u>一般電気事業者</u>が<u>系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式</u>は、一般電気事業者と協議の上、本機関が定め、公表する。 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公表し	（<u>申込み・回答様式</u>） 第 1 0 7 条 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>本機関が定めた系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公表しなければならない。</u> （前項に移設）

現 行	変 更 案
<u>(電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事)</u> <u>第 1 1 1 条 接続検討の回答において、電源接続案件募集プロセスに関する説明対象となる業務</u> <u>規程第 4 4 条第 3 項第 2 号に定める系統連系工事の規模は、次の各号を満たす系統連系工事と</u> <u>する。</u> 一 <u>発電設備等系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高圧の送電系統</u> <u>(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。)の増強工事が含まれること。</u> 二 <u>接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力(但し、既設の</u> <u>発電設備等の最大受電電力を増加させる場合は、最大受電電力の増加量)で除した額が、本機</u> <u>関の理事会が定める額を超えること。</u> <u>2 本機関は、前項第 2 号の額を公表するものとする。</u> <u>(電源接続案件募集プロセスの開始等)</u> <u>第 1 1 2 条 本機関は、業務規程第 4 4 条の 4 に基づき、電源接続案件募集プロセスを開始する。</u> <u>2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合、同プロセス開始の申込内容及び本機</u> <u>関が有する発電設備等系統アクセス業務に関する情報等を踏まえ、工事費負担金を共同負担す</u> <u>る対象となる系統増強の概要、接続検討の申込窓口その他の同プロセスの前提条件について検</u> <u>討を行い、プロセスごとに募集要領を定め、公表する。</u> <u>3 募集要領においては、電源接続案件募集プロセスにおける送電系統の暫定的な容量確保の方</u> <u>法について、第 8 4 条と異なる定めをすることを妨げない。</u> (新設) (近隣の電源接続案件の募集) 第 1 1 3 条 本機関は、募集要領に基づき、連系等の希望があった地点の近隣の電源接続案件を 募集する。 2 本機関は、業務規程第 4 4 条の 5 第 1 項に基づく接続検討の申込みをもって、発電設備等系 統連系希望者が前項の募集に対して応募したものとして取扱う。 <u>(優先系統連系希望者の決定)</u> <u>第 1 1 4 条 本機関は、原則として、入札手続に基づき、前条第 2 項に基づき応募した発電設備等</u> <u>系統連系希望者の中から、工事費負担金を共同負担することを前提に、連系等を行うことができ</u> <u>る発電設備等系統連系希望者(以下「優先系統連系希望者」という。)を決定する。</u> <u>2 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、優先系統連系希望者にその旨を通知する。</u>	(業務規程第 4 4 条の 4 の 2 へ移設) (業務規程第 4 4 条の 5 へ移設) <u>(電源接続案件募集プロセスへの応募等)</u> <u>第 1 1 1 条の 3 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望</u> <u>者、及び、同プロセスに応募しようとする系統連系希望者は、募集要領に基づき、本機関又は一</u> <u>般電気事業者に対し、接続検討の申込みを行う。</u> <u>2 系統連系希望者は、前項の接続検討の回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系</u> <u>等を希望する場合には、募集要領にしたがって、応募する。</u> (削除) (業務規程第 4 4 条の 1 1 へ移設)

現 行	変 更 案
<u>3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要領に定める。</u> <u>(再接続検討の実施)</u> <u>第115条 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、一般電気事業者に対し、再度、優先系統連系希望者の業務規程第44条の5による接続検討の内容及び前条第1項の手続の内容を前提とした接続検討（以下「再接続検討」という。）の実施を依頼する。</u> <u>2 各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、再接続検討の内容を踏まえ、募集要領に基づき、算出する。</u> <u>3 本機関又は本機関から依頼を受けた一般電気事業者は、優先系統連系希望者に対し、再接続検討の結果及び前項に基づき算出された工事費負担金の額を通知する。</u> <u>(工事費負担金を共同負担する意思の確認)</u> <u>第116条 本機関又は本機関から依頼を受けた一般電気事業者は、各優先系統連系希望者に対し、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。</u> <u>2 各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、前項による確認の結果、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合に、確定するものとする。</u> <u>(電源接続案件募集プロセスの完了)</u> <u>第117条 一般電気事業者は、工事費負担金が確定した場合には、各優先系統連系希望者と工事費負担金の負担に関する書面を締結するものとする。</u> <u>2 本機関は、一般電気事業者と全ての優先系統連系希望者との間で前項の書面が締結された場合には、電源接続案件募集プロセスを完了させる。</u> <u>3 本機関は、電源接続案件募集プロセスの完了後、同プロセスの結果を公表する。</u> <u>(電源接続案件募集プロセス完了後の発電設備等契約申込み)</u> <u>第118条 優先系統連系希望者は、電源接続案件募集プロセスの完了後速やかに、再接続検討の回答内容を反映した内容で、発電設備等契約申込みを行わなければならない。</u> <u>(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い)</u> <u>第119条 第116条第1項による確認の結果、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合の取扱いについては、プロセスごとに募集要領に定める。</u> <u>(新設)</u>	(業務規程第44条の12へ移設) (業務規程第44条の13へ移設) (業務規程第44条の15へ移設) (電源接続案件募集プロセスにおける契約申込み) <u>第111条の4 電源接続案件募集プロセスにおいて優先系統連系希望者となった系統連系希望者は、同プロセスが成立した場合、成立後速やかに、一般送配電事業者に対し、発電設備等に関する契約申込みを行わなければならない。</u> (業務規程第44条の14へ移設) (電源接続案件募集プロセスへの協力) <u>第111条の5 募集の対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者は、本機関の求めに応じ、電源接続案件募集プロセスの実施に協力しなければならない。</u> <u>第3節 リプレース案件系統連系募集プロセス</u>

現 行	変 更 案
(新設)	<u>(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係)</u> <u>第 1 1 8 条 業務規程第 4 4 条の 2 0 第 1 項第 2 号に定めるリプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者及び当該発電事業者と次の各号に掲げる資本関係又は契約関係を有する者とする。</u> <u>一 資本関係を有する者 次のア及びイに掲げる者</u> <u>ア 当該発電事業者の親子法人等</u> <u>イ 当該発電事業者の関連会社（財務諸表等規則第 8 条に定める者をいう。以下同じ。）並びに当該発電事業者の親法人等又は子法人等の関連会社</u> <u>二 契約関係を有する者 次のア及びイに掲げる者</u> <u>ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者（電気供給事業者者になろうとする者を含む。以下、本号において同じ。）</u> <u>イ 当該発電事業者と新設発電設備等から発電される電気を受給する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者</u> <u>ウ 前ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者</u>
(新設)	<u>(リプレースに該当する可能性がある場合の報告)</u> <u>第 1 1 8 条の 2 発電事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した場合において、リプレース対象事業者が第一電気所が同一となる地域で発電設備等の建替えを予定しているときは、その旨を本機関に報告しなければならない。</u>
(新設)	<u>(リプレースの該当性判断のための確認)</u> <u>第 1 1 8 条の 3 リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者は、業務規程第 4 4 条の 2 0 第 2 項に基づき、本機関からリプレースの該当性を判断するために必要な事項の確認を受けた場合は、本機関が指定する期日までに、これに回答しなければならない。</u> <u>2 リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者は、本機関が指定する期日までに、前項の回答ができない場合には、その理由を本機関に報告しなければならない。</u>
(新設)	<u>(リプレースに係る系統アクセス情報の報告)</u> <u>第 1 1 8 条の 4 一般送配電事業者は、系統連系希望者から 1 0 万キロワット以上の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした発電設備等の接続検討の申込み又は契約申込みを受け付けた場合は、速やかに本機関に報告しなければならない。</u>
(新設)	<u>(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</u> <u>第 1 1 8 条の 5 系統連系希望者は、本機関が策定した募集要領に従い、リプレース案件系統連系募集プロセスへ応募しなければならない。</u>
(新設)	<u>(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける契約申込み)</u>

現 行	変 更 案
	<u>第 1 1 8 条の 6 リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した系統連系希望者は、業務規程第 4 4 条の 2 5 の通知及び接続検討の回答を受けた場合において、発電設備等とプロセス対象送電系統との連系等を希望するときは、速やかに、一般送配電事業者に対し、契約申込みを行わなければならない。</u>
(新設)	<u>(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)</u> <u>第 1 1 8 条の 7 リプレース対象事業者は、リプレース対象事業者たる発電事業者が、設備容量が 1 0 万キロワット以上の発電設備等を廃止した場合は、廃止日から 1 2 か月が経過するまでの間、第一電気所が同一となる地域で、発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。</u>
(新設)	<u>(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける廃止時期変更)</u> <u>第 1 1 8 条の 8 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、リプレース対象事業者による新設発電設備等の建替えを理由にリプレース案件募集プロセスが開始された場合は、やむを得ない理由が無い限り、発電設備等の廃止時期を繰り延べてはならない。</u> <u>2 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、前項に掲げる場合において、発電設備等の廃止時期を繰り延べるときは、本機関にその理由を書面により提出しなければならない。</u>
(第 1 0 8 条から移設)	第 4 節 その他 <u>(申込窓口の公表)</u> <u>第 1 1 9 条 一般送配電事業者は、系統アクセス業務及び第 6 2 条の系統情報の提示の申込窓口を定め、自身のウェブサイトにおいて明示的に公表する。</u>
(第 1 0 9 条から移設)	<u>(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表)</u> <u>第 1 1 9 条の 2 一般送配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。</u>
(新設)	<u>(本機関の系統アクセス業務への協力)</u> <u>第 1 1 9 条の 3 電気供給事業者は、業務規程第 4 8 条の 2 に基づき、本機関が行う系統アクセス業務への協力を求められた場合には、これに応じなければならない</u>
(新設)	<u>(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則)</u> <u>第 1 1 9 条の 4 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。</u> <u>2 前項に基づき定める工事費負担金契約等の内容は第 9 4 条、第 9 7 条及び第 1 0 4 条と異なる定めをすることを妨げない。</u>

現 行	変 更 案
<u>第 7 章 電源接続募集プロセス</u>	(削除)
<u>第 8 章 需給計画及び発電計画</u>	<u>第 8 章 需給状況の監視のための計画提出</u>
(需給に関する計画の提出)	(託送供給契約者による計画の提出)
第 1 2 0 条 <u>特定規模電気事業者、託送供給を利用する特定電気事業者及び自己託送を利用する者（以下「託送供給利用事業者」という。）は、供給区域ごとに、別表 8－1 に定める託送供給を利用する需給に関する計画（以下「需給計画」という。）を作成し、同表に定める提出期限までに、需要の存する供給区域の一般電気事業者に提出しなければならない。</u>	第 1 2 0 条 <u>託送供給契約者は、供給区域ごとに、別表 8－1 に定める需要計画、調達計画及び販売計画（以下「需要調達計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</u>
2 <u>需給計画には、合理的な予測に基づく需要の想定及び当該需要に対応した供給力の確保の見込みを記載しなければならない。</u>	2 <u>需要調達計画等には、次の各号に掲げる内容を記載するものとする。</u> <u>一 需要計画 合理的な予測に基づく需要の想定に関する計画。</u> <u>二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保に関する計画。但し、調達先（卸電力取引所における前日スポット取引及び 1 時間前取引を含む。以下同じ）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</u> <u>三 販売計画 需要計画に対応した調達計画の余剰分の販売に関する計画。但し、販売先（卸電力取引所における前日スポット取引及び 1 時間前取引を含む。以下同じ）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</u>
3 <u>電気事業者（但し、卸電気事業者を除く。）は、気温の変化等による需要の予測誤差等を見込んだ上で、十分な供給力を確保しなければならない。</u>	3 <u>託送供給契約者は、翌日計画以降においては、需要計画を調達計画と販売計画との差と一致させなければならない。但し、翌日計画以降であっても、ゲートクローズまでの間は、市場から調達又は市場に販売する見込みがある場合に限り、需要計画を調達計画と販売計画との差と一致させることを要しない。</u>
(新設)	4 <u>複数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、本項及び次項において同じ。）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合には、第 1 項にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。</u>
(新設)	5 <u>代表契約者は、需要調達計画等を取りまとめて提出する際には、前項の委任を受けた託送供給契約者ごとの需要調達計画等の内訳を記載しなければならない。</u>

現 行						変 更 案							
別表 8－1 需給計画の提出						別表 8－1 需要調達計画等の提出							
提出する計画		年間計画 (第 1～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画	提出する計画		年間計画 (第 1～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画 (※ 1)
提出期限		毎年 1 0 月末 日	毎月 1 日	毎週火曜日	毎日午前 1 2 時	随時	提出期限		毎年 1 0 月末 日	毎月 1 日	毎週火曜日	毎日午前 1 2 時 (※ 2)	3 0 分ごとの 実需給の開始 時刻の 1 時間 前
提出内容	需要電力	各月平休日別の最大時需要電力及び最小時需要電力	各週平休日別の最大時需要電力及び最小時需要電力	日別の最大時需要電力と予想時刻及び最小時需要電力と予想時刻	3 0 分ごとの需要電力量	3 0 分ごとの需要電力量	提出内容	需要計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	日別の需要電力の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻	3 0 分ごとの需要電力量	3 0 分ごとの需要電力量
	供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力		調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	3 0 分ごとの調達分の計画値	3 0 分ごとの調達分の計画値
								販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値と予想時刻	3 0 分ごとの販売分の計画値	3 0 分ごとの販売分の計画値
						(※ 1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。							
						(※ 2) 提出日が休業日の場合も含む。							

現 行	変 更 案
(<u>発電に関する計画の提出</u>) 第 1 2 1 条 <u>託送供給利用事業者は、別表 8－2 に定める託送供給を利用する発電地点別の発電に関する計画（以下「発電計画」という。）を作成し、同表に定める提出期限までに、当該託送供給を行う全ての一般電気事業者に提出しなければならない。</u> 2 <u>託送供給利用事業者は、一般電気事業者と事前に協議の上、発電者を通じて、別表 8－2 の当日計画を一般電気事業者に提出することができる。</u> 3 <u>託送供給利用事業者は、卸電力取引所を通じて、卸電力取引所における前日スポット取引及び時間前取引にかかる発電計画を一般電気事業者に提出する。</u> (新設) (新設) (新設)	(<u>発電契約者による計画の提出</u>) 第 1 2 1 条 <u>発電契約者は、供給区域ごとに、別表 8－2 に定める発電計画、販売計画及び調達計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</u> (業務規程第 1 2 3 条第 2 項に移設) (削除) 2 <u>発電販売計画等には、次の各号に掲げる内容を記載するものとする。</u> 一 <u>発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画。</u> 二 <u>販売計画 販売先の調達計画に対応した販売に関する計画。但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</u> 三 <u>調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分の調達に関する計画。但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。</u> 3 <u>発電契約者は、翌日計画以降においては、発電計画を販売計画と調達計画の差と一致させなければならない。但し、翌日計画以降であっても、ゲートクローズまでの間は、市場から調達又は市場に販売する見込みがある場合に限り、発電計画を販売計画と調達計画の差に一致させることを要しない。</u> 4 <u>第 2 項第 1 号にかかわらず、発電契約者は、一般送配電事業者から、系統運用上の必要性に基づき、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められた場合には、これを発電計画に記載しなければならない。</u>

現 行						変 更 案						
別表 8－2 発電計画の提出						別表 8－2 発電販売計画等の提出						
提出する計画	年間計画 (第 1～第 2 年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画	提出する計画		年間計画 (第 1～第 2 年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※ 1)
提出期限	毎年 1 0 月末日	毎月 1 日	毎週火曜日	毎日午前 1 2 時	随時	提出期限		毎年 1 0 月末日	毎月 1 日	毎週火曜日	毎日午前 1 2 時 (※ 2)	原則、3 0 分ごとの実需給の開始時刻の 1 時間前
提出する 発電地点別 発電計画	各月平休日別の最大時供給電力及び最小時供給電力	各週平休日別の最大時供給電力及び最小時供給電力	日別の最大時供給電力と予想時刻及び最小時供給電力と予想時刻	3 0 分ごとの供給電力量	3 0 分ごとの供給電力量	提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力と予想時刻	3 0 分ごとの供給電力量	3 0 分ごとの供給電力量
							販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻	3 0 分ごとの販売分の計画値	3 0 分ごとの販売分の計画値
							調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	3 0 分ごとの調達分の計画値	3 0 分ごとの調達分の計画値
(新設)						(※ 1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。						
						(※ 2) 提出日が休業日の場合も含む。						
						(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)						
						第 1 2 1 条の 2 F I T 法第 4 条第 1 項に定める特定契約を締結している小売電気事業者であつて、一般送配電事業者との間で特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の通知又は確認を受けることを希望する発電量調整供給契約(以下「特例発電量調整供給契約」という。)を締結している者(以下「特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、特例発電量調整供給契約に係る発電計画を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者自らが作成するものとする。						

現 行	変 更 案
	一 太陽光電源又は風力電源の場合 ア 特例契約者は、実需給日の前々日 1 2 時まで、特例発電量調整供給契約に係る発電計画の様式を作成する。 イ 一般送配電事業者は、前ア号により特例契約者が作成した様式に、実需給日の前々日 1 6 時まで、特例発電量調整供給契約に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画を入力する。 二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合 ア 特例契約者は、実需給日の前々日 1 2 時まで、特例発電量調整供給契約に係る水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の発電計画を作成する。 イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日 1 6 時まで、前ア号の発電計画の妥当性を確認する。 2 特例契約者は、前項各号に基づいて、一般送配電事業者が入力し、又は、特例契約者が作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日 1 2 時まで、発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。 3 一般送配電事業者は、特例契約者の発電計画の想定方法について、予め定め公表するものとする。 (一般送配電事業者による計画等の提出) 第 1 2 1 条の 3 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。 一 別表 8－3 に定める供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画 別表 8－3 に定める提出期限 二 一般送配電事業者の中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、発電設備、広域連系系統その他の情報 常時 三 供給区域における発電契約者の発電実績及び託送供給契約者の需要実績 供給月の 2 か月後。但し、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出する。
(新設)	
(業務規程第 5 1 条第 5 項第 1 号から移設して修正)	
(業務規程第 5 1 条第 5 項第 2 号から移設して修正)	
(新設)	
	別表 8－3 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

現 行		変 更 案					
(業務規程第 5 1 条 別表 7－1 から移設して修正)		提出する計画	年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
		提出期限	毎年 3 月 2 5 日	毎月 2 5 日	毎週木曜日	毎日 1 7 時 3 0 分 (※)	随時
		提出内容	各月平休日別の需要電力の 最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の 最大値及び最小値	日別の需要電力の最大値と 予想時刻及び最小値と予想時刻	翌日の 3 0 分 毎の需要電力	当日の 3 0 分 毎の需要電力
			供給区域 需要電力				
			供給区域 供給電力				
			供給区域 予備力				
(新設)			二	需要電力に対する調整力必要量 (上げ)、 調整力確保量 (上げ) 及び 調整力確保量 (下げ)	需要電力に対する調整力必要量 (上げ)、 調整力確保量 (上げ) 及び 調整力確保量 (下げ)	需要電力に対する調整力必要量 (上げ)、 調整力確保量 (上げ) 及び 調整力確保量 (下げ)	需要電力に対する調整力必要量 (上げ)、 調整力確保量 (上げ) 及び 調整力確保量 (下げ)
(追加資料の提出)		(※) 提出日が休業日の場合も含む。					
第 1 2 2 条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給利用事業者に対して、より詳細な断面の需給計画又は発電計画その他必要な資料の提出を求めることができる。		(特定送配電事業者による情報提出)					
		第 1 2 1 条の 4 特定送配電事業者 (一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、本条において同じ。) は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、供給区域の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。					
		2 特定送配電事業者は、前項により提出した資料に変更がある場合は、変更した資料を、都度、本機関に提出しなければならない。					
(追加資料の提出)		(追加資料の提出)					
第 1 2 2 条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給利用事業者に対して、より詳細な断面の需給計画又は発電計画その他必要な資料の提出を求めることができる。		第 1 2 2 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給契約者及び発電契約者に対し、当該計画に関するより詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。					
一 (略)		一 (略)					

現 行	変 更 案
二 連系線の空容量を算出する場合 三、四 （略） （新設） （計画の変更） 第 1 2 3 条 <u>託送供給利用事業者は、需給計画又は発電計画に変更が生じた場合、速やかに変更後の計画を一般電気事業者に提出しなければならない。</u> 2 <u>託送供給利用事業者は、別表 8－2 の翌日計画を変更する場合には、一般電気事業者と事前に協議の上、発電者を通じて、変更後の発電計画を一般電気事業者に提出することができる。</u> （新設）	（削除） 二、三 （略） 2 <u>託送供給契約者及び発電契約者は、業務規程第 5 1 条の 4 又は前項に基づき、本機関又は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。</u> （計画の変更） 第 1 2 3 条 <u>託送供給契約者又は発電契約者は、需要調達計画等又は発電販売計画等に変更が生じた場合（本機関が業務規程第 5 1 条の 3 に基づき計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。）、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。</u> 2 <u>発電契約者は、別表 8－2 の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関及び一般送配電事業者と事前に協議の上、関係する発電設備設置者を通じて、変更後の発電計画を本機関に提出することができる。</u> <u>（本機関による計画値の変更）</u> 第 1 2 3 条の 2 <u>業務規程第 5 1 条の 3 に定める本機関による計画値の変更は、次の各号に掲げる場合に、同号に掲げるところにより実施する。</u> 一 <u>託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画と販売計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合（但し、連系線を利用しない場合に限る。）整合していない断面における調達計画及び販売計画の値をゼロにする。</u> 二 <u>託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画、販売計画及び連系線利用計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合 整合していない断面における調達計画及び販売計画の値を週間計画で容量登録された連系線利用計画と整合する値に変更する。</u> 三 <u>翌日計画以降の連系線利用計画又は通告値が、送電可否判定、連系線の混雑処理により変更された場合 関係する調達計画と販売計画の値を変更後の連系線利用計画と整合する値に変更する。</u> 四 <u>前日スポット取引又は 1 時間前取引による約定が成立した場合 翌日計画以降の関係する販売計画及び調達計画を約定した取引量と整合する値に変更する。</u> 五 <u>本機関が電気の供給を指示する場合 指示を受けた発電事業者又は小売電気事業者の販売計画又は調達計画を本機関が指示する供給量又は抑制量に整合する値に変更する。</u>

現 行	変 更 案
第 9 章 需給状況の悪化時の指示等 (需給状況の改善のための本機関の指示等) 第 1 2 4 条 <u>本機関は、大規模災害によって電源脱落が発生したこと等に起因し、需給ひっ迫又は下げ代不足が発生し又は発生するおそれがある場合において、供給区域間の電気の融通その他電気の需給状況を改善するための措置が必要と認められるときは、第 1 2 5 条及び第 1 2 6 条にかかわらず、速やかに業務規程第 5 2 条から第 5 5 条に定める指示又は要請（以下「本機関の指示等」という。）を行う。</u> 2 <u>本機関は、本機関の指示等を行う場合においては、次の各号に掲げる事項を考慮し、速やかにかつ確実に電気の需給状況を改善させるよう適切な指示等を行うよう努める。</u> 一 <u>会員の需給状況の悪化が見込まれる時期</u> 二 <u>会員の需給状況を改善するために必要となる電気の量及びそれを要する期間</u> 三 <u>本機関の指示を受けた会員が需給状況の悪化を改善するために必要な措置をとるために要する期間</u> 四 <u>その他需給状況の改善を効果的に行うために考慮すべき事項</u> 3 <u>会員は、本機関の指示等を受けた場合には、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応じ、需給状況の改善に協力しなければならない。</u> (供給区域の需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順) 第 1 2 5 条 本機関は、需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、<u>需給ひっ迫の原因となる電気事業者の供給力の確保の見込みが確認できないときは、原則として、次の各号に掲げる手順により業務規程第 5 3 条に定める指示を行う（以下、本条及び第 1 2 7 条において、需給ひっ迫のおそれが認められる供給区域の一般電気事業者を「需給ひっ迫事業者」という。）</u>。但し、<u>需給ひっ迫が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに本機関の指示等を行う。</u> 一 本機関は、需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに<u>需給ひっ迫事業者</u>が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（以下、本条において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、<u>需給ひっ迫事業者</u>を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下、本条において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。 三 前号の確認を受けた会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の供給区域に発電設備を有する会員は、供給区域ごとの送電可能量を通知する。 四 本機関は、前号により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。 ア 希望連系線を経由して電気の供給を受けることができるもの	第 9 章 需給状況の悪化時の指示等 (需給状況の改善のための本機関の指示等) 第 1 2 4 条 <u>電気供給事業者は、本機関の指示又は要請を受けた場合には、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応じ、需給状況の改善に協力しなければならない。</u> (削除) (業務規程第 5 3 条の 2 に移設)

現 行	変 更 案
イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの ウ <u>需給ひっ迫事業者</u>が必要な電気の供給を受ける期間をより多く充足するもの エ <u>需給ひっ迫事業者</u>が必要な電気の供給を受ける量をより多く充足するもの オ 発電設備の存する供給区域の系統容量の大きいもの 五 本機関は、前号で決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、<u>需給ひっ迫事業者</u>に電気の供給を受けることを指示する。 （<u>供給区域</u>の下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順） 第 1 2 6 条 本機関は、下げ代不足のおそれが認められる場合において、<u>下げ代不足の原因となる電気事業者の供給力を抑制する見込みが確認できないときは、原則として、次の各号に掲げる手順により業務規程第 5 4 条に定める指示を行う（以下、本条及び第 1 2 8 条において、下げ代不足のおそれが認められる供給区域の<u>一般電気事業者</u>を「下げ代不足事業者」という。）。但し、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに本機関の指示等を行う。</u> 一 本機関は、下げ代不足<u>事業者</u>の下げ代不足を改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに<u>下げ代不足事業者</u>が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線（以下、本条において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、下げ代不足<u>事業者</u>を除く<u>一般電気事業者</u>たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下、本条において「受電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる<u>一般電気事業者</u>たる会員から確認を行うものとする。 三 前号の確認を受けた<u>一般電気事業者</u>たる会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに受電可能量を算出し、本機関に通知する。 四 本機関は、前号により<u>一般電気事業者</u>たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする<u>一般電気事業者</u>たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。 ア 希望連系線を経由して電気の供給を行うことができるもの イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの ウ <u>下げ代不足事業者</u>が必要な電気の供給を行う期間をより多く充足するもの エ <u>下げ代不足事業者</u>が必要な電気の供給を行う量をより多く充足するもの オ 電気の供給を受ける<u>一般送配電事業者</u>たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの 五 本機関は、前号で決定した電気の供給を受けることの指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を受ける量、期間及び送電経路に基づき、電気の供給を受けることを指示するとともに、<u>下げ代不足事業者</u>に電気の供給を行うことを指示する。 （本機関の指示等に基づく場合の連系線の使用） 第 1 2 7 条 本機関は、本機関の指示等に基づく電気の供給に必要な場合は、連系線を最大限、活	（業務規程第 5 4 条 2 に移設） （業務規程第 5 5 条の 2 へ移設）

現 行	変 更 案
用するものとする。 2 本機関の指示等に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合は、本機関は、業務規程第 7 9 条及び業務規程第 8 0 条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給を指示する。但し、本機関が第<u>1 2 5 条</u>の指示を行う場合において、需給ひっ迫事業者の供給区域に隣接する連系線に、<u>運転予備力</u>（第 1 4 6 条に定める。以下同じ。）が不足する場合に備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、業務規程第 7 9 条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給を指示することができる。 （下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示） 第 1 2 8 条 本機関は、下げ代不足時において、業務規程第 7 9 条に基づくマージンの使用によっても、本機関の指示等に基づく電気の供給に必要となる連系線の容量を確保できない場合には、当該連系線を利用する会員（但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電源が下げ代不足事業者の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能な場合に限る。）に対し、下げ代不足事業者の供給区域外へ供給する必要がある電気の量について、当該連系線の利用計画又は通告値（以下「利用計画等」という。）の抑制及び当該利用計画等にかかる電源の発電量の抑制を指示することができる。 （本機関の指示等の<u>一般電気事業者</u>への通知） 第 1 2 9 条 本機関は、本機関の指示等を行う場合は、指示等を受ける会員又は電気供給事業者が存する供給区域の<u>一般電気事業者</u>に、事前又は事後速やかに、当該指示等の内容を通知する。 （新設） （本機関の指示に基づく取引価格の公表） 第 1 3 0 条 一般電気事業者は、本機関の指示に基づき緊急的な供給力の不足分を調達するための一般電気事業者の<u>送配電部門間</u>の電力融通を行う場合の取引価格等を予め公表しなければならない。 （業務規程第 5 9 条の 2 より移設して修正）	（業務規程第 5 5 条の 3 へ移設） （業務規程第 5 5 条の 4 へ移設） （本機関の指示又は要請に基づく精算） 第 1 3 0 条 業務規程第 5 2 条に基づく指示又は要請を受けた電気供給事業者は、本機関の指示又は要請に基づいて電気の供給、電気工作物の貸渡等を行った電気供給事業者の費用負担を勘案し、当該事業者の不利益が生じない合理的な額による精算を行うことを原則とする。 （本機関の指示に基づく取引価格の公表） 第 1 3 0 条の 2 <u>一般送配電事業者は、緊急的な供給力の不足分を調達するため、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者間において電力融通を行った場合は、精算の基礎となった取引価格等を公表しなければならない。</u> （本機関の指示を受けた会員の託送利用に関する契約） 第 1 3 0 条の 3 <u>一般送配電事業者と他の電気供給事業者</u>（但し、<u>送電事業者</u>を除く。）は、本機関の指示に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。

現 行	変 更 案
第 1 0 章 <u>一般電気事業者の系統運用等</u> 第 1 節 電力系統の運用 （系統運用業務） 第 1 3 1 条 <u>一般電気事業者</u>は、人身の安全、設備の保全、電力系統の安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力系統の運用（以下「系統運用」という。）に関する業務を行う。 2 電気供給事業者は、前項の系統運用に関する業務が円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。 （系統運用上の系統構成の決定） 第 1 3 2 条 <u>一般電気事業者</u>は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、<u>電力設備間の接続の構成</u>（以下「系統構成」という。）を決定する。 一～五（略） （電力系統の監視） 第 1 3 3 条 <u>一般電気事業者</u>は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。 一～二（略） 三 <u>卸電気事業者を除く電気事業者ごとの需給状況</u> （新設） <u>四</u>（略） <u>五</u>（略） <u>六</u>（略） （新設） <u>2 一般電気事業者は、託送供給利用事業者の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給利用事業者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。</u> <u>3 一般電気事業者は、託送供給利用事業者に対して前項の要請を行う場合には、事前又は事後速やかに本機関に報告するものとする。</u> （潮流調整） 第 1 3 4 条 <u>一般電気事業者</u>は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。 一（略） 二 <u>一般電気事業者が調達した発電機（自ら保有し又は発電機を保有する者との間の契約等に基づき一般電気事業者が出力の調整を行うことができる発電機をいう。以下同じ。）</u>の出力の	第 1 0 章 <u>一般送配電事業者の系統運用等</u> 第 1 節 電力系統の運用 （系統運用業務） 第 1 3 1 条 <u>一般送配電事業者</u>は、人身の安全、設備の保全、電力系統の安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力系統の運用（以下「系統運用」という。）に関する業務を行う。 2（略） （系統運用上の系統構成の決定） 第 1 3 2 条 <u>一般送配電事業者</u>は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、<u>系統構成</u>を決定する。 一～五（略） （電力系統の監視） 第 1 3 3 条 <u>一般送配電事業者</u>は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。 一～二（略） 三 <u>小売電気事業者の需要及び供給力（予備力を含む。以下同じ。）の確保に関する状況</u> <u>四 発電事業者の発電量及び発電余力に関する状況</u> <u>五</u>（略） <u>六</u>（略） <u>七</u>（略） <u>2 一般送配電事業者は、小売供給を行う者が、法第 2 条の 1 2 第 1 項に規定する必要な供給能力（法第 2 7 条の 2 6 第 2 項により準用する場合を含む。）を確保していないと認められる場合、当該小売供給を行う者に対して、供給能力を確保するよう要請することができる。</u> <u>3 一般送配電事業者は、託送供給契約者及び発電契約者の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者及び発電契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。</u> <u>4 一般送配電事業者は、前 2 項に掲げる場合は、事前又は事後速やかに本機関に報告するものとする。</u> （潮流調整） 第 1 3 4 条 <u>一般送配電事業者</u>は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。 一（略） 二 <u>一般送配電事業者が調整力として予め確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機</u>の出力の調整（発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。）

現 行	変 更 案
調整（発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。）	
2 <u>一般電気事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、前項の方法による潮流調整を行ってもなお流通設備（但し、連系線は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、発電機を保有又は運用するものから予め同意を得た上で、電気供給事業者に対し、前項第2号の発電機以外の発電機の出力の調整を行うことができる。</u>	2 <u>一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（但し、連系線は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機を保有する発電契約者間の公平性を確保しつつ、出力抑制による潮流軽減効果の高い発電機の出力の調整を行う。</u>
（電力系統に異常発生が予想されるとき の事前措置） 第135条 <u>一般電気事業者</u>は、台風、暴風雪等によって、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、次の各号に掲げる対策を実施し、異常の発生に備えた態勢を整備する。 一～三（略） 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。 一～四（略） 五 <u>運転予備力の確保をするための発電機の起動（但し、自ら調達した発電機に限る。）</u> 六（略） 3 <u>一般電気事業者</u>は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。 4 <u>一般電気事業者</u>は、第2項の措置を講じる場合において、広域連系系統の運用又は供給区域の需給バランスに重大な影響を与える場合には、本機関に対し、事前又は事後速やかに当該措置を講じる旨を報告するものとする。 （電力系統の異常発生時の措置） 第136条 <u>一般電気事業者</u>は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める（以下「電力系統の復旧」という。）。 一（略） 二 <u>一般電気事業者</u>が調達した発電機の出力の調整 三（略） （新設） 四（略）	（電力系統に異常発生が予想されるとき の事前措置） 第135条 <u>一般送配電事業者</u>は、台風、暴風雪等によって、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、次の各号に掲げる対策を実施し、異常の発生に備えた態勢を整備する。 一～三（略） 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。 一～四（略） 五 <u>上げ調整力を使用するための一般送配電事業者が調整力として予め確保した停止中発電機の起動</u> 六（略） 3 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。 4 <u>一般送配電事業者</u>は、第2項の措置を講じる場合において、広域連系系統の運用又は供給区域の需給バランスに重大な影響を与える場合には、本機関に対し、事前又は事後速やかに当該措置を講じる旨を報告するものとする。 （電力系統の異常発生時の措置） 第136条 <u>一般送配電事業者</u>は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める（以下「電力系統の復旧」という。）。 一（略） 二 <u>一般送配電事業者が調整力として、予め確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機</u>の出力の調整 三（略） 四 <u>電力設備の緊急停止（人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合に限る）</u> 五（略）

現 行	変 更 案
(電力系統の異常発生時の発電機の出力の調整) 第 1 3 7 条 <u>一般電気事業者</u>は、前条第 3 号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。 (電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第 1 3 8 条 <u>一般電気事業者</u>は、第 1 3 6 条に定める方法では電力系統の異常が解消できない場合は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。 2 <u>一般電気事業者</u>は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。 (電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置) 第 1 3 9 条 <u>一般電気事業者</u>を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を<u>一般電気事業者</u>に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。但し、<u>一般電気事業者</u>との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、<u>一般電気事業者</u>へ連絡する。 2 <u>一般電気事業者</u>を除く電気供給事業者は、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合には、自己が保有又は運転する電力設備を緊急停止することができる。 3 <u>一般電気事業者</u>を除く電気供給事業者は、前各項の措置を講じた場合は、電力系統に発生した電力系統の異常の状況及び措置の結果を速やかに<u>一般電気事業者</u>に連絡する。 第 2 節 周波数の調整 (周波数の維持) 第 1 4 0 条 <u>一般電気事業者</u>は、法第 2 6 条第 1 項に<u>基づき</u>、供給する電気の周波数を維持するよう努める。(以下「周波数調整」という。) (周波数調整の方法) 第 1 4 1 条 <u>一般電気事業者</u>は、<u>自ら調達した発電機の出力の調整（発電機の緊急停止は除く。）を行うことにより、周波数調整を行う。</u> 2 <u>一般電気事業者は、適切に周波数調整を行うことができるよう、周波数制御（L F C）機能、ガバナフリー機能その他の周波数を自動的に調整する機能を有する発電機を、次項に定める水準以上、確保するよう努める。</u> 3 <u>一般電気事業者が確保すべき前項に定める発電機の水準は、業務規程第 1 0 1 条の 2 に基づき、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号）の施行までに本機関が検討するとともに、その後も実績の評価及び検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</u>	(電力系統の異常発生時の発電機の出力の調整) 第 1 3 7 条 <u>一般送配電事業者</u>は、前条第 3 号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。 (電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第 1 3 8 条 <u>一般送配電事業者</u>は、第 1 3 6 条に定める方法では電力系統の異常が解消できない場合は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。 (電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置) 第 1 3 9 条 <u>一般送配電事業者</u>を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を<u>一般送配電事業者</u>に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。但し、<u>一般送配電事業者</u>との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、は、当該措置を講じた上で、<u>一般送配電事業者</u>へ連絡する。 2 <u>一般送配電事業者</u>を除く電気供給事業者は、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合には、自己が保有又は運転する電力設備を緊急停止することができる。 3 <u>一般送配電事業者</u>を除く電気供給事業者は、前各項の措置を講じた場合は、電力系統に発生した電力系統の異常の状況及び措置の結果を速やかに<u>一般送配電事業者</u>に連絡する。 第 2 節 周波数の調整 (周波数の維持) 第 1 4 0 条 <u>一般送配電事業者</u>は、法第 2 6 条第 1 項に<u>規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保し</u>、供給する電気の周波数を維持するよう努める。(以下「周波数調整」という。) (周波数調整の方法) 第 1 4 1 条 <u>一般送配電事業者は、調整力を使用することにより、周波数調整を行う。</u> (削除) (削除)

現 行	変 更 案
(新設)	<u>(短周期広域周波数調整のための利用枠確保の要請)</u> <u>第 1 4 1 条の 2 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の短周期調整力が不足し、又は、短周期調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日 1 2 時以降において、本機関に対して、短周期広域周波数調整のための連系線の利用枠の確保を要請しなければならない。</u> <u>2 一般送配電事業者は、前項の要請を行う場合には、必要と見込まれる連系線の利用枠を通知する。</u>
(新設)	<u>(実需給当日の短周期広域周波数調整の実施の手順)</u> <u>第 1 4 1 条の 3 前条第 1 項の要請を行った一般送配電事業者は、本機関から短周期広域周波数調整の利用枠の設定を受けた場合には、実需給当日において、当日の短周期調整力の状況を考慮の上、短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠を本機関に通知する。</u> <u>2 短周期広域周波数調整の実施に関係する一般送配電事業者は、前項の通知に基づき本機関から最終調整された連系線の利用枠の通知を受けた場合は、当該利用枠の範囲内において、短周期広域周波数調整を実施することができる。</u>
(新設)	<u>(短周期広域周波数調整のための協力)</u> <u>第 1 4 1 条の 4 一般送配電事業者は、本機関から、短周期調整力が不足する他の一般送配電事業者に対する協力可能な短周期調整力の量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、速やかに算出結果を本機関に通知しなければならない。</u>
(新設)	<u>(短周期広域周波数調整の実施により授受する金額)</u> <u>第 1 4 1 条の 5 短周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等に基づき、当事者間の協議により決定する。</u>
(異常時の周波数調整) 第 1 4 2 条 <u>一般電気事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は（以下「周波数異常時」という。）、必要に応じ、前条の発電機の出力の調整に加えて、次の各号に掲げる措置を講じる。</u> 一 <u>一般電気事業者が調達した発電機の緊急停止（揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、本条において同じ。）</u> 三 発電機（ <u>一般電気事業者が調達した発電機を除く。</u> ）の出力の調整（発電機の緊急停止を含む。）の給電指令 二（略） (周波数異常時の発電機の出力の調整) 第 1 4 3 条 <u>一般電気事業者は、前条第 3 号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出</u>	(異常時の周波数調整) 第 1 4 2 条 <u>一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は（以下「周波数異常時」という。）、必要に応じ、第 1 4 1 条及び第 1 4 1 条の 3 に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。</u> 一 <u>一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止（揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、本条において同じ。）</u> 二 発電機（ <u>前号の発電機を除く。</u> ）の出力の調整（発電機の緊急停止を含む。）の給電指令 三（略） (周波数異常時の発電機の出力の調整) 第 1 4 3 条 <u>一般送配電事業者は、前条第 2 号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出</u>

現 行	変 更 案
力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。 （周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断） 第 1 4 4 条 <u>一般電気事業者</u>は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第 1 4 2 条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。但し、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。 2 <u>一般電気事業者</u>は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。 （連系線の遮断による電力系統の分離） 第 1 4 5 条 <u>一般電気事業者</u>は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生し、発電機の連鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を遮断し、電力系統を分離することができる。 2 <u>一般電気事業者</u>は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要に応じ、当該連系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、発電機の出力を抑制又は停止するよう給電指令を行う。 3 <u>一般電気事業者</u>は、第 1 項の措置を行った場合、本機関に対し、速やかに当該措置を行った事実及び当該措置を講じた理由を報告する。 第 3 節 <u>運転予備力の確保</u> （運転予備力の確保） 第 1 4 6 条 <u>一般電気事業者</u>は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需給ひっ迫が発生することに備え、迅速に出力の増加が可能な<u>調整力（以下「運転予備力」という。）</u>を第 3 項に定める水準以上、確保するよう努める。 一（新設） 二（新設） 三（新設） 四（新設） 2 運転予備力は、<u>一般電気事業者</u>が調達した水力発電機、火力発電機その他の発電機（但し、迅速に出力の調整が可能なものに限る。）の発電余力により確保する。 3 <u>一般電気事業者</u>が確保すべき運転予備力の水準は、<u>業務規程第 1 0 1 条の 2 に基づき、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号）の施行までに本機関が検討するとともに、その後も実績の評価及び検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</u>	出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする （周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断） 第 1 4 4 条 <u>一般送配電事業者</u>は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第 1 4 2 条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。但し、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。 （連系線の遮断による電力系統の分離） 第 1 4 5 条 <u>一般送配電事業者</u>は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生し、発電機の連鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を遮断し、電力系統を分離することができる。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要に応じ、当該連系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、発電機の出力を抑制又は停止するよう給電指令を行う。 3 <u>一般送配電事業者</u>は、第 1 項の措置を行った場合、本機関に対し、速やかに当該措置を行った事実及び当該措置を講じた理由を報告する。 第 3 節 <u>上げ調整力不足時の措置</u> （上げ調整力の活用） 第 1 4 6 条 <u>一般送配電事業者</u>は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の<u>需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。</u> 一 <u>一般送配電事業者が調整力として予め確保した発電機の起動</u> 二 <u>一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の起動</u> 三 <u>一般送配電事業者からオンラインで調整ができる揚水式発電機の運転</u> 四 <u>一般送配電事業者が予め確保した調整力（一号から三号を除く。）の活用</u> （削除） （削除）

現 行	変 更 案
(<u>運転予備力の増加</u>) 第 1 4 7 条 <u>一般電気事業者は、自己の供給区域において需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれがある</u>と判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の<u>運転予備力</u>を増加させるよう努める。 一 (略) 二 <u>一般電気事業者が調達した火力発電機の定格出力を超える運転の準備</u> 三 (略) (需給ひっ迫等を解消するための本機関に対する指示の要請) 第 1 4 8 条 <u>一般電気事業者は、供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを解消するために必要がある場合は、本機関に対し、別表 8－1 の翌日計画提出期限の後に、本機関の指示等</u>を要請することができる。 (供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断) 第 1 4 9 条 <u>一般電気事業者は、前 2 条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。但し、緊急やむを得ない場合は、前 2 条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。</u> 2 <u>一般電気事業者は、前項の措置を行うにあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</u> 3 <u>一般電気事業者は、第 1 項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となった電気事業者及び需要者に対して当該措置を講じた理由を説明する。</u> 第 4 節 下げ<u>代</u>の確保 (下げ<u>代</u>の確保) 第 1 5 0 条 <u>一般電気事業者は、供給区域の需要が低い時期等において、下げ代不足が発生することに備え、電気の供給を抑制するための調整力（以下「下げ代」という。）を第 3 項に定める水準以上、確保するよう努める。</u> (新設) (新設) (新設) 2 <u>下げ代は、一般電気事業者が調達した発電機（但し、次条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 7 号に掲げる発電機を除く。）の出力の抑制及び揚水式発電機の揚水運転（以下、発電機の出力の抑制及び揚水式発電機の揚水運転を総称して「出力抑制等」という。）により確保する。</u> 3 <u>一般電気事業者が確保すべき下げ代の水準は、業務規程第 1 0 1 条の 2 に基づき、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号）の施行までに本機関が検討するとともに、その後も実績の評価及び検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</u>	(予備力の増加) 第 1 4 7 条 <u>一般送配電事業者は、前条の措置を講じても、上げ調整力不足又は<u>上げ調整力不足の発生</u>するおそれを解消できないと判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の<u>予備力</u>を増加させるよう努める。</u> 一 (略) 二 <u>一般送配電事業者が事前に合意した火力発電機の定格出力を超える運転の準備</u> 三 (略) (需給ひっ迫等を解消するための本機関に対する指示の要請) 第 1 4 8 条 <u>一般送配電事業者は、供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを解消するために必要がある場合は、本機関に対し、別表 8－1 の翌日計画提出期限の後に、本機関の指示を</u>要請することができる。 (供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断) 第 1 4 9 条 <u>一般送配電事業者は、前 2 条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。但し、緊急やむを得ない場合は、前 2 条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。</u> 2 <u>一般送配電事業者は、前項の措置を行うにあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。</u> 3 <u>一般送配電事業者は、第 1 項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となった電気事業者及び需要者に対して当該措置を講じた理由を説明する。</u> 第 4 節 下げ<u>調整力不足時の措置</u> (下げ調整力の活用) 第 1 5 0 条 <u>一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰すると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</u> 一 <u>一般送配電事業者が調整力として予め確保した発電機の出力抑制</u> 二 <u>一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力抑制</u> 三 <u>一般送配電事業者からオンラインで調整ができる揚水式発電機の揚水運転</u> (削除) (削除)

現 行	変 更 案
(下げ代が不足する場合の措置) 第 1 5 1 条 <u>一般電気事業者は、前条第 2 項の措置によっても、供給区域の下げ代不足又は下げ代不足のおそれがあると判断した場合には、次の各号に掲げる順序に基づき、下げ代不足を解消するための措置を講じる。</u> (新設) (新設) 一 <u>一般電気事業者が調達したバイオマス専焼電源（但し、次号の地域資源バイオマス電源を除く。以下同じ。）の出力抑制の給電指令</u> 二 <u>一般電気事業者が調達した地域資源バイオマス電源（地域に賦存する資源（未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物）を活用する発電設備をいう。以下同じ。）の出力抑制の給電指令。但し、緊急時を除き、燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により出力抑制が困難な電源は除く。</u> 三 <u>卸電力取引所における取引による電力の販売</u> 四 <u>一般電気事業者が調達した自然変動電源の出力抑制の給電指令</u> 五 <u>業務規程第 5 4 条に定める本機関の指示に基づく措置</u> 六 <u>特定規模電気事業者、特定電気事業者又は自己託送を利用する発電者（以下、本章において「特定規模電気事業者等」という。）の発電機（長期固定電源を除く。）の出力抑制等の給電指令</u> 七 <u>長期固定電源の出力抑制の給電指令</u> (新設) 2 <u>一般電気事業者は、前項各号（但し、第 3 号及び第 5 号は除く。）の給電指令を行うにあたり、国の審議会等における審議を踏まえつつ、電気供給事業者間の公平性に配慮し、給電指令を行った場合は、第 1 6 5 条に基づき、給電指令の受令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。</u> (新設)	(下げ調整力が不足する場合の措置) 第 1 5 1 条 <u>一般送配電事業者は、前条第 1 項の措置を講じても供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号に掲げる順位に基づき、同号に掲げる措置を講じる。</u> 一 <u>一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力電源等（出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。）の発電機の出力抑制及び一般送配電事業者からオンラインで調整できない揚水式発電機の揚水運転（第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号に掲げる方法を除く）。</u> 二 <u>長周期広域周波数調整</u> 三 <u>バイオマスの専焼電源（但し、次号の地域バイオマス電源を除く。以下同じ。）の出力抑制</u> 四 <u>地域資源バイオマス電源（地域に賦存する資源（未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物）を活用する発電設備（但し、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く。）をいう。以下同じ。）の出力抑制。</u> (削除) 五 <u>自然変動電源の出力抑制</u> 六 <u>業務規程第 5 2 条に定める本機関の指示に基づく措置</u> (削除) 七 <u>長期固定電源の出力抑制</u> 2 <u>一般送配電事業者は、発電設備の出力抑制に要する時間等を考慮した上で、前項に基づき決定した措置に必要な指令又は要請を行う。</u> (業務規程第 1 5 5 条第 1 項へ移設) (出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議) 第 1 5 1 条の 2 <u>一般送配電事業者は、第 1 5 0 条第 1 項及び第 1 5 1 条第 1 項第 1 号に掲げる発電設備（前条第 2 項に基づき、下げ調整力不足を回避するための措置の対象として選定したものに限る。）に係る他の発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者（以下、本節において「発電契約者等」という。）と予め出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</u>

現 行	変 更 案
(新設)	<u>(緊急時の出力抑制)</u> <u>第 1 5 1 条の 3 一般送配電事業者は、需要の急激な減少、急激な出水等が生じたことにより緊急時の必要が認められる場合には、第 1 5 1 条第 1 項の順位にかかわらず、給電指令による出力抑制を行うことができる。</u>
(新設)	<u>(長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整)</u> <u>第 1 5 1 条の 4 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日 1 2 時以降において、本機関に対して、第 1 5 1 条第 1 項第 2 号のための電力量及び時間の調整を要請することができる。</u> <u>2 一般送配電事業者は、前項の要請を行う場合には、必要と見込まれる電力量及び時間を通知しなければならない。</u>
(新設)	<u>(実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順)</u> <u>第 1 5 1 条の 5 前条第 1 項の要請を行った一般送配電事業者は、仮決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた場合には、当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の可否を検討する。</u> <u>2 前項の一般送配電事業者は、第 1 5 1 条第 3 号から第 5 号の出力抑制に必要な時間を考慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の可否を判断し、長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を本機関に通知する。</u> <u>3 長周期広域周波数調整の実施に係る一般送配電事業者は、前項の通知に基づき本機関から最終調整された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた場合には、その内容に基づき、長周期広域周波数調整を実施することができる。</u>
(新設)	<u>(長周期広域周波数調整のための協力)</u> <u>第 1 5 1 条の 6 一般送配電事業者は、本機関より、下げ調整力が不足する他の一般送配電事業者に対する協力可能な電力量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、原則として、実需給日の前日 1 6 時まで、算出結果を本機関に通知しなければならない。</u>
(新設)	<u>(下げ調整力不足時の出力抑制により授受する金額)</u> <u>第 1 5 1 条の 7 1 5 1 条第 1 項に掲げる措置を実施した場合において、関係する事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、第 1 5 1 条の 2 に掲げる当事者間の協議により決定する場合を除き、託送供給等約款の定めるところによる。</u>
(新設)	<u>(長周期広域周波数調整を行った場合の一般送配電事業者間の精算)</u> <u>第 1 5 1 条の 8 長周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等に基づき、当事者間の協議により決定する。</u>

現 行	変 更 案
(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請) 第 1 5 2 条 <u>一般電気事業者</u>は、<u>下げ代不足を解消するために必要がある場合は、本機関に対し、業務規程第 5 4 条に定める指示を行うよう要請することができる。</u> 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、<u>一般電気事業者が前条の順位にしたがって、前条第 1 項第 1 号から第 4 号の措置を講じた後に前項の指示を行う。</u>但し、<u>下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、前条に定める順位によらず、当該指示を行うことができる。</u> (発電者との間で合意がある場合の例外) 第 1 5 3 条 <u>一般電気事業者</u>は、発電設備を保有する事業者（以下、本章において「発電設備保有事業者」という。）との間で電源の出力抑制を行う合意がある場合には、第 1 5 1 条に定める<u>下げ代不足時の措置の順序にかかわらず、当該合意の内容にしたがって、当該電源の出力抑制を行う。</u>但し、当該合意の内容が、第 1 5 1 条に定める順序よりも、発電者をより有利に取扱う内容の場合はこの限りでない。 (自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証) 第 1 5 4 条 <u>一般電気事業者</u>は、第 1 5 1 条第 4 号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、速やかに次に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。 一 <u>自ら調達した自然変動電源の出力抑制に関する指令を行った時点で予想した供給区域の需給状況</u> 二 <u>一般電気事業者が講じた第 1 5 0 条及び第 1 5 1 条第 1 項第 3 号の措置の具体的内容</u> 三 第 1 5 1 条第 1 項第 4 号に定める措置を行う必要性 2 本機関は、前項の資料に基づき、<u>一般電気事業者</u>の給電指令が法令及び本指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。 3 前各項の規定は、<u>一般電気事業者</u>が前条の合意に基づき<u>自ら調達した自然変動電源の出力抑制を行った場合は適用しない。</u>	(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請) 第 1 5 2 条 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>下げ代不足又は下げ代不足のおそれを解消するために必要がある場合は、本機関に対し、業務規程第 5 2 条に定める指示を行うよう要請することができる。</u> 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、<u>一般送配電事業者が第 1 5 1 条第 1 項第 1 号から第 5 号の措置を講じた後に前項の指示を行う。</u>但し、<u>下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第 1 5 1 条の定めによらず、当該指示を行うことができる。</u> (削除) (自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証) 第 1 5 4 条 <u>一般送配電事業者</u>は、第 1 5 1 条第 1 項第 5 号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、速やかに次に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏ける資料を提出しなければならない。 一 自然変動電源の出力抑制に関する指令を行った時点で予想した供給区域の需給状況 二 <u>一般送配電事業者が講じた第 1 5 0 条の措置の具体的内容</u> 三 第 1 5 1 条第 1 項第 5 号に定める措置を行う必要性 <u>(業務規程第 1 0 0 条の 2 へ移設)</u> <u>(削除)</u>

現 行	変 更 案
(<u>特定規模電気事業者等</u>に対する出力抑制等を行った場合の説明) 第 1 5 5 条 (業務規程第 1 5 1 条第 2 項より移設して修正) <u>一般電気事業者は、第 1 5 1 条第 1 項第 6 号に定める出力抑制等の給電指令を行う際には、給電指令を受ける特定規模電気事業者等</u>に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。但し、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一～三 (略) 2 <u>第 1 5 1 条第 1 項第 6 号に定める出力抑制等を行う特定規模電気事業者等は、第 1 5 0 条及び第 1 5 1 条に準じ、バイオマス専焼電源、地域資源バイオマス電源及び自然変動電源の出力抑制を極力回避するよう、出力抑制の対象となる電源を選定し、出力抑制等を行う。</u> 3 <u>一般電気事業者は、特定規模電気事業者等から求められた場合は、書面をもって、第 1 項の説明を行うものとする。</u> (特定規模電気事業者等に対する出力抑制等を行った場合の本機関への報告) 第 1 5 6 条 <u>一般電気事業者は、特定規模電気事業者等</u>に対し、第 1 5 1 条第 1 項第 6 号の出力抑制等の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第 1 項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。 2 本機関は、前項の資料に基づき、<u>一般電気事業者の給電指令が法令及び本指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。</u> (特定規模電気事業者等に対する出力抑制等に関する例外) 第 1 5 7 条 <u>一般電気事業者は、需要の急激な減少、急激な出水等が生じたことにより、下げ代不足又はそのおそれを解消すべき緊急の必要が認められる場合は、第 1 5 1 条の順序によらず、特定規模電気事業者等</u>に対し、同条第 1 項第 6 号の給電指令を行うことができる。	(<u>発電契約者等</u>に対する出力制御等を行った場合の説明) 第 1 5 5 条 一般送配電事業者は、<u>第 1 5 1 条第 1 項各号 (但し、第 2 号及び第 6 号を除く。)</u>の出力抑制の対象となる発電設備の選定にあたり、<u>電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。</u> 2 <u>一般送配電事業者は、第 1 5 1 条第 1 号から第 5 号に定める出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等</u>に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。但し、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一～三 (略) (削除) 3 <u>一般送配電事業者は、発電契約者等</u>から求められた場合は、書面をもって、第 2 項の説明を行うものとする。 (発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告) 第 1 5 6 条 <u>一般送配電事業者は、発電契約者等</u>に対し、第 1 5 1 条第 1 項第 2 号から第 6 号の出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第 1 項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。 <u>(業務規程第 1 0 0 条の 2 へ移設)</u> (削除)

現 行	変 更 案
第5節 電圧の調整 （電圧調整） 第158条 <u>一般電気事業者</u>は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。）第44条第1項に定める範囲内に維持するよう努める（以下「電圧調整」という。）。 一～五（略） 2 <u>一般電気事業者</u>を除く電気供給事業者は、<u>一般電気事業者</u>との合意又は給電指令に基づき発電機による電圧の調整を行う。 3 <u>一般電気事業者</u>は、電圧調整のために必要があるときは、需要者に対して、当該需要者が保有する力率改善用のコンデンサを開放するよう依頼する。 （運用目標値の設定） 第159条 <u>一般電気事業者</u>は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項を考慮して、高圧及び特別高圧の送電系統における電圧の運用目標値を定める。 一～五（略） （異常時の電圧調整） 第160条 <u>一般電気事業者</u>は、第158条第1項及び第2項に定める電圧調整によっても適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電圧を維持するために必要なときは、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項の措置の実施にあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。 第6節 給電指令 （給電指令） 第161条 <u>一般電気事業者</u>は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転（操作又は停止を含む。以下同じ。）、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令（電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。）を行う。 一～二（略）	第5節 電圧の調整 （電圧調整） 第158条 <u>一般送配電事業者</u>は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。）第44条第1項に定める範囲内に維持するよう努める（以下「電圧調整」という。）。 一～五（略） 2 <u>一般送配電事業者</u>を除く電気供給事業者は、<u>一般送配電事業者</u>との合意又は給電指令に基づき発電機による電圧の調整を行う。 3 <u>一般送配電事業者</u>は、電圧調整のために必要があるときは、需要者に対して、当該需要者が保有する力率改善用のコンデンサを開放するよう依頼する。 （運用目標値の設定） 第159条 <u>一般送配電事業者</u>は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項を考慮して、高圧及び特別高圧の送電系統における電圧の運用目標値を定める。 一～五（略） （異常時の電圧調整） 第160条 <u>一般送配電事業者</u>は、第158条第1項及び第2項に定める電圧調整によっても適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電圧を維持するために必要なときは、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の措置の実施にあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。 第6節 給電指令 （給電指令） 第161条 <u>一般送配電事業者</u>は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転（操作又は停止を含む。以下同じ。）、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令（電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。）を行う。 一～二（略）

現 行	変 更 案
(給電指令の発受令に必要な事項の決定) 第 1 6 2 条 <u>一般電気事業者</u>及び給電指令を受令する者（以下「受令者」という。）は、予め給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。 (手順書の作成) 第 1 6 3 条 <u>一般電気事業者</u>及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。但し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。 一～二（略） 2 <u>一般電気事業者</u>は手順書にしたがって給電指令を発令し、受令者は手順書にしたがって速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。 (給電指令に基づく電力設備の運転等の実施) 第 1 6 4 条 受令者は、給電指令を<u>拒絶してはならない</u>。但し、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、<u>一般電気事業者</u>に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、<u>給電指令を拒絶することができる</u>。 (異常時の給電指令の理由等の通知) 第 1 6 5 条 <u>一般電気事業者</u>は、第 1 6 1 条第 2 号の給電指令を行った場合は、給電指令の受令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。 2 <u>一般電気事業者</u>は、第 1 6 1 条第 2 号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。	(給電指令の発受令に必要な事項の決定) 第 1 6 2 条 <u>一般送配電事業者</u>及び給電指令を受令する者（以下「受令者」という。）は、予め給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。 (手順書の作成) 第 1 6 3 条 <u>一般送配電事業者</u>及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。但し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。 一～二（略） 2 <u>一般送配電事業者</u>は手順書にしたがって給電指令を発令し、受令者は手順書にしたがって速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。 (給電指令に基づく電力設備の運転等の実施) 第 1 6 4 条 受令者は、給電指令を<u>迅速かつ確実に</u>行い、<u>合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせてはならない</u>。但し、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、<u>一般送配電事業者</u>に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、<u>適切な意見を述べる</u>ことができる。 (異常時の給電指令の理由等の通知) 第 1 6 5 条 <u>一般送配電事業者</u>は、第 1 6 1 条第 2 号の給電指令を行った場合は、給電指令の受令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。 2 <u>一般送配電事業者</u>は、第 1 6 1 条第 2 号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。

現 行	変 更 案										
第 1 1 章 地域間連系統の管理 第 1 節 連系統の運用容量及びマージン (下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出) 第 1 6 8 条 <u>本機関は、特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第 2 項第 1 号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。但し、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。</u> (マージンの値) 第 1 7 0 条 <u>マージンの値は、原則として、各供給区域における持続的な需要変動及び偶発的な需給変動に対応するために必要な電源の容量（以下「必要予備力」という。）のうち融通期待量を各供給区域に接続する連系統に配分して、算出する。</u> 2 <u>本機関は、長期計画において各連系統に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。</u> 3 <u>融通期待量は、当面の間、各供給区域の系統容量の 3 パーセントに相当する電力又は供給区域に電気を供給予定の供給区域内の電源のうち、出力が最大である単一の電源の最大出力（但し、当該電源が発電する電気を継続的に供給区域外へ供給している場合は、当該供給量を控除した値とする。）が故障等により失われた場合にも電力系統を安定に維持できる電力とし、本機関は、継続的に適切な融通期待量について検討を進める。</u> (マージンの減少) 第 1 7 1 条 <u>本機関は、業務規程第 6 4 条第 1 項の規定により本機関が算出するマージンの値について、実需給断面に向け需給の予測精度が高まることを踏まえ、一般電気事業者と検討の上、別表 1 1－1 のとおり、電力系統を安定的に運用することが可能な範囲で連系統のマージンの値を減少する。</u> 2 <u>本機関は、マージンの値を減少した後に、想定外の電力設備の故障等により供給区域の供給力が不足し、電力系統を安定的に運用するために必要と認める場合には、減少したマージンの値を見直すことができる。</u> <table><tr><td colspan="2">別表 1 1－1 マージン減少の時期及び対象期間</td></tr><tr><td>マージンの減少の時期</td><td>マージンの減少の対象期間</td></tr><tr><td>年間の空容量の算出・公表時</td><td>第 1 年度</td></tr><tr><td>月間の空容量の算出・公表時</td><td>翌々月</td></tr><tr><td>翌々日の空容量の算出・公表時</td><td>翌々日</td></tr></table>	別表 1 1－1 マージン減少の時期及び対象期間		マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間	年間の空容量の算出・公表時	第 1 年度	月間の空容量の算出・公表時	翌々月	翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日	第 1 1 章 地域間連系統の管理 第 1 節 連系統の運用容量 (下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出) 第 1 6 8 条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第 2 項第 1 号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号但書にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。但し、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。 (業務規程第 6 4 条へ移設) (業務規程第 6 4 条の 2 第 5 項へ移設) (業務規程第 6 4 条の 3 第 1 項第 3 号へ移設) (業務規程第 6 4 条の 2 別表 9－2 へ移設)
別表 1 1－1 マージン減少の時期及び対象期間											
マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間										
年間の空容量の算出・公表時	第 1 年度										
月間の空容量の算出・公表時	翌々月										
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日										

現 行	変 更 案
<u>(実需給断面におけるマージンの値)</u> 第 1 7 2 条 本機関は、<u>業務規程第 6 4 条第 1 項の規定により本機関が算出するマージンの値について、各供給区域における必要予備力が確保されている場合には、電力系統の安定性を保つためにマージンを確保する必要がある場合を除き、実需給断面における減少後のマージンの値をゼロとする。</u> <u>2 本機関は、実需給断面において、マージンを確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。</u> 第 2 節 連系線の利用 (連系線の利用申込み) 第 1 7 3 条 連系線利用申込者（発電事業者等を含む。）は、<u>業務規程第 6 6 条に基づき、連系線の利用の申込みを行い、本機関はこれを受け付ける。</u> (業務規程第 6 5 条及び第 6 9 条から移設して修正)	(業務規程第 6 4 条の 2 第 5 項へ移設) (業務規程第 6 4 条の 2 第 5 項へ移設) 第 2 節 連系線の利用 (連系線の利用申込み) 第 1 7 3 条 連系線利用申込者（発電事業者等を含む。）は、<u>原則として、供給開始日の 1 0 営業日前までに、本機関に対し、連系線希望計画を提出しなければならない。</u> <u>(更新した連系線利用計画の提出)</u> <u>第 1 7 3 条の 2 連系線利用者は、本機関が連系線の潮流を監視し、計画潮流を更新するため、次の各号に掲げる計画を別表 1 1－1 で定める断面毎の提出期限までに、本機関に提出しなければならない。</u> 一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画 二 空容量算出用に更新された連系線利用計画 <u>2 連系線利用者は、翌日計画以降において、連系線利用計画を関係する調達計画及び販売計画と一致させなければならない。</u>

現 行	変 更 案																												
	別表 1 1－1 連系線利用計画の断面及び提出スケジュール <table><tr><th>対象期間</th><th>長期計画 (第 3～ 第 1 0 年 度)</th><th>年間計画 (第 1～ 第 2 年度)</th><th>月間計画 (翌月～ 翌々月)</th><th>週間計画 (翌週～ 翌々週)</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr><tr><td>断面 (※ 1)</td><td>各年度別の 最大時 kW</td><td>日別 (※ 2) の昼間帯、 夜間帯の最 大時 kW</td><td>日別 (※ 2) の昼間帯、 夜間帯の最 大時 kW</td><td>3 0 分ご との kWh</td><td>3 0 分ご との kWh</td><td>3 0 分ご との kWh</td></tr><tr><td>作業停止計 画の調整用 に更新され た連系線利 用計画の提 出期限</td><td>毎年 1 月 1 5 日 1 7 時</td><td>毎年 1 2 月 2 0 日 1 7 時</td><td>毎月 5 日 1 7 時</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>空容量算出 に更新され た連系線 利用計画の 提出期限</td><td>毎年 3 月 1 0 日 1 7 時</td><td>毎年 3 月 1 日 1 7 時</td><td>毎月 1 5 日 1 7 時</td><td>毎 週 火 曜 日 1 7 時 (※ 3)</td><td>受給日の 前 日 1 2 時 (※ 4)</td><td>原則とし て 3 0 分 ごとの実 需給の開 始時刻の 1 時間前</td></tr></table> (※ 1) 計画潮流及び空容量の単位 (※ 2) 「平日及び休日」単位で提出された計画は、本機関で「日別」単位に変換 (※ 3) 提出期限や更新期限が休業日に当たり期限の調整が必要になる場合は、<u>本機関が</u>、提出期 限及び更新期限を定め、これを公表する。 (※ 4) 受給日の前日が休業日の場合も含む。 (供給先未定発電事業者等による連系線の利用申込み) 第 1 7 3 条の 3 供給先未定発電事業者等は、連系線の利用を希望する場合、長期計画に限り、連 系線希望計画及び前条第 1 項に掲げる更新された連系線利用計画を提出することができる。 2 供給先未定発電事業者等は、連系線希望計画又は更新された連系線利用計画を本機関に提出 しようとする場合には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 経済産業省令に準じた計画書等（但し、本機関が供給先未定発電事業者等から提出を受けた 供給計画により連系線希望計画又は連系線利用計画の妥当性が確認できる場合はこの限りで ない。） 二 その他本機関が必要とする書類 3 供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内 容の変更の有無にかかわらず、毎年 3 月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならな	対象期間	長期計画 (第 3～ 第 1 0 年 度)	年間計画 (第 1～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月～ 翌々月)	週間計画 (翌週～ 翌々週)	翌日計画	当日計画	断面 (※ 1)	各年度別の 最大時 kW	日別 (※ 2) の昼間帯、 夜間帯の最 大時 kW	日別 (※ 2) の昼間帯、 夜間帯の最 大時 kW	3 0 分ご との kWh	3 0 分ご との kWh	3 0 分ご との kWh	作業停止計 画の調整用 に更新され た連系線利 用計画の提 出期限	毎年 1 月 1 5 日 1 7 時	毎年 1 2 月 2 0 日 1 7 時	毎月 5 日 1 7 時				空容量算出 に更新され た連系線 利用計画の 提出期限	毎年 3 月 1 0 日 1 7 時	毎年 3 月 1 日 1 7 時	毎月 1 5 日 1 7 時	毎 週 火 曜 日 1 7 時 (※ 3)	受給日の 前 日 1 2 時 (※ 4)	原則とし て 3 0 分 ごとの実 需給の開 始時刻の 1 時間前
対象期間	長期計画 (第 3～ 第 1 0 年 度)	年間計画 (第 1～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月～ 翌々月)	週間計画 (翌週～ 翌々週)	翌日計画	当日計画																							
断面 (※ 1)	各年度別の 最大時 kW	日別 (※ 2) の昼間帯、 夜間帯の最 大時 kW	日別 (※ 2) の昼間帯、 夜間帯の最 大時 kW	3 0 分ご との kWh	3 0 分ご との kWh	3 0 分ご との kWh																							
作業停止計 画の調整用 に更新され た連系線利 用計画の提 出期限	毎年 1 月 1 5 日 1 7 時	毎年 1 2 月 2 0 日 1 7 時	毎月 5 日 1 7 時																										
空容量算出 に更新され た連系線 利用計画の 提出期限	毎年 3 月 1 0 日 1 7 時	毎年 3 月 1 日 1 7 時	毎月 1 5 日 1 7 時	毎 週 火 曜 日 1 7 時 (※ 3)	受給日の 前 日 1 2 時 (※ 4)	原則とし て 3 0 分 ごとの実 需給の開 始時刻の 1 時間前																							
(業務規程第 6 6 条第 2 項から移設して修正)																													
(業務規程第 6 7 条の 2 第 1 項から移設して修正)																													
(業務規程第 6 7 条の 2 第 2 項から移設して修正)																													

現 行	変 更 案
(業務規程第 6 7 条の 3 第 1 項から移設して修正) (業務規程第 6 7 条の 3 第 1 項第 1 号から移設して修正) (業務規程第 6 7 条の 3 第 1 項第 2 号から移設して修正) (空おさえの禁止) 第 1 7 4 条 連系線利用者及び連系線利用申込者は、実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて、<u>業務規程第 6 6 条、第 6 9 条及び第 7 0 条に定める連系線の希望計画の提出、利用計画の更新及び変更並びに通告変更</u>（以下、総称して本節において「希望計画の提出等」という。）を行ってはならない。 2 連系線利用者は、希望計画の提出後又は<u>利用計画の更新後</u>、次の各号に掲げるところにより、実際に連系線を利用する量が減少することが合理的に見込まれる場合には、利用計画の更新若しくは変更又は通告変更を行い、容量登録した利用計画等の値を減少しなければならない。 一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により、利用計画等に対応する<u>供給力の減少</u>の見込みが明らかになったとき 二 (略) 三 利用計画等に対応する<u>需要</u>の減少の見込みが明らかになったとき 四～五 (略) 3 <u>連系線利用者及び連系線利用申込者は</u>、連系線を利用して自然変動電源その他の出力が変動する電源から発電された電気を送電する場合は、希望計画の提出等にあたって、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った上で、蓋然性の高い希望計画の提出等を行うとともに、過去の利用計画等と利用実績との差異の検証を踏まえた改善を行うよう努める。 一～四 (略) (業務規程第 7 0 条から移設して修正) (業務規程第 7 0 条第 1 項第 2 号から移設して修正) (新設)	い。 4 <u>連系線利用計画を提出した供給先未定発電事業者等が、供給先事業者を確保したときは、次の各号に掲げる手続きに基づき、当該連系線利用計画の全部又は一部を承継することができる。</u> 一 供給先事業者は、<u>第 1 7 3 条に準じ、連系線希望計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から連系線利用計画を承継する旨を本機関に通知する。</u> 二 供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ<u>連系線利用計画を承継する旨を本機関に通知する。</u> (空おさえの禁止) 第 1 7 4 条 連系線利用者及び連系線利用申込者（以下、本節において「<u>連系線利用計画等提出者</u>」という。）は、実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて、<u>第 1 7 3 条、第 1 7 3 条の 2 及び第 1 7 3 条の 3 に定める連系線希望計画及び更新された連系線利用計画の提出、連系線利用計画の変更並びに通告変更</u>（以下、総称して本節において「<u>連系線希望計画の提出等</u>」という。）を行ってはならない。 2 連系線利用者は、<u>連系線希望計画の提出後又は更新された連系線利用計画の提出後</u>、次の各号に掲げるところにより、実際に連系線を利用する量が減少することが合理的に見込まれる場合には、連系線利用計画の更新若しくは変更又は通告変更を行い、容量登録した<u>連系線利用計画又は通告値を減少</u>しなければならない。 一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により、<u>連系線利用計画等に対応する供給力等</u>の減少の見込みが明らかになったとき 二 (略) 三 <u>連系線利用計画等に対応する需要等</u>の減少の見込みが明らかになったとき 四～五 (略) 3 <u>連系線利用にあたっては</u>、連系線を利用して自然変動電源その他の出力が変動する電源から発電された電気を送電する場合は、<u>連系線希望計画の提出等にあたって、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った上で、蓋然性の高い連系線希望計画の提出等を行うとともに、過去の連系線利用計画等と利用実績との差異の検証を踏まえた改善を行うよう努める。</u> 一～四 (略) (計画の変更) 第 1 7 4 条の 2 <u>連系線利用計画等提出者は、連系線希望計画又は連系線利用計画に変更が生じた場合、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。</u> 2 <u>連系線利用計画等提出者は、週間計画以降の連系線利用計画の変更又は通告変更においては、変更理由を付さなければならない。</u> 3 <u>連系線利用計画等提出者は、別表 1 1－1 の翌日計画を変更又は当日計画を提出する場合には、本機関及び一般送配電事業者と事前に協議の上、当該連系線利用計画に係る事業者を通じて本機関に提出することができる。</u>

現 行	変 更 案
(個別可否判定における作業停止計画の考慮方法) 第 1 7 6 条 一般電気事業者は、作業停止計画（但し、年間計画及び月間計画に限る。）に伴い連系線の運用容量が減少する場合には、当該連系線にかかる個別可否判定において、当該作業停止計画に伴う運用容量の減少量を考慮する。但し、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。 一 年間計画における作業日数が一月あたり平日 6 日又は休日 3 日未満の場合 二 月間計画における作業日数が一週あたり平日 3 日未満の場合 2 前項但書に基づき、個別可否判定にあたって運用容量の減少量を考慮しない場合においては、一般電気事業者は、連系線利用者の混雑処理の予見可能性を高めるため、連系線の運用容量の一時的な減少を考慮した場合に混雑処理の対象となる可能性のある連系線利用者に対して、作業停止計画の内容、作業停止日、作業停止計画に伴う混雑処理を行った場合の連系線利用計画の抑制量その他作業停止計画に伴う連系線の制約の内容を通知する。 (通告変更の申込み期限) 第 1 7 7 条 連系線利用者は、通告変更の申込みを行う場合においては、次の各号に定める期限までに、その申込みを行う。 一 交直変換設備を経由する場合 変更する通告値の送電が開始される 6 0 分前まで 二 前号に該当しない場合 変更する通告値の送電が開始される 3 0 分前まで 2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合、多数の通告変更が重なった場合その他通告変更を処理することが困難な場合は、前項の申込期限の前であっても通告変更の申込みを受理せず、受理した通告変更について処理を行わないことができる。 3 本機関は、前項に基づき、連系線利用者から受理した通告変更の処理を行わなかったときは、事後速やかに、当該連系線利用者に対して、その理由を説明するものとする。 (通告値の大幅な変化が想定される場合の措置) 第 1 7 8 条 一般電気事業者は、通告値の大幅な変化によって、供給区域内の周波数調整が困難になる又は困難になるおそれがある場合において、その改善のために必要なときは、当該通告値の変動の原因となる連系線利用者と協議の上、連系線利用に関する 1 5 分ごと又は 5 分ごとの計画値の提出を求めることができる。 (複数の希望計画をまとめた連系線の利用) 第 1 7 9 条 連系線利用申込者は、業務規程別表 1 1－1（i）に掲げる設備上の制約により連系線を利用することができない場合において、複数の連系線利用申込者の希望計画の内容を考慮	(削除) (通告変更の申込み期限) 第 1 7 7 条 連系線利用者は、通告変更の申込みを行う場合においては、<u>ゲートクローズ</u>までに、その申込みを行わなければならない。 2 前項にかかわらず、連系線利用者は、ゲートクローズ以降（実需給時間帯を含む）であつても、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合は、通告変更の申込みを行うことができる。 一 実需給 3 0 分コマの終了時刻の 1 5 分前までであること 二 同一の発電契約者による供給区域を越えた発電機の持ち替えであること 三 混雑処理を伴わないこと 四 当該連系線利用者の供給先の調達計画に変更が生じないこと 五 当該連系線利用者の発電計画及び販売計画の変更をあわせて提出すること (業務規程第 7 0 条第 2 項に移設) (業務規程第 7 0 条第 2 項に移設) (通告値の大幅な変化が想定される場合の措置) 第 1 7 8 条 <u>一般送配電事業者</u>は、通告値の大幅な変化によって、供給区域内の周波数調整が困難になる又は困難になるおそれがある場合において、その改善のために必要なときは、<u>本機関及び当該通告値の変動の原因となる連系線利用者と協議の上、連系線利用に関する 1 5 分ごと又は 5 分ごとの計画値の提出を求めることができる。</u> (複数の連系線希望計画をまとめた連系線の利用) 第 1 7 9 条 連系線利用申込者は、<u>交直変換設備の利用に関する制約</u>により連系線を利用することができない場合において、複数の連系線利用申込者の<u>連系線</u>希望計画の内容を考慮すること

現 行	変 更 案
することによって、当該制約を回避することができるときは、当該複数の希望計画を共同で提出することによって、連系線を利用することができる（以下「連系線の共同利用」という。）。 2 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を行うにあたっては、<u>連系線の希望計画の提出にあたって、その旨を明示しなければならない。</u> 3 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を途中で解消し、又はすでに容量登録された単独の利用計画を連系線の共同利用に利用することはできないものとする。 （マージンの利用） 第 1 8 0 条 連系線利用申込者は、業務規程第 7 8 条<u>に基づき</u>、連系線のマージンの一部を利用することができる。 （マージン利用計画の取消） 第 1 8 1 条 本機関は、第 1 7 1 条に定める<u>翌々日空容量公表時のマージンの値の減少ができない場合には、業務規程第 7 8 条第 4 項第 3 号に基づき、マージンの一部を利用した供給にかかる利用計画（以下「マージン利用計画」という。）を取り消すことができる。</u> （複数のマージン利用計画の取消） 第 1 8 2 条 本機関は、取消の対象となる<u>マージン利用計画</u>が複数存在するときは、<u>第 1 9 1 条に定める混雑処理における抑制順位に準じ、マージン利用計画の取消を行う。</u> （マージン利用計画が取り消された場合） 第 1 8 3 条 連系線のマージンの一部を利用する者は、本機関が業務規程第 7 8 条第 4 項に基づき<u>マージン利用計画を取り消した場合は、これを受諾しなければならない。</u> 第 3 節 連系線の長期的な容量確保 （認定区分及び認定基準） 第 1 8 4 条 本機関は、<u>連系線の利用を希望する者から申請があった場合には、次の各号に掲げる契約を、業務規程第 7 3 条第 1 項に定める、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定する（以下「認定契約」という。）。</u>なお、第 1 号及び第 2 号に掲げる場合においては、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点の空容量の範囲内で認定を受けることができる。	によって、当該制約を回避することができるときは、当該複数の<u>連系線</u>希望計画を共同で提出することによって、連系線を利用することができる（以下「連系線の共同利用」という。）。 2 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を行うにあたっては、<u>連系線</u>希望計画の提出にあたって、その旨を明示しなければならない。 3 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を途中で解消し、又はすでに容量登録された単独の<u>連系線</u>利用計画を連系線の共同利用に利用することはできないものとする。 （マージンの利用） 第 1 8 0 条 連系線利用申込者は、業務規程第 7 8 条第 1 項及び第 2 項に掲げる場合において、<u>連系線のマージンの一部を利用することを希望するときは、本機関に対し、マージンの利用を前提とした連系線利用計画を提出しなければならない。</u> （業務規程第 7 8 条第 4 項第 3 号へ移設） （業務規程第 7 8 条第 4 項へ移設） （削除） 第 3 節 連系線の長期的な容量確保 （契約の認定の申請） 第 1 8 4 条 連系線の利用を希望する者は、<u>契約認定申請書を本機関に提出することによって、自己が有する電力の受給又は振替供給に係る契約について、電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定を本機関に対し申請することができる。</u> （認定の対象とする契約） 第 1 8 4 条の 2 <u>電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。</u>なお、第 1 号及び第 2 号に掲げる契約については、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点の空容量の範囲内で認定を受けることができる。

現 行	変 更 案
一～二 （略） 三 連系線同時建設電源に関する契約 前号に該当する電源のほか、連系線の新設又は増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。但し、当該契約が継続しており、当該契約の当事者が当該連系線の新設又は増強の費用の応分の負担を行った場合に限る。 2 本機関は、<u>前項</u>の認定の結果を公表する。 （認定に係る最大電力） 第185条 本機関は、<u>認定契約の契約書（契約書、合意書、申合書その他名称の如何を問わず契約内容を記載した書面をいう。以下同じ。）において定められた常時受電可能な電力の最大値（但し、一つの電源から発電された電気を複数の事業者が受電する場合は、契約書において当該事業者が常時受電可能な電力）から、次の各号に掲げる電力を考慮した値を契約の認定に係る最大電力（以下「認定最大電力」という。）とする。</u> 一～二 （略） 2 （略） 3 本機関は、<u>連系線の利用を希望する者が認定を求めた電力の範囲内で、最大電力を認定する。</u> （認定される期間） 第186条 本機関は、<u>契約書において定められている期間を契約の認定に係る認定期間とする。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の受給の計画が計上されている期間が契約書において定められている期間よりも長期である場合には、供給計画に計上されている期間を認定期間とする。</u> （複数の送電経路により受給できる場合の取扱い） 第187条 本機関は、<u>複数の送電経路により受給できる契約については、第185条で認定する最大電力の範囲内において、送電経路ごとに最大電力を振り分けて定めることができる。</u> （認定の申請） 第188条 <u>連系線の利用を希望する者が、業務規程第73条第2項の申請、変更又は取り消しを行おうとするときは、契約認定申請書を本機関に提出しなければならない。</u> 2 （略） （業務規程第74条第1項第1号から移設して修正）	一～二 （略） 三 連系線同時建設電源に関する契約 前<u>各</u>号に該当する電源のほか、連系線の新設又は増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。但し、当該契約が継続しており、当該契約の当事者が当該連系線の新設又は増強の費用の応分の負担を行った場合に限る。 （業務規程第73条第3項へ移設） （認定に係る最大電力） 第185条 <u>契約の認定に係る最大電力（以下「認定最大電力」という。）は、認定契約の契約書（契約書、合意書、申合書その他名称の如何を問わず契約内容を記載した書面をいう。以下同じ。）において定められた常時受電可能な電力の最大値（但し、一つの電源から発電された電気を複数の事業者が受電する場合は、契約書において当該事業者が常時受電可能な電力）から、次の各号に掲げる電力を考慮した値とする。</u> 一～二 （略） 2 （略） 3 <u>認定最大電力は、連系線の利用を希望する者が認定を求めた範囲を超えてはならないものとする。</u> （認定される期間） 第186条 <u>認定契約にかかる認定期間は、契約書において定められている契約の存続期間とする。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の受給の計画が計上されている場合において、当該期間が、契約書において定められている期間よりも長期である場合には、供給計画に計上されている期間を認定期間とする。</u> （複数の送電経路により受給できる場合の取扱い） 第187条 複数の送電経路により受給できる契約については、<u>認定最大電力の範囲内において、送電経路ごとに最大電力を振り分けて定めることができる。</u> （認定契約に変更があった場合の取扱い） 第188条 <u>認定契約を有する者は、認定契約の内容に変更があった場合には、速やかに、本機関に対して、当該認定の変更の申請を行わなければならない。但し、最大電力の減少又は認定期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。</u> 2 （略） （認定契約の定期審査に伴う資料提出） <u>第188条の2</u> 認定期間が10年を超える認定を受けた契約を有する者は、認定時点から3年ごとに、当該契約が継続する見通しを本機関に提出しなければならない。

現 行	変 更 案
(認定期間の延長の仮認定) 第 1 8 9 条 認定期間の延長の申請(以下「期間延長申請」という。)を行おうとする者(以下「期間延長申請者」という。)は、申請に係る審査の期間を確保するため、認定契約の認定期間の満了日(供給計画等に基づき認定を受けている契約については供給計画の提出日。以下、この条において同じ。)の1か月前から、認定期間延長の仮申請を行うことができる。この場合、期間延長申請者は、認定期間の延長を証する契約書等の添付を要しない。 <u>2 本機関は、前項の仮申請を受理したときは、当該時点をもって、認定期間が延長されたものと仮に認定する。</u> <u>3 (略)</u> <u>4 仮認定の有効期間は、本機関の期間延長申請の審査が終了する日までとする。但し、前項に定める期間内に期間延長申請が行われない場合は、本機関は、仮認定を取り消す。</u> (認定期間満了日までに期間延長申請等を行わなかった場合の取扱い) 第 1 9 0 条 (略) <u>2 本機関は、前号による申請を受け付けたときは、その申請を受理した時点をもって、当該認定期間が延長されたものとして仮認定する。</u> <u>3 前号の仮認定の有効期間は、当該申請の審査が終了するまでとする。</u> 第 4 節 連系線の混雑処理 (混雑処理における抑制順位) 第 1 9 1 条 <u>一般電気事業者は、業務規程第 8 2 条に掲げるシステムの構築が完了するまでの間、業務規程第 7 2 条に定める混雑処理を行う。</u> 2 <u>関連一般電気事業者(業務規程第 6 6 条に定める。以下同じ。)は、混雑が発生した連系線における利用計画等を、次の各号の順にしたがって、計画潮流の断面ごとに混雑が解消するまで抑制する。</u> 一 第 2 号から第 6 号に該当しない利用計画等 二 <u>第 1 8 4 条第 1 項第 3 号に基づき認定された連系線同時建設電源に関する契約による利用計画等</u> 三 <u>第 1 8 4 条第 1 項第 2 号に基づき認定された自然変動電源に関する契約による利用計画等</u> 四 卸電力取引所の前日スポット取引による利用計画等 五 本機関の指示等に基づく利用計画等 六 <u>第 1 8 4 条第 1 項第 1 号に基づき認定された長期固定電源に関する契約による利用計画等</u> <u>3 前項各号に該当する利用計画等が複数存在するときは、当該利用計画等の間の抑制順位は次</u>	(認定期間の延長の仮認定) 第 1 8 9 条 期間延長申請を行おうとする者(以下「期間延長申請者」という。)は、申請に係る審査の期間を確保するため、認定契約の認定期間の満了日(供給計画等に基づき認定を受けている契約については供給計画の提出日。以下、この条において同じ。)の1か月前から、認定期間延長の仮申請を行うことができる。この場合、期間延長申請者は、認定期間の延長を証する契約書等の添付を要しない。 <u>(業務規程第 7 3 条の 2 へ移設)</u> <u>2 (略)</u> <u>(業務規程第 7 3 条の 2 へ移設)</u> (認定期間満了日までに期間延長申請等を行わなかった場合の取扱い) 第 1 9 0 条 (略) <u>(業務規程第 7 3 条の 2 に移設)</u> <u>(業務規程第 7 3 条の 2 に移設)</u> 第 4 節 連系線の混雑処理 (混雑処理における抑制順位) 第 1 9 1 条 <u>連系線の混雑処理にあたっては、次の各号の順にしたがって、連系線利用計画及び通告値(以下、本章において「連系線利用計画等」という。)を抑制するものとする。</u> 一 第 2 号から第 6 号に該当しない<u>連系線</u>利用計画等 二 <u>第 1 8 4 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき認定された連系線同時建設電源に関する契約による連系線利用計画等</u> 三 <u>第 1 8 4 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき認定された自然変動電源に関する契約による連系線利用計画等</u> 四 卸電力取引所の前日スポット取引による<u>連系線</u>利用計画等 五 本機関の指示等に基づく<u>連系線</u>利用計画等<u>(連系線を活用した周波数調整の実施に伴う計画を含む)</u> 六 <u>第 1 8 4 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき認定された長期固定電源に関する契約による連系線利用計画等</u> <u>2 前項各号に該当する連系線利用計画等が複数存在するときは、当該連系線利用計画等の間の</u>

現 行	変 更 案
の各号に掲げるとおりとする。 一 前項第 1 号及び第 3 号に該当する利用計画等の間の抑制順位 登録時刻が遅い順に抑制する。但し、登録時刻が同一の利用計画等については、同じ抑制順位として取り扱う。 二 前項第 2 号及び第 4 号に該当する利用計画等の間の抑制順位 同じ抑制順位として取り扱う。 三 前項第 5 号に該当する利用計画等の間の抑制順位 本機関の指示の内容に基づき、抑制の対象及び抑制量を決定する。 四 前項第 6 号に該当する利用計画等の間の抑制順位 当該潮流の抑制の実効性、抑制した場合の公衆安全及び発電設備の保安への影響、その他想定される影響を考慮して、抑制の対象及び抑制量を決定する。 <u>4</u> 同じ抑制順位の利用計画等の抑制量は、抑制前の利用計画等の値に応じて按分した値とする。なお、利用計画等の抑制量の算出にあたっては、1 キロワット未満を切り上げるものとする。 <u>(同じ抑制順位の複数の利用計画等を有する者の変更希望計画)</u> <u>第 1 9 2 条 前条第 4 項にかかわらず、連系線利用者は、同じ抑制順位として取り扱われる利用潮流を複数有する場合は、関連一般電気事業者と協議の上、連系線利用量の合計値が抑制後の連系線利用量の合計値を超えない範囲で、当該利用計画等を変更することができる。</u> <u>(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)</u> 第 1 9 3 条 <u>関連一般電気事業者は、</u>複数の連系線において同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する利用計画等を抑制する必要がある場合は、混雑が発生した連系線ごとに第 1 9 1 条に基づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該利用計画等の抑制量とする。 <u>(緊急時の混雑処理方法)</u> 第 1 9 4 条 <u>関連一般電気事業者は、</u>次の各号に掲げる場合において、緊急の混雑処理が必要なときは、第 1 9 1 条に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい利用計画等を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。 一 発電機の故障、需要の急激な減少等に伴う通告変更により相殺潮流（混雑が発生した方向と逆方向に流れる潮流をいう。以下同じ。）が減少し、混雑が発生した場合 二 業務規程第 6 3 条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、混雑が発生した場合 <u>2 関連一般電気事業者は、緊急抑制後、速やかに第 1 9 1 条に基づく混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。</u> <u>(緊急抑制時の発電機の出力の調整)</u> 第 1 9 5 条 混雑が発生した連系線に隣接する<u>一般電気事業者は、</u>緊急抑制又は第 1 9 1 条に基づく混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮	抑制順位は次の各号に掲げるとおりとする。 一 前項第 1 号及び第 3 号に該当する<u>連系線</u>利用計画等の間の抑制順位 登録時刻が遅い順に抑制する。但し、登録時刻が同一の<u>連系線</u>利用計画等については、同じ抑制順位として取り扱う。 二 前項第 2 号及び第 4 号に該当する<u>連系線</u>利用計画等の間の抑制順位 同じ抑制順位として取り扱う。 三 前項第 5 号に該当する<u>連系線</u>利用計画等の間の抑制順位 本機関の指示の内容に基づき、抑制の対象及び抑制量を決定する。 四 前項第 6 号に該当する<u>連系線</u>利用計画等の間の抑制順位 当該潮流の抑制の実効性、抑制した場合の公衆安全及び発電設備の保安への影響、その他想定される影響を考慮して、抑制の対象及び抑制量を決定する。 <u>3</u> 同じ抑制順位の<u>連系線</u>利用計画等の抑制量は、抑制前の連系線利用計画等の値に応じて按分した値とする。なお、<u>連系線</u>利用計画等の抑制量の算出にあたっては、1 キロワット未満を切り上げるものとする。 (削除) <u>(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)</u> 第 1 9 3 条 複数の連系線において同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する<u>連系線</u>利用計画等を抑制する必要がある場合は、混雑が発生した連系線ごとに第 1 9 1 条に基づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該<u>連系線</u>利用計画等の抑制量とする。 <u>(緊急時の混雑処理方法)</u> 第 1 9 4 条 次の各号に掲げる場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第 1 9 1 条に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい<u>連系線</u>利用計画等を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。<u>但し、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。</u> 一 発電機の故障、需要の急激な減少等に伴う通告変更により相殺潮流（混雑が発生した方向と逆方向に流れる潮流をいう。以下同じ。）が減少し、混雑が発生した場合 二 業務規程第 6 3 条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、混雑が発生した場合 <u>(緊急時の発電機の出力の調整)</u> 第 1 9 5 条 混雑が発生した連系線に隣接する<u>供給区域の一般送配電事業者は、</u>緊急抑制又は第 1 9 1 条に基づく混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当

現 行	変 更 案
流を抑制する相殺潮流が流れるよう発電機の出力の調整を行う。 （年間計画及び月間計画における作業時の混雑処理方法） 第 1 9 6 条 計画潮流の年間計画及び月間計画において、電力設備の作業停止計画によって連系線の運用容量が減少し、混雑が発生する場合の<u>取扱い</u>は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u> 一 作業停止計画が第 1 7 6 条第 1 項各号に定める作業日数に該当しない場合は、<u>混雑が発生する期間のみ</u>混雑処理を行う。 二 作業停止計画が第 1 7 6 条第 1 項各号に定める作業日数に該当する場合は、<u>混雑処理にあたり、当該作業停止計画に伴う運用容量の一時的な減少は考慮しない。</u> 2 <u>計画潮流の更新による計画断面の細分化に伴い、前項によって混雑処理を実施しなかった作業計画作業の期間において連系線の混雑が発生するときは、混雑が発生する期間のみ混雑処理を行う。</u> （混雑処理の対象外とする利用計画等） 第 1 9 7 条 混雑が発生した連系線を利用した利用計画等のうち、次の各号に掲げる利用計画等は、当該連系線における混雑処理の対象としない。 一 業務規程第 7 8 条に基づく混雑が発生した連系線のマージンの一部を利用した供給に係る利用計画等 二 業務規程第 7 9 条に基づく混雑が発生した連系線のマージンを使用した供給に係る利用計画等 三 業務規程第 8 0 条に基づく混雑が発生した連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る利用計画等 第 5 節 連系線の変更賦課金 （変更賦課金） 第 1 9 8 条 <u>一般電気事業者が</u>、業務規程第 7 7 条に基づき賦課する賦課金（以下「変更賦課金」という。）の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。 一～二 （略） 2 変更賦課金の単価（以下「変更賦課金単価」という。）は、連系線利用者の過度な負担とならず、かつ、連系線利用者が使用しない連系線の容量が適切に開放される最低限の水準とし、本機関が定める。 （変更賦課金の対象となる利用計画等） 第 2 0 0 条 <u>一般電気事業者は</u>、次の各号に掲げる対象連系線にかかる利用計画等（以下「賦課金対象利用計画等」という。）を変更賦課金の対象とする。 一 計画変更賦課金の対象とする利用計画 対象連系線の潮流方向と同一方向の利用計画のうち、受給日の前日 1 2 時時点における利用計画の値が、受給日の 7 日前 1 7 時時点における利用計画の値から 1 0 パーセント以上減少し	該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう発電機の出力の調整を行う。 （年間計画及び月間計画における作業時の混雑処理方法） 第 1 9 6 条 計画潮流の年間計画及び月間計画において、電力設備の作業停止計画によって連系線の運用容量が減少し、混雑が発生する場合は、混雑が発生する<u>時間帯の</u>混雑処理を行う。 （削除） （削除） （混雑処理の対象外とする利用計画等） 第 1 9 7 条 混雑が発生した連系線を利用した<u>連系線</u>利用計画等のうち、次の各号に掲げる<u>連系線</u>利用計画等は、当該連系線における混雑処理の対象としない。 一 業務規程第 7 8 条に基づく混雑が発生した連系線のマージンの一部を利用した供給に係る<u>連系線</u>利用計画等 二 業務規程第 7 9 条に基づく混雑が発生した連系線のマージンを使用した供給に係る<u>連系線</u>利用計画等 三 業務規程第 8 0 条に基づく混雑が発生した連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る<u>連系線</u>利用計画等 （変更賦課金） 第 1 9 8 条 業務規程第 7 7 条に基づき<u>一般送配電事業者が</u>賦課する賦課金（以下「変更賦課金」という。）の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。 一～二 （略） 2 変更賦課金の単価（以下「変更賦課金単価」という。）は、連系線利用者の過度な負担とならず、かつ、連系線利用者が使用しない連系線の容量が適切に開放される最低限の水準とし、本機関が定め<u>公表</u>する。 （変更賦課金の対象となる<u>連系線</u>利用計画等） 第 2 0 0 条 <u>変更賦課金の対象とする計画</u>は、次の各号に掲げる対象連系線に係る<u>連系線</u>利用計画等（以下「賦課金対象利用計画等」という。）とする。 一 計画変更賦課金の対象とする<u>連系線</u>利用計画 対象連系線の潮流方向と同一方向の連系線利用計画のうち、受給日の前日 1 2 時時点における連系線利用計画の値が、受給日の 7 日前 1 7 時時点における連系線利用計画の値から 1 0 パ

現 行	変 更 案
たもの（以下「賦課金対象利用計画」という。）。 二 通告変更賦課金の対象とする通告値 対象連系線の潮流方向と同一方向の通告値のうち、実需給断面における通告値が受給日の前日１７時時点における通告値から１０パーセント以上減少したもの（以下「賦課金対象通告値」という。）。 ２ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により利用計画等の値を減少するときは、変更賦課金の対象としない。 一 業務規程第７９条に定めるマージンを使用する利用計画等の値を減少するとき 二 業務規程第８０条に定める運用容量拡大分又は運用容量を超過して連系線を使用する利用計画等の値を減少するとき 三 業務規程別表９－５に定める発電トラブルによる変更、不可避的な変更又は系統運用上必然的な変更により利用計画等の値を減少するとき （賦課金対象利用計画等を変更賦課金の対象と判断した場合の手順） 第２０１条 一般電気事業者は、<u>賦課金対象利用計画等が変更賦課金の対象となると判断した場合には、次の各号に掲げる手順に基づき、賦課金対象利用計画等を有する者（以下「賦課金対象利用者」という。）に変更賦課金を賦課する。</u> 一 一般電気事業者は、次に掲げるとおり、計画潮流の断面ごとに、<u>変更賦課金の対象となる電力量（以下「変更賦課金対象電力量」という。）を算定する。</u> ア 計画変更賦課金の対象となる電力量 受給日の７日前の１７時時点における賦課金対象利用計画に対する受給日の前日の１２時時点における賦課金対象利用計画の電力量の減少量のうち、受給日の７日前の１７時時点における賦課金対象利用計画の１０パーセントを超えた部分の電力量 イ 通告変更賦課金の対象となる電力量 受給日の前日１７時時点における賦課金対象通告値に対する実需給断面における賦課金対象通告値の電力量の減少量のうち、受給日の前日１７時時点における賦課金対象通告値の１０パーセントを超えた部分の電力量 （新設） 二 一般電気事業者は、<u>前号で算定した変更賦課金対象電力量に変更賦課金単価を乗じた金額を、変更賦課金の金額とし、賦課金対象利用者に通知する。</u> （賦課金対象利用計画等を変更賦課金の対象外と判断した場合の手順） 第２０２条 一般電気事業者は、<u>賦課金対象利用計画等が第２００条第２項に基づいて変更賦課金の対象外となると判断した場合は、次の各号に掲げる手順に基づき、本機関及び賦課金対象利用者に対して通知する。</u>	一セント以上減少したもの（以下「賦課金対象利用計画」という。）。 二 通告変更賦課金の対象とする通告値 対象連系線の潮流方向と同一方向の通告値のうち、実需給断面における通告値が受給日の前日１７時時点における通告値から１０パーセント以上減少したもの（以下「賦課金対象通告値」という。）。 ２ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により<u>連系線</u>利用計画等の値を減少するときは、変更賦課金の対象としない。<u>但し、第３号は、連系線利用者が、連系線利用計画の変更又は通告変更を行った翌日から第３営業日以内に、変更理由（本機関の指示に伴う変更の場合は除く。）の説明資料を本機関に提出し、本機関が認めた場合に限る。</u> 一 業務規程第７９条に定めるマージンを使用する連系線利用計画等の値を減少するとき 二 業務規程第８０条に定める運用容量拡大分又は運用容量を超過して連系線を使用する<u>連系線</u>利用計画等の値を減少するとき 三 業務規程別表９－５で<u>変更賦課金の対象外とする理由により連系線</u>利用計画等の値を減少するとき （変更賦課金の対象となる電力量） 第２０１条 変更賦課金の対象となる電力量（以下「変更賦課金対象電力量」という。）は、<u>次の各号に掲げるところにより、計画潮流の断面毎に算定する。</u> 一 計画変更賦課金の対象となる電力量 受給日の７日前の１７時時点における賦課金対象利用計画に対する受給日の前日の１２時時点における賦課金対象利用計画の電力量の減少量のうち、受給日の７日前の１７時時点における賦課金対象利用計画の１０パーセントを超えた部分の電力量 二 通告変更賦課金の対象となる電力量 受給日の前日１７時時点における賦課金対象通告値に対する実需給断面における賦課金対象通告値の電力量の減少量のうち、受給日の前日１７時時点における賦課金対象通告値の１０パーセントを超えた部分の電力量 ２ <u>本機関は、賦課金対象利用計画等を有する者（以下「賦課金対象利用者」という。）が存する供給区域の一般送配電事業者に、変更賦課金対象電力量を通知する。</u> （変更賦課金の賦課） 第２０２条 一般送配電事業者は、<u>変更賦課金対象電力量について、本機関から通知を受けたときは、変更賦課金対象電力量に変更賦課金単価を乗じた金額を、賦課金対象利用者に賦課する。</u> （削除）

現 行	変 更 案
一 <u>一般電気事業者は、第２００条第２項に基づいて変更賦課金の対象外となると判断した場合は、本機関にその旨を通知する。但し、賦課金対象利用計画等が第２００条第２項第３号に基づいて変更賦課金の対象外となると判断した場合には、一般電気事業者は、賦課金対象利用者に対象外となるべき説明資料の提出を求め、当該資料を本機関に提出する。</u> 二 <u>本機関は、前号の賦課金対象利用計画等が、第２００条第２項に基づき、変更賦課金の対象外となるか否かを確認し、その結果を一般電気事業者へ通知する。</u> 三 <u>本機関が前号の確認の結果、賦課金対象利用計画等が変更賦課金の対象外とならないと認めた場合には、一般電気事業者は、前条に準じて、変更賦課金の額を算定し、賦課金対象利用者に通知する。</u> <u>(変更賦課金に関する事後検証)</u> <u>第２０３条 本機関は、賦課金対象利用者から変更賦課金を賦課した事実又は変更賦課金の金額の妥当性の検証を要請されたときは、関係する一般電気事業者及び当該賦課金対象利用者に対して検証に必要な資料の提出を求め、その妥当性の検証を行い、その結果を当該一般電気事業者及び賦課金対象利用者に通知する。</u>	(削除)
第１２章 作業停止計画の調整 <u>(一般電気事業者による作業停止計画の調整)</u> 第２０４条 <u>一般電気事業者は、業務規程別表１０－１に示す種別で、電力設備の作業停止計画の調整及び取りまとめを行う。但し、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない。(以下、一般電気事業者が調整及び取りまとめを行う作業停止計画を、本章において「調整対象作業停止計画」という。)</u> ２ <u>電気供給事業者（一般電気事業者を除く。本章において、以下同じ。）は、一般電気事業者の行う作業停止計画の調整及び取りまとめに協力しなければならない。</u> <u>(作業停止計画の原案の提出)</u> 第２０５条 <u>電気供給事業者は、次の各号に掲げる電力設備（一般電気事業者と電気供給事業者との間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、本章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表１２－１で定める期日までに、当該電力設備の存する供給区域の一般電気事業者に、年間及び月間の作業停止計画の原案を提出するものとする。</u> <u>(新設)</u>	第１２章 作業停止計画の調整 <u>(一般送配電事業者による作業停止計画の調整)</u> 第２０４条 <u>一般送配電事業者は、業務規程別表１１－１に示す種別の電力設備の作業停止計画の取りまとめ及び調整を行う。但し、本機関が取りまとめ及び調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない(以下、一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、本章において「調整対象作業停止計画」という。)</u> ２ <u>電気供給事業者（一般送配電事業者を除く。本章において、以下同じ。）、電気事業者及び需要者は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、停止範囲や作業実施方法等の情報共有を確実にを行い、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。</u> <u>(作業停止計画の原案の提出)</u> 第２０５条 <u>作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、本章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表１２－１で定める期日までに、別表１２－２に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。但し、本機関を通じ、又は、本機関に対して、作業停止計画を提出する場合は、広域機関システムによれなければならない。</u> <u>２ 一般送配電事業者は、業務規程第８４条第２項により、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。</u>

現 行	変 更 案									
<u>2 一般電気事業者</u>は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、<u>電気供給事業者</u>と予め合意の上、<u>電気供給事業者</u>に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。 <u>3 電気供給事業者</u>は、<u>前2項</u>の作業停止計画において、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 一～三（略） 別表12-1 <u>一般電気事業者</u>への作業停止計画の提出期日（※） （略） ※<u>連系線の運用容量に影響しない流通設備の作業停止計画</u>であって、広域連系系統に該当しない<u>流通設備の作業停止計画</u>については、当該<u>流通設備</u>の存する供給区域の<u>一般電気事業者</u>と<u>電気供給事業者</u>が協議の上、提出期日を別途定めることができる。 （新設） （新設） （新設） 一～六（略） （本機関に対する作業停止計画の提出） 第206条 <u>一般電気事業者</u>は、前条により作業停止計画の原案を受け取ったときは、<u>業務規程第84条第1項に基づき作業停止計画</u>を取りまとめ、本機関に提出する。 （調整対象作業停止計画の原案の調整） 第207条 <u>一般電気事業者</u>は、調整対象作業停止計画の原案について、<u>第215条に定める考</u>	<u>3 一般送配電事業者</u>は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、<u>作業停止計画提出者</u>と予め合意の上、<u>作業停止計画提出者</u>に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。 <u>4 作業停止計画提出者</u>は、<u>第1項及び前項に掲げる</u>作業停止計画において、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 一～三（略） 別表12-1 <u>一般送配電事業者</u>への作業停止計画の提出期日（※1、※2） （略） ※1 <u>電力設備の作業停止計画</u>については、当該電力設備の存する供給区域の<u>一般送配電事業者</u>と<u>作業停止計画提出者</u>が協議の上、提出期日を別途定めることができる。 ※2 <u>本機関を通じて一般送配電事業者へ作業停止計画を提出する場合</u>には、<u>別途本機関が定める期日までに、本機関に対して、作業停止計画を提出しなければならない。</u> 別表12-2 作業停止計画の提出者及び提出先 <table><tr><th>対象設備</th><th>計画提出者</th><th>提出先</th></tr><tr><td><u>流通設備の作業停止計画</u></td><td><u>作業停止計画提出者</u></td><td><u>流通設備の存する供給区域の一般送配電事業者</u>。但し、<u>発電計画提出者は、広域機関システムを通じて、作業停止計画を提出することができる。</u></td></tr><tr><td><u>発電設備の作業停止計画</u></td><td><u>発電計画提出者</u></td><td><u>本機関</u></td></tr></table> <u>（作業停止計画の対象となる電力設備）</u> 第205条の2 <u>作業停止計画の対象となる電力設備は次の各号に掲げるとおりとする。</u> 一～六（略） （本機関に対する作業停止計画の提出） 第206条 <u>一般送配電事業者は、第205条第1項又は第2項により、作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画（当該一般送配電事業者の作業停止計画に関するものを含む。）を速やかに本機関に提出する。</u> （調整対象作業停止計画の原案の調整） 第207条 <u>一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停</u>	対象設備	計画提出者	提出先	<u>流通設備の作業停止計画</u>	<u>作業停止計画提出者</u>	<u>流通設備の存する供給区域の一般送配電事業者</u> 。但し、 <u>発電計画提出者は、広域機関システムを通じて、作業停止計画を提出することができる。</u>	<u>発電設備の作業停止計画</u>	<u>発電計画提出者</u>	<u>本機関</u>
対象設備	計画提出者	提出先								
<u>流通設備の作業停止計画</u>	<u>作業停止計画提出者</u>	<u>流通設備の存する供給区域の一般送配電事業者</u> 。但し、 <u>発電計画提出者は、広域機関システムを通じて、作業停止計画を提出することができる。</u>								
<u>発電設備の作業停止計画</u>	<u>発電計画提出者</u>	<u>本機関</u>								

現 行	変 更 案
<u>慮事項等を踏まえ、当該調整対象作業停止計画を提出した電気供給事業者及び当該調整対象作業停止計画により連系線の利用計画又は発電計画に影響を受ける電気供給事業者</u>その他関係する電気供給事業者（以下「関係電気供給事業者」という。）の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。 （新設）	止計画を提出した<u>作業停止計画提出者</u>及び当該調整対象作業停止計画により連系線利用計画又は発電計画に影響を受ける<u>発電計画提出者</u>その他関係する電気供給事業者（以下「関係電気供給事業者」という。）の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。 <u>2 一般送配電事業者は、必要に応じ、第 2 0 5 条第 3 項に基づく作業停止計画の原案の提出前に、事前調整を行うことができる。</u>
（調整対象作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ） 第 2 0 8 条 <u>電気供給事業者</u>は、第 2 0 5 条に準じて、前条の調整を踏まえ、別表 1 2－1 に定める期日までに、原案から調整された<u>調整対象</u>作業停止計画の調整案を提出する。 （新設）	（作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ） 第 2 0 8 条 <u>作業停止計画提出者</u>は、第 2 0 5 条第 1 項に準じ、<u>業務規程第 8 5 条第 1 項及び前条</u>の調整を踏まえ、別表 1 2－1 に定める期日までに、原案から調整された作業停止計画の調整案を提出する。 <u>2 一般送配電事業者は、第 2 0 5 条第 2 項に準じ、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。</u> <u>3 一般送配電事業者は、前各項により、作業停止計画の調整案を受け取ったときは、第 2 0 6 条に準じ、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。</u>
（調整対象作業停止計画の調整） 第 2 0 9 条 <u>一般電気事業者</u>は、調整対象作業停止計画の調整案について、<u>第 2 1 5 条に定める考慮事項等を踏まえ</u>、関係電気供給事業者の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。	（調整対象作業停止計画の調整案の調整） 第 2 0 9 条 <u>一般送配電事業者</u>は、調整対象作業停止計画の調整案について、関係電気供給事業者の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。
（調整対象作業停止計画の最終案の提出、承認） 第 2 1 0 条 <u>電気供給事業者</u>は、第 2 0 5 条に準じて、前条の調整を踏まえ、別表 1 2－1 に定める期日までに、調整案に対して最終調整された<u>調整対象</u>作業停止計画の最終案を提出する。 （新設）	（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第 2 1 0 条 <u>作業停止計画提出者</u>は、第 2 0 5 条第 1 項に準じ、<u>業務規程第 8 7 条第 1 項及び前条</u>の調整を踏まえ、別表 1 2－1 に定める期日までに、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案を提出する。 <u>2 一般送配電事業者は、第 2 0 5 条第 2 項に準じ、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。</u> <u>3 一般送配電事業者は、前各項により作業停止計画の最終案を受け取ったときは、第 2 0 6 条に準じて、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。</u> <u>4 一般電気事業者は、第 1 項により調整対象作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを承認する。</u> （送配電等業務指針第 2 1 0 条の 2 へ移設）
（新設）	
2 <u>一般電気事業者</u>は、前項により<u>調整対象</u>作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを<u>取りまとめ、承認</u>する。 3 <u>一般電気事業者は、承認した調整対象作業停止計画を関係電気供給事業者</u>に通知し、必要な情報を提供しなければならない。	<u>（承認された作業停止計画に関する情報の提供等）</u> <u>第 2 1 0 条の 2 一般送配電事業者は、業務規程第 8 8 条の 2 第 1 項により、本機関から本機関が承認した広域連系系統等の作業停止計画の送付を受ける。</u> <u>2 一般送配電事業者は、本機関又は一般送配電事業者が承認した対象の作業停止計画を、作業停止計画提出者に通知し、必要な情報を提供しなければならない。</u>
（新設）	
（送配電等業務指針第 2 1 0 条第 3 項より移設し修正）	

現 行	変 更 案
(業務規程第 8 6 条第 2 項より移設し修正)	(広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出) <u>第 2 1 0 条の 3</u> 次の各号に掲げる連系線利用者及び発電計画提出者は、業務規程第 8 6 条第 3 項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。 一 広域連系系統等の作業停止計画により、連系線利用計画に影響が生じる <u>連系線利用者</u> 二 広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる <u>発電計画提出者</u>
(新設)	(作業停止計画の不調時の対応) <u>第 2 1 0 条の 4</u> 一般送配電事業者は、第 2 0 9 条のうち広域連系系統等の作業停止計画について、関係電気供給事業者との作業停止計画の調整が困難な場合には、本機関に対し、不調の解決に向けた対応の依頼を行うことができる。
(調整対象作業停止計画の提出の省略) 第 2 1 1 条 電気供給事業者は、業務規程第 8 9 条に準じ、調整対象作業停止計画の提出を省略することができる。 (業務規程第 8 9 条より移設)	(作業停止計画の提出の省略) 第 2 1 1 条 作業停止計画提出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、作業停止計画の <u>原案、調整案及び最終案</u> の提出を省略することができる。 一～四 (略)
2 前項により、 <u>電気供給事業者が調整対象作業停止計画の提出を省略した場合は、本機関及び一般電気事業者は</u> 、当該 <u>電気供給事業者</u> の調整対象作業停止計画に変更がないものとして、当該作業停止計画の調整を行う。	2 前項により、 <u>作業停止計画提出者が作業停止計画の提出を省略した場合は、一般送配電事業者は</u> 、当該 <u>作業停止計画提出者</u> の調整対象作業停止計画に変更がないものとして、当該作業停止計画の調整を行う。
(調整対象作業停止計画の変更及び追加) 第 2 1 2 条 電気供給事業者は、年間計画の <u>変更又は追加</u> 、月間計画の変更及び当初の調整対象作業停止計画では予定していなかった作業停止を行うときは、その理由を付して、変更後の調整対象作業停止計画（以下「調整対象作業停止変更計画」という。）を <u>一般電気事業者</u> に提出する。	(作業停止計画の変更及び追加) 第 2 1 2 条 作業停止計画提出者は、年間計画又は月間計画決定以降、需給状況及び系統状況の <u>変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計画の変更（取りやめを含む。以下同じ。）又は追加（計画外の作業停止を含む。以下同じ。）がある場合には</u> 、その理由を付して、第 2 0 5 条第 1 項に準じて、変更後の作業停止計画（以下「作業停止変更計画」という。）を <u>一般送配電事業者</u> に提出する。
2 <u>電気供給事業者は</u> 、調整対象作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であっても、当該事業者が最後に提出した調整対象作業停止計画の原案、調整案又は最終案の変更又は追加が必要となったときは、その理由を付して、速やかに調整対象作業停止変更計画を <u>一般電気事業者</u> に提出する。 (新設)	2 <u>作業停止計画提出者は</u> 、作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であっても、当該事業者が最後に提出した作業停止計画の原案、調整案又は最終案の変更又は追加が必要となったときは、その理由を付して、 <u>第 2 0 5 条第 1 項に準じて</u> 、速やかに作業停止変更計画を <u>一般送配電事業者</u> に提出する。
3 <u>一般電気事業者は</u> 、調整対象作業停止変更計画を受け取ったときは、第 2 0 5 条に準じて調整を行い、必要に応じ、変更計画の見直しを求めた上で、調整対象作業停止変更計画を承認する。	3 <u>一般送配電事業者は</u> 、前 2 項により広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取った場合には、 <u>第 2 0 6 条に準じて</u> 、本機関に提出する。
(緊急時の作業停止計画の調整の省略) 第 2 1 3 条 電気供給事業者は、人身の安全又は設備保全上の理由により緊急を要する場合は、	4 <u>一般送配電事業者は</u> 、調整対象作業停止変更計画を受け取ったときは、第 2 0 7 条に準じて調整を行い、必要に応じ、 <u>作業停止変更計画の見直しを求めた上で</u> 、調整対象の作業停止変更計画を <u>第 2 1 0 条に準じて承認する</u> 。 (緊急時の作業停止計画の調整の省略) 第 2 1 3 条 <u>一般送配電事業者及び電気供給事業者は</u> 、人身の安全又は設備保全上の理由により

現 行	変 更 案
第 2 0 5 条から第 2 1 2 条の作業停止計画の調整の手続を行わず、直ちに関係する電力設備を停止することができる。 2 電気供給事業者は、前項により電力設備を緊急停止した場合において、当該電力設備の停止が継続するときは、速やかに調整対象作業停止変更計画を<u>一般電気事業者</u>に提出する。 (新設) (作業実施の手続) 第 2 1 4 条 <u>一般電気事業者</u>及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第 1 6 3 条に定めるところにより、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。 2 <u>一般電気事業者</u>と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の実施に際して、作業停止の開始時刻及び終了時刻を相互に確認する。 3 <u>一般電気事業者</u>は、作業を中止する場合、作業開始を見合せる場合又は作業期間を延長する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。 (新設) (作業停止計画の調整における考慮事項) 第 2 1 5 条 本機関及び<u>一般電気事業者</u>は、次の各号に掲げる事項（<u>一般電気事業者</u>においては第 9 号を除く。）を考慮の上、電力設備の作業停止計画の調整を行う。なお、本機関及び<u>一般電気事業者</u>は、第 1 号から第 4 号に掲げる事項を重視するものとする。 一 (略) (新設) 二 (略) 三 (略) 四 作業停止期間中の<u>運転予備力</u> (新設) 五 (略) 六 (略) 七 (略) 八 (略) 九 (略) (新設)	緊急を要する場合は、<u>業務規程第 8 3 条から第 9 1 条及び本指針第 2 0 5 条から第 2 1 2 条の作業停止計画の調整の手続を行わず、直ちに関係する電力設備を停止することができる。</u> 2 <u>作業停止計画提出者</u>は、前項により電力設備が緊急停止した場合において、当該電力設備の停止が継続するときは、<u>第 2 0 5 条第 1 項に準じて、速やかに調整対象の作業停止変更計画を一般送配電事業者</u>に提出する。 3 一般送配電事業者は、<u>前項において広域連系系統等の作業停止計画を受け取ったときは、第 2 0 6 条に準じて、速やかに調整対象作業停止変更計画を本機関に提出する。</u> (作業実施の手続) 第 2 1 4 条 <u>一般送配電事業者</u>及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第 1 6 3 条に定めるところにより、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。 2 <u>一般送配電事業者</u>と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の実施に際して、作業停止の開始時刻及び終了時刻を相互に確認する。 3 <u>一般送配電事業者</u>は、作業を中止する場合、作業開始を見合せる場合又は作業期間を延長する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。 4 <u>一般送配電事業者は、広域連系系統等の作業停止計画に基づく作業の実施に際して、本機関に速やかに、設備の停止・使用を報告する。</u> (作業停止計画の調整における考慮事項) 第 2 1 5 条 本機関及び<u>一般送配電事業者</u>は、次の各号に掲げる事項（<u>一般送配電事業者</u>においては第 1 1 号を除く。）を考慮の上、電力設備の作業停止計画の調整を行う。なお、本機関及び<u>一般送配電事業者</u>は、第 1 号から第 6 号に掲げる事項を重視するものとする。 一 (略) 二 <u>作業員の安全確保</u> 三 (略) 四 (略) 五 作業停止期間中の<u>調整力</u> 六 <u>作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力</u> 七 (略) 八 (略) 九 (略) 十 (略) 十一 (略) 2 <u>本機関及び一般送配電事業者は、前項において、流通設備（但し、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う上で、発電機の出力増加及び抑制が必要となった場合には、潮流調整の効果及び発電契約者間の公平性を考慮の上、発電機の出力増加及び抑制の対象となる発電契約者を選定する。</u>

現 行	変 更 案																														
第 1 3 章 系統情報の公表 （系統情報の公表） 第 2 1 6 条 <u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u>は、国が定める系統情報の公表の考え方にに基づき、次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該<u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u>のウェブサイトにおいて公表する。 一～二（略） 2（略） （事業者の要請に基づく情報の提示） 第 2 1 7 条 <u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u>は、系統連系希望者から当該検討に必要な情報の提示の要請があった場合は、前条第 1 項各号に該当する情報を除き、別表 1 3－2 に定める情報を提示する。 2（略） 3 <u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u>は、第 1 項の情報の提示に際し、次の各号に掲げる措置を講じることができる。 一～四（略） 別表 1 3－1 <u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u>が公表する情報及び公表の手段、時期 <table><tr><th>情報項目</th><th>公表の手段</th><th>公表時期</th></tr><tr><td>（a）<u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u>の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール</td><td><u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u>のウェブサイト</td><td>都度</td></tr><tr><td>（b）流通設備計画 ・流通設備建設計画（※1）</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td>（c）<u>連系制約イメージ</u> ・<u>発電設備の系統連系制約</u>に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（<u>1 5 4 k V</u>以上）（※2）</td><td><u>一般電気事業者</u>のウェブサイト</td><td>同上</td></tr><tr><td>（d）需給関連情報（需給予想） ・<u>一般電気事業者</u>の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・<u>一般電気事業者</u>の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力</td><td>同上</td><td>翌日：前日 1 8 時頃 当日：当日 9 時頃</td></tr></table>	情報項目	公表の手段	公表時期	（a） <u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u> の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	<u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u> のウェブサイト	都度	（b）流通設備計画 ・流通設備建設計画（※1）	同上	同上	（c） <u>連系制約イメージ</u> ・ <u>発電設備の系統連系制約</u> に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（ <u>1 5 4 k V</u> 以上）（※2）	<u>一般電気事業者</u> のウェブサイト	同上	（d）需給関連情報（需給予想） ・ <u>一般電気事業者</u> の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・ <u>一般電気事業者</u> の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日 1 8 時頃 当日：当日 9 時頃	第 1 3 章 系統情報の公表 （系統情報の公表） 第 2 1 6 条 <u>一般送配電事業者及び送電事業者</u>は、国が定める系統情報の公表の考え方にに基づき、次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該<u>一般送配電事業者及び送電事業者</u>のウェブサイトにおいて公表する。 一～二（略） 2（略） （事業者の要請に基づく情報の提示） 第 2 1 7 条 <u>一般送配電事業者及び送電事業者</u>は、系統連系希望者から当該検討に必要な情報の提示の要請があった場合は、前条第 1 項各号に該当する情報を除き、別表 1 3－2 に定める情報を提示する。 2（略） 3 <u>一般送配電事業者及び送電事業者</u>は、第 1 項の情報の提示に際し、次の各号に掲げる措置を講じることができる。 一～四（略） 別表 1 3－1 <u>一般送配電事業者及び送電事業者</u>が公表する情報及び公表の手段、時期 <table><tr><th>情報項目</th><th>公表の手段</th><th>公表時期</th></tr><tr><td>（a）<u>一般送配電事業者及び送電事業者</u>の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール</td><td><u>一般送配電事業者及び送電事業者</u>のウェブサイト</td><td>都度</td></tr><tr><td>（b）流通設備計画 ・流通設備建設計画（※1）</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td>（c）<u>系統の空容量</u> ・<u>系統の空容量</u>に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（<u>特別高圧</u>以上）（※2）</td><td><u>一般送配電事業者</u>のウェブサイト</td><td>同上</td></tr><tr><td>（d）需給関連情報（需給予想） ・<u>供給区域</u>の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・<u>供給区域</u>の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力</td><td>同上</td><td>翌日：前日 1 8 時頃 当日：当日 9 時頃</td></tr></table>	情報項目	公表の手段	公表時期	（a） <u>一般送配電事業者及び送電事業者</u> の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	<u>一般送配電事業者及び送電事業者</u> のウェブサイト	都度	（b）流通設備計画 ・流通設備建設計画（※1）	同上	同上	（c） <u>系統の空容量</u> ・ <u>系統の空容量</u> に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（ <u>特別高圧</u> 以上）（※2）	<u>一般送配電事業者</u> のウェブサイト	同上	（d）需給関連情報（需給予想） ・ <u>供給区域</u> の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・ <u>供給区域</u> の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日 1 8 時頃 当日：当日 9 時頃
情報項目	公表の手段	公表時期																													
（a） <u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u> の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	<u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u> のウェブサイト	都度																													
（b）流通設備計画 ・流通設備建設計画（※1）	同上	同上																													
（c） <u>連系制約イメージ</u> ・ <u>発電設備の系統連系制約</u> に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（ <u>1 5 4 k V</u> 以上）（※2）	<u>一般電気事業者</u> のウェブサイト	同上																													
（d）需給関連情報（需給予想） ・ <u>一般電気事業者</u> の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・ <u>一般電気事業者</u> の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日 1 8 時頃 当日：当日 9 時頃																													
情報項目	公表の手段	公表時期																													
（a） <u>一般送配電事業者及び送電事業者</u> の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	<u>一般送配電事業者及び送電事業者</u> のウェブサイト	都度																													
（b）流通設備計画 ・流通設備建設計画（※1）	同上	同上																													
（c） <u>系統の空容量</u> ・ <u>系統の空容量</u> に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（ <u>特別高圧</u> 以上）（※2）	<u>一般送配電事業者</u> のウェブサイト	同上																													
（d）需給関連情報（需給予想） ・ <u>供給区域</u> の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・ <u>供給区域</u> の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日 1 8 時頃 当日：当日 9 時頃																													

現 行			変 更 案			
(e) 需給関連情報（電力使用状況） ・ <u>一般電気事業者</u> の需要電力の現在値 ・ <u>一般電気事業者</u> の当日及び前日（※ ³ ）の需要実績カーブ ・ <u>一般電気事業者</u> の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度	(e) 需給関連情報（電力使用状況） ・ <u>供給区域</u> の需要電力の現在値 ・ <u>供給区域</u> の当日及び前日（※3）の需要実績カーブ ・ <u>供給区域</u> の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度	
(f) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報（※ ⁴ ） ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとに <u>抑制の指示を行った出力の合計</u> ・理由（「 <u>下げ代不足</u> 」などの要因）	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月	(f) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報（※4） ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの <u>給電指令が行われた出力の合計</u> ・理由（「 <u>下げ調整力不足</u> 」などの要因）	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月	
※1 （略） ※2 <u>沖縄電力株式会社の供給区域においては132kV以上とする。</u> ※3 （略） ※4 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年6月18日経済産業省令第46号）」に準ずる。 （注） <u>卸電気事業者</u> は、（a）及び（b）のみを公表するものとする。			<u>（※1）</u> （略） （削除） <u>（※2） 「系統情報の公表の考え方」（平成27年11月）による。</u> <u>（※3）</u> （略） <u>（※4）</u> （略） （注） <u>送電事業者</u> は、（a）及び（b）のみを公表するものとする。 <u>但し、（a）については系統運用ルールを除く。</u>			
別表13-2 <u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u> が個々の要請に応じて提示する情報及び提示の手段、時期			別表13-2 <u>一般送配電事業者及び送電事業者</u> が個々の要請に応じて提示する情報及び提示の手段、時期			
情報項目	提示手段	提示時期	情報項目	提示手段	提示時期	
(a) 流通設備の故障状況 （設備名、発生時刻、原因、復旧状況等）	<u>一般電気事業者</u> の送電サービスセンター等（※ ¹ ）への店頭、電話等での問合せに応じ、個別に示し、説明	都度	(a) 流通設備の故障状況 （設備名、発生時刻、原因、復旧状況等）	<u>一般送配電事業者</u> の送電サービスセンター等（※ ¹ ）への店頭、電話等での問合せに応じ、個別に示し、説明	都度	
(b) 系統アクセス情報（特別高圧） ・地内系統（連系線を除く <u>一般電気事業者</u> が運用する送電系統をいう。以下、本表において同じ。）の送電系統図（送電線、変圧器等の容量を含む。）（但し、別表13-1（b）（c）により公表する情報を除く。） ・地内系統の潮流図（予想及び実績） ・地内系統の作業停止計画（計画及び実績） ・地内系統の設備定数（送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画（但し、別表13-1（b）により公表する情報を除く。） ・地内系統の停電実績（但し、停電発生時に一般電気事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。）	<u>一般電気事業者</u> の送電サービスセンター等（※ ¹ ）の店頭での閲覧（※ ² ）、または、問合せに応じ、個別に示し、説明	同上	(b) 系統アクセス情報（特別高圧） ・地内系統（連系線を除く <u>一般送配電事業者</u> が運用する送電系統をいう。以下、本表において同じ。）の送電系統図（送電線、変圧器等の容量を含む。）（但し、別表13-1（b）（c）により公表する情報を除く。） ・地内系統の潮流図（予想及び実績） ・地内系統の作業停止計画（計画及び実績） ・地内系統の設備定数（送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画（但し、別表13-1（b）により公表する情報を除く。） ・地内系統の停電実績（但し、停電発生時に <u>一般送配電事業者</u> のウェブサイト等で公表する情報を除く。）	<u>一般送配電事業者</u> の送電サービスセンター等（※ ¹ ）の店頭での閲覧（※ ² ）、または、問合せに応じ、個別に示し、説明	同上	

現 行				変 更 案			
(c) 系統アクセス情報（高圧） ・配電系統図（配電線及び変圧器の容量を含む。） ・希望配電線（系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。以下、本表において同じ。）の潮流（予想及び実績） ・希望配電線の設備定数（配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績（但し、停電発生時に一般電気事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。）		同上	同上	(c) 系統アクセス情報（高圧） ・配電系統図（配電線及び変圧器の容量を含む。） ・希望配電線（系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。以下、本表において同じ。）の潮流（予想及び実績） ・希望配電線の設備定数（配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績（但し、停電発生時に <u>一般送配電事業者</u> のウェブサイト等で公表する情報を除く。）		同上	同上
※1 具体的には、 <u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u> の情報公表ルールで定める。 ※2 （略）				※1 具体的には、 <u>一般送配電事業者及び送電事業者</u> の情報公表ルールで定める。 ※2 （略）			
（新設）				第14章 需要者スイッチング支援 <u>（スイッチング支援システム）</u> 第217条の2 <u>スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者及び高圧需要者並びに低圧F I T電源（F I T電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。但し、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。</u> 一 <u>供給地点特定番号検索（高圧需要者は除く。）</u> 二 <u>供給地点設備情報照会（高圧需要者は除く。）</u> 三 <u>使用量情報照会（低圧のF I T電源は除く。）</u> 四 <u>託送等異動業務（高圧需要者の再点は除く。）</u> 五 <u>スイッチング廃止取次</u> 六 <u>業務処理状況照会</u> 七 <u>小売電気事業者情報照会</u> 2 本章においては、特に記載のない限り、次の各号に掲げるとおり需要者を区分する。 一 <u>低圧需要者 標準電圧が100ボルト又は200ボルトで受電する需要者をいう。</u> 二 <u>高圧需要者 標準電圧が6000ボルトで受電する需要者のうち、契約電力が500キロワット未満の需要者をいう。</u> 三 <u>特別高圧需要者 標準電圧が2万ボルト以上で受電する需要者</u> <u>（一般送配電事業者による連携システムの開発）</u> 第217条の3 <u>一般送配電事業者は、スイッチング支援システムと連携し、スイッチング支援対象業務を実施するために必要となるシステムを開発し、運用しなければならない。</u>			
（新設）							

現 行	変 更 案
(新設)	<u>(システム利用規約の遵守等)</u> <u>第 2 1 7 条の 4 スイッチング支援システムを利用する小売電気事業者はシステム利用規約を遵守しなければならない。</u>
(新設)	<u>(供給地点特定番号検索)</u> <u>第 2 1 7 条の 5 小売電気事業者は、小売電気事業に係る業務を行う上で必要がある場合は、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。</u>
(新設)	<u>(供給地点設備情報照会)</u> <u>第 2 1 7 条の 6 小売電気事業者は、小売電気事業に係る業務を行う上で必要がある場合は、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧 F I T 電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</u>
(新設)	<u>(使用量情報照会)</u> <u>第 2 1 7 条の 7 小売電気事業者は、小売電気事業に係る業務を行う上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。</u> <u>2 小売電気事業者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会にあたって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。</u> <u>3 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。</u>
(新設)	<u>(託送等異動業務)</u> <u>第 2 1 7 条の 8 託送等異動業務の具体的内容は次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>一 託送供給契約の切替え</u> <u>二 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用又は発電の開始（以下「再点」という。）</u> <u>三 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用又は発電の停止（以下「廃止」という。）</u> <u>四 契約電流の変更（以下「アンペア変更」という。）</u> <u>五 需要者及び発電者の情報の変更</u>

現 行	変 更 案
(新設)	<u>(託送供給契約の切替え)</u> <u>第 2 1 7 条の 9 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者（以下「現小売電気事業者」という。）から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約（以下「小売供給契約」という。）を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み（以下「スイッチング開始申込み」という。）を行う（以下、スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。）。</u> <u>2 現小売電気事業者は、需要者が新小売電気事業者と小売供給契約を締結した場合において、当該需要者との間で小売供給契約を解約する旨を合意したときは、スイッチング支援システムを通じて、当該合意が成立した後速やかに、託送供給契約の切替えに応じる旨の申込み（以下「スイッチング廃止申込み」という。）を行う。</u> <u>3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日（以下「マッチング日」という。）以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日（以下「スイッチング希望日」という。）において、託送供給契約の切替えを行う。但し、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。</u> <u>一 スマートメータの取替えが未了の場合 マッチング日から起算して 8 営業日に 2 暦日を加えた日</u> <u>二 スマートメータに取替えが完了している場合 マッチング日から起算して 1 営業日に 2 暦日を加えた日</u>
(新設)	<u>(再点の申込み)</u> <u>第 2 1 7 条の 1 0 小売電気事業者は、需要者との間で、小売供給契約を締結した場合において、供給地点において現に小売供給が行われていないときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに小売供給を開始する日（以下「再点日」という。）から託送供給を行うよう申込み（以下「再点申込み」という。）を行う。</u> <u>2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。但し、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して 3 1 日を超えて遡る場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。</u> <u>3 前項但書に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。</u>
(新設)	<u>(廃止申込み)</u> <u>第 2 1 7 条の 1 1 小売電気事業者は、需要者との間の小売供給契約を解約する旨を合意した場合（需要者が新小売電気事業者と小売供給契約を締結した場合を除く。）には、スイッチング支援システムを通じて、当該合意が成立した後速やかに、小売供給を停止する日（以下「廃止日」という。）から託送供給を停止するよう申込み（以下「廃止申込み」という。）を行う。</u>

現 行	変 更 案
(新設)	<u>(アンペア変更)</u> <u>第 2 1 7 条の 1 2 小売電気事業者は、需要者からアンペア変更の申出を受けた場合は、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに需要者からアンペア変更の申出があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。</u> <u>2 一般送配電事業者は、前項の通知を受けた場合には、アンペア変更を実施する。この場合、一般送配電事業者は、その結果を設備情報に反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</u>
(新設)	<u>(需要者情報変更)</u> <u>第 2 1 7 条の 1 3 小売電気事業者は、需要者の情報に変更が生じた場合は、一般送配電事業者に対し、スイッチング支援システムを通じ、速やかに需要者の情報に変更があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。</u> <u>2 一般送配電事業者は、小売電気事業者から受けた需要者の情報の変更を反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</u>
(新設)	<u>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</u> <u>第 2 1 7 条の 1 4 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合（以下「アンマッチ」という。）は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。</u> <u>一 契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合</u> <u>二 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合</u> <u>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合は、一般送配電事業者と協議に応じ、アンマッチの解消に協力する。</u>
(新設)	<u>(スイッチング廃止取次)</u> <u>第 2 1 7 条の 1 5 新小売電気事業者は、需要者の委任を受けたときには、スイッチング支援システムを通じて、現小売電気事業者に対して、当該需要者と現小売電気事業者との間の小売供給契約（以下「現小売供給契約」という。）の解約の取次（以下「スイッチング廃止取次」という。）を行うことができる。</u> <u>2 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次にあたって、現小売電気事業者に対し、次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。</u> <u>一 現小売供給契約にかかる契約番号</u> <u>二 現小売供給契約にかかる契約名義</u> <u>三 需要者の住所</u> <u>3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用して、1 時間に 1 回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。但し、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこの限りではない。</u>

現 行	変 更 案
(新設)	<u>4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第2項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング廃止取次を可とする旨を回答しなければならない。但し、新小売電気事業者のスイッチング廃止取次の申込みが需要者本人の意思に基づかないと窺われる特別の事情がある場合はこの限りでない。</u>
	<u>5 現小売電気事業者は、スイッチング廃止取次を承諾しない旨を回答した場合は、新小売電気事業者からの申出に応じ、その承諾しない理由について説明しなければならない。</u>
	<u>6 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次に際し、取得した情報は、廃止取次の申込日から、少なくとも3か月間、次の各号に掲げる申込方法に応じ、次の各号に定める方法により適切に保管する。</u> <u>一 書面による申込み 申込書類を紙又は電子データ</u> <u>二 電話による申込み 音声データ又は受付票を紙又は電子データ</u> <u>三 インターネットによる申込み W e b 申込フォーム等のシステム入力データ</u>
	<u>(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務)</u> <u>第217条の16 新小売電気事業者は、需要者からスイッチング廃止取次の委任を受けようとする場合には、需要者に対して、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。</u> <u>一 新小売電気事業者が需要者の委任を受けた場合には、需要者に代わって、現小売電気事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと</u> <u>二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を可とした場合、現小売供給契約が解約されること</u> <u>三 現小売供給契約を解約した場合、違約金等の不利益が発生する可能性があること</u> <u>四 需要者の都合によりスイッチングを取り止めることとなった場合、需要者はスイッチング希望日より前に、新小売電気事業者に対しその旨を申し出る必要があること。</u>
(新設)	<u>(業務処理状況の照会)</u> <u>第217条の17 小売電気事業者は、当該小売電気事業者がスイッチング支援システムを通じて行った託送異動業務等について、同システムを通じて、その処理状況を照会することができる。</u>
(新設)	<u>(小売電気事業者の情報の照会)</u> <u>第217条の18 小売電気事業者は、本機関に登録されている小売電気事業者の事業者コード、小売電気事業者名、連絡先等を照会することができる。</u>
(新設)	<u>(スイッチング支援システムの利用)</u> <u>第217条の19 小売電気事業者は、スイッチング支援システムが利用可能な場合においては、同システムを利用して、スイッチング支援対象業務を行わなければならない。</u> <u>2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合において、小売電気事業者がスイッチング支援システムを利用しないときは、スイッチング支援対象業務の申込み等に応じることを要しない。</u>

現 行	変 更 案
(新設)	<u>(目的外利用の禁止)</u> 第 2 1 7 条の 2 0 小売電気事業者は、スイッチング支援システムを通じて取得した情報について、当該情報を取得した目的以外の用途で利用してはならない。
(新設)	<u>(低圧 F I T 電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</u> 第 2 1 7 条の 2 1 低圧 F I T 電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。但し、第 2 1 7 条の 1 0 の第 2 項及び第 3 項並びに第 2 1 7 条の 1 2 は適用しない。
(新設)	<u>(適用範囲)</u> 第 2 1 7 条の 2 2 本章の規定は、小売電気事業者及び一般送配電事業者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。
第 1 4 章 緊急時の対応 第 2 1 8 条 電気事業者は、 <u>災害等の緊急時には、本機関が定める防災業務計画に基づき、本機関及び他の電気供給事業者と連携し、災害等への対応を行わなければならない。</u> (業務規程第 9 6 条第 3 項より移設して修正) 2 電気事業者は、平時より、 <u>業務規程及び本機関が定める防災業務計画に基づき、防災に係る情報の本機関への提出、防災訓練への参加その他本機関からの要請に応じた適切な対応を行わなければならない。</u> 3 電気事業者に該当しない電気供給事業者は、防災に係る業務の遂行に関し、 <u>前 2 項</u> に準じた対応を行うよう努める。	第 1 5 章 緊急時の対応 第 2 1 8 条 電気事業者は、 <u>大規模災害等の緊急時には、本機関が定める防災業務計画に基づき、本機関及び他の電気供給事業者と連携し、大規模災害等への対応を行わなければならない。</u> <u>2 電気事業者は、本機関が定める防災業務計画に基づく態勢の発令の通知を受けたときは、本機関及び関係する他の電気事業者と連携し、復旧等に協力しなければならない。</u> <u>3 電気事業者は、平時より、大規模災害等の緊急時に備え、本機関が定める防災業務計画に基づき、次の各号に掲げる対応を行わなければならない。</u> <u>一 毎年度、本機関に対し、次のアからカに掲げる情報を提出すること</u> <u>ア 自ら維持し、及び運用する電気工作物の所在地及びその性能</u> <u>イ 電源車、携帯用発電機等の保有の状況（燃料の保有の状況を含む。）</u> <u>ウ 災害対応のための資機材の保有の状況</u> <u>エ 災害対応のための人員（協力会社等の人員を含む。）の状況</u> <u>オ 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況</u> <u>カ アからオの他、本機関が必要と認める事項</u> <u>二 本機関からの求めに応じ、防災訓練に参加すること</u> 3 電気事業者に該当しない電気供給事業者は、防災に係る業務の遂行に関し、 <u>前 3 項</u> に準じた対応を行うよう努める。

現 行	変 更 案												
第 1 5 章 電気の質に関する評価・分析等 （電気の質に関する評価・分析） 第 2 1 9 条 本機関は、<u>一般電気事業者</u>から提供された情報をもとに、周波数、電圧及び停電に関する電気の質に関して、供給区域ごとに評価、分析し、業務規程第 1 0 1 条に定める報告書として取りまとめる。 （電力需給等に関する情報の本機関への提出） 第 2 2 0 条 <u>一般電気事業者</u>は、本機関が前条の報告書を作成するため、本機関に対し、毎年 8 月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。 一～四 （略） 2 <u>一般電気事業者</u>は、本機関の要請に応じ、法第 2 6 条第 3 項及び施行規則第 4 5 条に基づき記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第 3 条に基づき国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析にあたって必要となる情報を提供しなければならないものとする。 <u>別表 1 5 - 1</u> 電圧の維持すべき値 <table><tr><th>標準電圧</th><th>維持すべき値</th></tr><tr><td>百ボルト</td><td>百一ボルトの上下六ボルトを超えない値</td></tr><tr><td>二百ボルト</td><td>二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値</td></tr></table>	標準電圧	維持すべき値	百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値	二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値	第 1 6 章 電力需給等に関する情報の提供 <u>（業務規程第 1 0 1 条第 1 号へ移設して集約）</u> （電力需給等に関する情報の本機関への提出） 第 2 2 0 条 <u>一般送配電事業者</u>は、本機関が業務規程第 1 0 1 条の報告書を作成するため、本機関に対し、毎年 8 月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。 一～四 （略） 2 <u>一般送配電事業者</u>は、本機関の要請に応じ、法第 2 6 条第 3 項及び施行規則第 4 5 条に基づき記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第 3 条に基づき国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析にあたって必要となる情報を提供しなければならないものとする。 <u>別表 1 6 - 1</u> 電圧の維持すべき値 <table><tr><th>標準電圧</th><th>維持すべき値</th></tr><tr><td>百ボルト</td><td>百一ボルトの上下六ボルトを超えない値</td></tr><tr><td>二百ボルト</td><td>二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値</td></tr></table>	標準電圧	維持すべき値	百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値	二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値
標準電圧	維持すべき値												
百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値												
二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値												
標準電圧	維持すべき値												
百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値												
二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値												
第 1 6 章 その他 （事業者コード等の申請） 第 2 2 1 条 <u>託送供給利用事業者</u>は、本機関に対し、<u>需給計画、発電計画、連系線の希望計画、利用計画又は通告値を一般電気事業者及び本機関のシステムを介して提出するため、事業者名を示す番号（以下「事業者コード」という。）及び発電所の地点等を示す番号（以下「系統コード」という。）の発行を申請しなければならない。</u>	第 1 7 章 その他 （事業者コード等の申請） 第 2 2 1 条 <u>託送供給契約者、発電契約者その他電気供給事業者</u>は、本機関に対し、<u>需要調達計画等、発電販売計画等、連系線利用計画並びに供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号（コード）の発行を本機関に申請しなければならない。</u> <u>一 事業者コード 事業者名を特定する番号</u> <u>二 系統コード 発電所の地点等を特定する番号</u> <u>三 バランシンググループ（BG）コード BGを特定する番号</u> <u>四 計画提出者コード 発電販売計画等を提出する事業者を特定する番号</u> <u>五 発電計画・販売計画コード 発電販売計画等の基本情報を特定する番号</u> <u>六 需要計画・調達計画コード 需要調達計画等の基本情報を特定する番号</u>												

現 行	変 更 案
(新設)	<u>七 利用計画コード（申込番号） 連系線利用計画を特定する番号</u> <u>2 本機関は、前項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。</u> <u>（情報セキュリティ対策）</u> <u>第221条の2 電気事業者は、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策を確実に実施するとともに、本機関からの情報提供等に対応し、適宜情報セキュリティ対策を見直さなければならない。</u>
(新設)	<u>附則（平成28年4月1日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 本指針は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u>
(新設)	<u>（平成28年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出）</u> <u>第2条 電気事業者は、業務規程第23条及び同規程附則第4条に基づき平成28年度供給計画の案を本機関へ提出する際は、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する様式に基づき、電子データで提出するものとする。</u> <u>2 一般送配電事業者を除く電気事業者で、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十六年六月十八日法律第七十二号）が施行されることに伴い電気事業者となった者が前項により本機関へ提出する供給計画の案及び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関に提出するものとする。</u> <u>一 供給計画の案 平成28年4月13日</u> <u>二 供給計画 平成28年4月27日</u> <u>3 一般送配電事業者が第1項により本機関へ提出する供給計画の案及び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関に提出するものとする。</u> <u>一 供給計画の案 平成28年5月16日</u> <u>二 供給計画 平成28年5月30日</u> <u>4 上記以外の電気事業法の一部を改正する法律（平成二十六年六月十八日法律第七十二号）に規定された電気事業者が第1項により本機関へ提出する供給計画の案及び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関に提出するものとする。</u> <u>一 供給計画の案 電気事業者となった日から16日以内</u> <u>二 供給計画 電気事業者となった日から30日以内</u>
(新設)	<u>（高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置）</u> <u>第3条 小売電気事業者は、高圧需要者を対象としたスイッチング支援対象業務について、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十六年六月十八日法律第七十二号）が施行される日から</u>

現 行	変 更 案																											
(新設)	<u>起算して6か月の間、送配電等業務指針第217条の19の規定に依らず、一般送配電事業者の定める申込方法によりスイッチング支援対象業務を行うことができる。</u> <u>2 一般送配電事業者は、前項に掲げる期間においては、送配電等業務指針第217条の19第2項の規定に依らず、小売電気事業者からの申込みに応じることを要する。</u> <u>(同時同量に関する特別措置)</u> <u>第4条 実同時同量の契約者は、第120条の規定にかかわらず、供給区域ごとに、別表1及び別表2に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければならない。</u> <u>2 需給計画には、合理的な予測に基づく需要の想定及び当該需要に対応した供給力の確保の計画を記載しなければならない。</u> <u>3 実同時同量の契約者に対する業務規程第68条で定める送電可否判定においては、同条第1項で連系線希望計画の一部を送電可能と判定する旨を希望したものとして取り扱う。</u> <u>4 第122条に定める一般送配電事業者への追加資料の提出及び第123条に定める計画値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用する。</u> <u>5 実同時同量の契約者が、連系線利用計画の年間計画及び月間計画を提出するときは、各月又は各週の平日及び休日単位で計画提出を行い、本機関において日別の計画値に変換する。</u>																											
	(送配電等業務指針第120条別表8－1を修正)	<u>別表1 需給計画の提出</u> <table><tr><th colspan="2">提出する計画</th><th>年間計画 (第1～第2年度)</th><th>月間計画 (翌月、翌々月)</th><th>週間計画 (翌週、翌々週)</th><th>翌日計画</th><th>当日計画</th></tr><tr><th colspan="2">提出期限</th><td>毎年10月末日</td><td>毎月1日</td><td>毎週火曜日</td><td>毎日午前12時</td><td>随時</td></tr><tr><th rowspan="2">提出内容</th><th>需要電力</th><td>各月平休日別の 需要電力の最大値及び最小値</td><td>各週平休日別の 需要電力の最大値及び最小値</td><td>日別の<u>需要電力の最大値と予測時刻及び最小値と予想時刻</u></td><td>30分ごとの 需要電力量</td><td>30分ごとの 需要電力量</td></tr><tr><th>供給電力</th><td>需要電力に対する供給電力</td><td>需要電力に対する供給電力</td><td>需要電力に対する供給電力</td><td>需要電力に対する供給電力</td><td>需要電力に対する供給電力</td></tr></table>	提出する計画		年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画	提出期限		毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時	随時	提出内容	需要電力	各月平休日別の 需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の 需要電力の最大値及び最小値	日別の <u>需要電力の最大値と予測時刻及び最小値と予想時刻</u>	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量	供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力
提出する計画		年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画																						
提出期限		毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時	随時																						
提出内容	需要電力	各月平休日別の 需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の 需要電力の最大値及び最小値	日別の <u>需要電力の最大値と予測時刻及び最小値と予想時刻</u>	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量																						
	供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力																						

現 行	変 更 案					
(送配電等業務指針第 1 2 0 条別表 8－2 を修正)	別表 2 発電計画の提出					
	提出する計画	年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
	提出期限	毎年 1 0 月末 日	毎月 1 日	毎週火曜日	毎日午前 1 2 時	随時
	提出する 発電地点別 発電計画	各月平休日別の供給電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の供給電力の 最大値及び最 小値	日別の供給電力の最大値と 予想時刻及び 最小値と予想 時刻	3 0 分ごとの 供給電力量	3 0 分ごとの 供給電力量